

第 34 回

海外研修報告書

平成27年度(平成28年実施)

社会福祉法人 清水基金

ま え が き

当清水基金は、昭和41年の創立以来障害児・者の福祉の増進を目的に施設の整備、充実に重点を置いた助成事業を続けております。昭和57年度からは将来に活きるものとして人材育成に対する助成にも注力し、従来の助成事業に加えて、海外研修事業を毎年実施して参りました。

海外研修は、民間施設において障害児・者の処遇に携っている方々の中から、熱意にあふれた有為の人材を選抜して海外に派遣し、各自その専門領域に応じて3ヶ月間の深味ある個人研修を行い、その成果をもってわが国社会福祉施設のサービス向上、及び先進国福祉ニーズの究明に役立てると同時に、これを通じて国際交流の進展にも寄与することを当初からの目的としております。

また、平成16年度からはより若い方を対象にテーマを絞った1ヶ月コースも設定しており、既に延31名の研修生が、デンマークやアメリカにて充実した研修を経験してきました。

この事業も発足後既に34回を数え、延195名の研修生達は貴重な体験を生かして各々の職場で着実に成果を挙げております。

今回の研修報告書は、平成27年度に第34回研修生（1ヶ月コース3名、3ヶ月コース2名）に選ばれ、昨年4月からの研修を終えて帰国された5名が帰国報告会で行なった発表を中心に、収録したものであります。

この報告書が社会福祉に関係される皆様にとって、多少なりともご参考になれば望外の喜びであります。

最後にこの研修実施にあたり、研修生を送り出していただいた施設関係者の皆様、研修生を快く受入れていただいた海外の施設関係者の皆様、特に合同研修の実施に際して、研修プログラムをアレンジして下さったイリノイ大学シカゴ校 八巻純 准教授、並びにこの事業実施にあたって終始多大なご指導ご鞭撻をいただいている選考委員会の諸先生に心から感謝を申し上げる次第でございます。

平成29年3月

社会福祉法人 清水基金
理事長 近 藤 克 彦

清水基金海外研修事業選考委員会

委員長	末光 茂	旭川荘 理事長
副委員長	大塚 晃	上智大学 教授
委員	渋谷 篤男	全国社会福祉協議会 常務理事
〃	高橋 流里子	元日本社会事業大学 教授
〃	吉川 かおり	明星大学 教授
〃	割田 正雄	清水基金 常務理事

目 次

1ヶ月コース

- アメリカ合衆国における障害者権利擁護の現状について
～直接処遇職員の人材育成から学ぶ～……………泉 陽一郎……11
- アメリカイリノイ州における入所施設利用者の
日中活動・余暇活動について……………久 保 美 咲……27
- コミュニケーションスキルと意思表示の支援方法……小 松 美 奈……45

3ヶ月コース

- 成人期の自閉症者に必要な支援について
～就労・余暇・居住への支援を通して～……………中 西 仁 志……61
- アメリカにおける発達障害児への
早期からの包括的支援について……………中 山 雄 介……95

第34回 海外研修シカゴ合同研修報告

平成28年4月18日から28日まで、イリノイ大学シカゴ校（University of Illinois at Chicago。以下、UIC と記す）八巻純准教授のもとで合同研修を行った。研修はUICでの八巻先生の講義より始まり、シカゴ近郊の4施設の見学、親の会主催のカンファレンス（The Arc of Illinois Annual Conference）出席、障害福祉施策に関連する3機関の見学や担当職員による講義であった。これらは、イリノイ州における福祉サービスを多角的に捉えることができるよう、また、個々の研修テーマに沿った内容となるよう、八巻先生によりコーディネートされたものであった。

まず、合同研修を行ったイリノイ州シカゴの概要について以下に記す。イリノイ州はアメリカ中西部に位置し、人口は国内5番目、中西部では最大の人口であり、かつ民族構成が最も多様化した州である¹⁾。面積は約15万km²（日本の総面積が約38万km²）、人口は約1,300万人（東京都の人口が1351万人）で、人口の約70%がシカゴ近郊に集中している。シカゴ市の人種別による構成比は州全体に比べ、黒人、ヒスパニックの割合が大きい。そのため、シカゴ市内では人種による貧困の問題などが他の地域に比べて大きく、住む地域により抱えている社会的な問題が異なり、住民が受けられるサービス（福祉に限らず）の内容に差が生じている実態がある。八巻先生より、こうした社会的な背景による地域差、また州によっても実態が異なることを考慮した上で、考えを深めていくことの大切さを教えていただき、研修を開始した。

以下、日程に沿って報告する。

2016/4/18(月)PM

八巻純准教授による講義と合同研修のオリエンテーション

八巻先生より「アメリカにおける発達障害」というテーマで、アメリカの障害定義の変遷（医療モデルから社会モデルへ）と、これに伴う障害福祉サービスの変化（大規模入所施設からの脱施設化、慈善から権利へ）、その転機となった出来事や歴史的・政策的背景について講義を受けた。また、連邦法である The Developmental Disabilities Act（発達障害法、以下、DD Act と記す）についての説明を受けた。

八巻先生によると、アメリカの障害福祉サービスの変化における転機は、以下の3点である。

- ①親の会の運動：ミネソタ州で始まった、知的障害の子を持つ親の会(National Association for Retarded Children:NARC 現在は The Association for Retarded Citizens of the United States : The Arc に名称を変更)。権利擁護運動の始まりとされている。
- ②ケネディ大統領：大統領諮問委員会が障害福祉サービスに関する95箇条の政策提言書（専門家の養成、地域居住、子どもから大人までの切れ目のないサービスを提言）を作成。これが基となり連邦法「National Combat Act」(DD Act の前身となる)が制定され、各州で、研究・養成機関、政策機関、権利擁護機関の設置に至った。また、大統領の妹が知的障害を持っていたことから NARC にも出席するなど、知的障害者のサービス向上に尽力した。

ケネディ大統領の在任期間中に連邦政府が障害福祉サービス体制を整備したことにより、その後の地域居住等へのサービスの変革が加速した。

③裁判闘争：過去の判例が障害者の権利擁護運動に大きく影響している。例) Olmstead 裁判は、American with Disabilities Act of 1990 (障害者への差別禁止法：ADA 法) を法的根拠とした初の裁判で、その後の権利擁護に関する裁判に強い影響を与えた。

②のケネディ大統領の諮問委員会には、日本から、当時の国立秩父学園園長であった菅修氏が日本の障害福祉の専門家として招聘された。アメリカは諮問委員会後に95条からなる政策提言書を作成し、連邦法「National Combat Act」の制定に至った。これにより、アメリカは障害福祉サービスの脱施設化を進め地域サービスへと移行していったのに対し、反対に日本は大規模入所施設化の道を歩んでしまったエピソードを八巻先生より紹介された。海外の先進的な取り組みを学び、障害福祉サービスの大きな転換となる機会を得ても、自国でそれらの実現にむけた取り組みをしなければ、何も実を結ばないということを教えられた。このことは、今回の海外研修についても同様であり、研修生が合同研修と個人研修で学んだことをそれぞれの職場や地域の問題として深めどのように実践していくか、答えは得られないかもしれないが考え続けることが大切であることを教えていただいた。

2016/4/19(火)AM

Have Dreams

1996年、自閉症（以下 ASD）の子どもを持つ7家族が集まり設立された ASD の方のための通所施設。大人の就労支援・児童への放課後支援を行ない、ソーシャルスキルやコミュニケーションスキルのトレーニングを行なっている。運営は州からの資金ではなく、70%は寄付金で、その他は自己資本で行われている。1日10名前後の利用者が通所し、各自の特性に応じた活動に振り分けられる。1日のプログラムは全て視覚化されており、個人に合わせた方法で個人のスケジュールとして手元に置かれていた。

近郊の公共施設や店舗での清掃や様々な作業を行なっている。これらの作業は、一般就労へ結び付けるためのトレーニングである。その一つとして、施設内にはドラッグストアが再現された部屋があり、品出しや接客のトレーニングが出来るようになっていた。ここでトレーニングをし、実際の店舗へ行き品出しを行なうことに繋がっていく。

放課後支援では、ボランティアの方も入りプログラム提供の支援や、付き添い等を行なっている。

2016/4/19(火)PM

Resource Center for Autism and Developmental Delay(RCADD)

貧困家庭が多く社会資源の少ない場所に意図的に作られた UIC の機関であり、2つのセンターがある。ここでは、自閉症児とその家族、その他、発達に遅れのある子どもに関わる教員や支援者を対象に、自閉症に対する適切な理解と支援の方法についての情報提供や支援者の養

成を行う役割を担っており、以下の3つのサービスを行っている。

- ① Resources：器具・書籍などの貸し出し、視覚支援で用いるカード等の作成、Individualized education program（以下、IEP）で定められたゴールを達成するために、一人一人の子どもに合った教材や環境設定と一緒に考え、家族や教員、支援者に情報提供とサポートをする。
- ② References：他機関の紹介。その人が必要とするサービスを提供する専門機関などを紹介しつなげる。
- ③ Training：家族、教員、支援員に向けた研修事業。自閉症の総論や特性理解に基づく関わり方を伝達している。また、保護者や支援者が困っていることにテーマを絞った講習会も開催している。

2016/4/20(水)AM、2016/4/21(木)AM

The Arc of Illinois 2016 Annual Convention

The Arc of Illinois（以下、The Arcと記す）は1930年代に障害児を家族にもつ親が少人数で集まってできた団体である。The Arcはイリノイ州以外にも州ごとに展開、活動しており「The Arc of United States」が、全米で包括的に活動する組織となっている。The Arcはボランティア活動や障害児への日中活動の提供を始めたことが設立のきっかけであり、イリノイ州のThe Arcでは障害者本人及び家族のサポート（特に障害者の権利）を中心に活動している。現在は非営利団体として州全体に支部を持ち、Annual Convention（年度大会）は、今回で66回目となった。多くの障害者関係団体・機関がブースを出展し、分科会の発表等を行っていた。

The Arcの大会は4月20日（水）から21日（木）の2日間開催されたが、私たち研修生は両日午前中の分科会（研修生が参加を希望した分科会）及び基調講演に参加させてもらった。以下、研修生が参加した分科会・基調講演の内容を記載する。

《4/20(水) 分科会および内容》

分科会名称	内 容
“Rising Above the Challenge by Expanding Resources Through the Power of Collaboration”	地域の社会資源が連携することの大切さについての講演。実際の他法人同士の連携について事例を通じて紹介。
“When Timeouts Don’t work for Children/ Adult Children”	臨床心理士による行動療法の紹介
“Rising to the Challenge of Transition: Transition Tools for Life”	高等学校卒業後の人生に役立つ “Transition Workbook”（移行支援ツール）の紹介

《4/20(水) 基調公演》

基調講演名称	内 容
“Ligas Update By the Court Monitor and Class Counsel”	「リーガス訴訟」の裁定内容（大規模入所施設から地域居住）が実行されているかの経過を裁判所指定の Court Monitor より報告

※ “Ligas v. Hamos lawsuit”(リーガス訴訟) とは、2005年7月28日に裁判所に提訴された裁判の通称。州立の入所施設を利用している Ligas 氏が、施設の専門職（州職員）から「施設を退所して地域生活が可能だ」と判定されたにも関わらず、地域の社会資源が整っていないことを理由に地域移行ができていなかったとして起こされたもの。裁判は2011年6月15日に判決がでており、「イリノイ州（Hamos 前州知事）は、大規模施設入所者の内、地域居住を希望する人がいれば、その希望を叶えなければならない」という内容であった。

※ “Court Monitor”(コートモニター) とは、裁判所が指定する裁判所が裁定した内容を履行できているかどうかを定期的に評価する機能。このリーガス訴訟では Equip for Equality の Ronnie Cohn 氏が指定されている。(Equip for Equality の説明は、別途2016/4/26 (火) PM 内にて記載)

《4月21日(木) 分科会及び内容》

分科会名称	内 容
“Promoting Community Inclusion Through the Teaching of Social Skills”	地域社会で生活するための技能等学習・習得する重要性についての講演会。
“A Hands On Workshop on Letters of Intent”	親なき後のサービス利用についての保護者向け講演会。
“Blueprint to Make Employment First a Reality in Illinois”	イリノイ州における知的障害者への就労支援プログラムの紹介。
“Operation : Community Access”	障害者本人からの権利擁護活動報告。

《4/21(木) 基調公演》

基調講演名称	内 容
“From Possibility to Success”	特殊教育の元教員 Patrick Schwarz 氏による講演。人が幸せになる為の、生涯を通じた学習及び環境の再構築の必要性について。

この2日間を通じて、各研修生は八巻准教授の通訳なしで講演会や分科会に参加した。結果、およそ2割～3割程度の理解しかできていないことを痛感することとなった。しかし、海外研修期間中に The Arc の Annual Convention のような大規模大会に参加できたことで、個別の事業所訪問、機関訪問では感じるこのできない障害者本人や家族の想いに触れることができた。

2016/4/20(水)PM

UCP Seguin

この機関は、2013年に2つの法人が合併し、子どもから大人までのサービスを提供している民間法人である。UCP Seguin 以外に6つの施設を運営している。UCP Seguin 全体の職員は700名であり、その内 Day Program を行っている職員は170名である。Day Program の1日の利用者数は450名おり、対象は Developmental Disability の方である。朝の8時半～9時半に来所され、1人の方が1日に5クラスの活動に参加することとなっている。陶芸、園芸、調理、就労援助、公共交通機関の使い方等を学ぶ Community Planning のクラスの他、スペシャルクラスというものも設けられていた。スペシャルクラスは、乗馬や太極拳、フィットネスなどがあった。

調理のクラスでは、地元のホットドッグ店が寄付したキッチンを使用し、調理を通して自立した生活が送れるようにするだけでなく、実際の店舗と同じキッチンを使用することで、就労援助にもつながっているとのことだった。スペシャルクラスでは、外部講師による授業がありボランティアではなく、有償で授業を行っていた。また、UCP Seguin の隣には、園芸や自主製品が売られているお店と洗車場が併設されており、障害者の仕事の場の1つとなっていた。一方で、施設としての収入源の1つにもなっている。この店舗で働く方には、最低賃金が支払われていた。一般の企業で働くことが困難な人にも、働く場を提供している側面を持っている。

UCP Seguin の運営予算に関しては、85%が Medicaid (低所得者向け公的医療保険制度)、寄付が15%となっている。また、併設されているお店や洗車場で働く方の給料等の残りも本部への運営費となっている。その他に、近年では週末に行われるフリーマーケットの会場として、UCP Seguin の敷地を提供することで運営費を得ているとのことだった。

2016/4/22(金)AM

Easter Seals Du Page and Fox Valley

1919年に Edgar Allen 氏によって設立された全米組織の団体である。設立当初の目的は障害児への支援だったが、1944年に対象を障害者へ拡大した。アメリカ・プエルトリコ・カナダ・メキシコ・オーストラリアにネットワークがある。対象年齢は0歳から大人までであり、「障害をもった方、その家族が地域で同じように生活出来るように」を支援の目的としている。

家族中心のサービス提供をしており、セラピーの時間のうち40%は親とのやりとりが行われる。また、セラピー提供時には、同じ経験のある親が同席することもある。子どもがセラピーを受けている間、保護者はその親から経験を通したアドバイスを受けたり、懇談を行なう。

0歳から3歳まではEarly Interventionで保健所の管轄、3歳から22歳まではEducational Serviceとなり学区の管轄となる。学校の中でセラピーを受けることもある。20歳以上になると、定期的にセラピーを受けるのではなく、半年ごとのフォローや状況が変わったときのみの通所となる。

障害の原因がはっきりしていなくても、言葉に遅れが見られる場合にはセラピーを提供している。親の健康保険での取り扱いとなるが、障害の診断を受けずにセラピーを受けた場合、保険適用が認められないこともあり、最終的に全額自己負担となることもある、と話していた。

2016/4/25(月)

Ann Kiley Developmental Disabilities Center

Ann Kiley Developmental Disabilities Center (以下 Ann Kiley Center と記す) は1975年に開所された州立の大規模入所施設である。開所当時は、子どもから大人まで入所していたが、現在の入所者は188名おり、18歳以上の大人のみで最高齢は89歳である。1995年に行政により閉所する計画が持ち上がったが、地域住民や組合の反対により閉所されることはなかった。Ann Kiley Center は地域住民の働く場としても重要な役割を果たしているとのことだった。そのため、閉所ではなく縮小することに変更することとなった。地域への移行を希望する方は民間法人の施設へ移り、ご家族の元へ戻った方もいた。

地域への移行を行ったことで、施設内に空き部屋ができたため、そこで日中作業を行っている。地域の Day Program へ参加している方は110名、Ground Program と呼ばれる施設内の Day Program へ参加している方は78名であった。近年は障害が複雑かつ重症化している方も多いため、地域の Day Program に参加したいが、Ground Program へ参加している方もいるとのことだった。

Ann Kiley Center は、6つある州立施設の1つであり、大規模入所施設であるが故に、悪であると言われることがある。しかしながら、Ann Kiley Center では障害が複雑で重症化しており、民間のグループホームでは受け入れが難しい方のために、地域の重要な受け皿になっているとのことだった。

2016/4/26(火)AM

Illinois Council on Developmental Disabilities (ICDD)

Illinois Council on Developmental Disabilities (以下、ICDD と記す) は、連邦法 DD Act に規定された各州に設置が義務付けられている機関の一つである。DD Act では、各州に独立した3つの機関 (「The University Center for Excellence in Developmental Disabilities (研究・養成機関。以下、UCEDD と記す)」「State Protection & Advocacy System (権利擁護機関。以下、P&A と記す)」「State Council on Developmental Disabilities (政策立案機関。以下、DD Council と記す)」の「トロイカ体制」がとられており、それぞれの機関が密に連携しながら障害者に関する様々な取り組みを行っている。ICDD はイリノイ州の DD Council であり、発達障害者

支援に関する政策を取り決めるプレーン的な役割を担っている。

今回の研修では、Program Specialist であるMargaret Harkness 氏にイリノイ州のDD Council の概要、現在取り組んでいることについての説明を受けた。

DD Council の役割は、発達障害を持つ個人に対する権利擁護について、制度を監視すること、どのようにしたらよりよくなるかを明らかにすること、サービスを提供する州の機関と協働すること、障害を持つ人々と一緒に改善できることを見守ることである。評議員28名によって構成されており、メンバーには障害を持つ本人またはその家族、教育・福祉の行政機関の職員が入ることが規定されている。2012年から2016年にかけての5か年計画の目標は、発達障害を持つ人たちが、地域社会生活を送れるようサービスを充実させる、地域に住むだけでなくコミュニティに組み込まれていく、仕事と賃金を獲得できるようになる、必要なことに対して声を上げることができることである。

2015年1月、イリノイ州知事が共和党のBruce Rauner 氏へ交代となり、民主党が過半数を占める州議会との間で予算に関する合意が得られない状態が続いている。この影響で、これまで進められていた発達障害に関する支援プログラムが縮小・閉鎖になる事態となった。こうした事態を受け、ICDD では、新たに就いた機関の指導者たちや知事の補佐官に対して、発達障害をもつ人々に必要なサービス、よりよいサービスとは何か、と教育し続けることが求えられており、これがICDD の役割であると Margaret 氏は語っていた。

2016/4/26(火)PM

Equip for Equality

Equip for Equality は、イリノイ州における「P&A (権利擁護)」の事業を受託している民間組織である。今回の研修では、Equip for Equality 代表の Zena Naiditch 氏に話を伺うことができた。

Equip for Equality は以下の部門・チームで構成されている。

① Abuse Investigation Unit (虐待捜査部門、以下 AIU と記す)

・イリノイ州における障害者等虐待案件の調査機関。時には行政以上の捜査権限を有し、予告なしに虐待の疑いが持たれる施設等に立ち入り調査を実施。また、行政が保有している個人情報へアクセス権も有している。

② Civil Rights Team (公民権チーム、以下 CRT と記す)

・各種分野(公共、雇用、居住、教育、移動手段)における障害者の差別解消・人権の普及啓発活動。

③ Special Education Clinic (特殊教育クリニック、以下 Special ED と記す)

・特殊教育を必要とする子供の家族に対するサポート(電話相談等)事業。
・裁判等により特殊教育に関する諸問題を解決するサポート。
・Early Intervention(早期療育プログラム)の紹介。IEP ミーティングに関するアドバイスの提供。

Zena 氏より、P&A は1970年代に始まった制度であり、当初は「発達障害」「知的障害」のみが対象だったとの話があった。その後、80年代に精神障害が加わり、90年代になると ADA 法が成立し、すべての障害者を対象とした権利擁護機関が必要になってきたとの説明を受けた。

現在、Equip for Equality が特に力を入れているのが上記② CRT の内、「Systems Advocacy」であり、Zena 氏いわく「個人の権利擁護 (Individual Advocacy) や自身での権利主張 (Self-Advocacy) も大切であるが、私たちはより社会に影響を与える活動に力を入れている。日々権利に関する相談を数多く受ける中、個別の相談に対応しているだけではとても社会に変革をもたらすことはできない。Equip for Equality の人材にも限りがある。限りある人材の中で、いかに社会に影響を与えていく活動ができるかが重要。私たちは集団提訴を通じ、社会の公共インフラ制度に働きかけ勝訴した判例もある」と事例を通じて話してくださった。

Zena 氏の話は力強く、Equip for Equality の役割についてとても自信を持っている印象を抱いた。その Zena 氏からとても印象に残る言葉があったので記載する。

「法律は大事だ。ただ、法律が制定されただけで、その運用がしっかりなされていなければ意味がない。法律が機能する仕組みを作っていくことが重要だ。」

2016/4/27(水)AM

IL's University Center for Excellence in Developmental Disabilities (UCEDD)

UCEDD はアメリカ合衆国に67か所あり、大きな州には複数ある場合がある。DD Act により設置が義務付けられているものである。UCEDD は大学に付属している必要があり、DD Council、P&A と協働していく必要がある。また、UCEDD は障害者の自立等を促すことを目的とする5か年計画を作成しており、連邦政府から毎年50万ドルの補助金を受けている。内容はそれぞれの州で決めているが、計画決定には利用者もしくはご家族の参加する理事会の賛成が必要となる。計画作成の他、UCEDD には4つの役割がある。

- ① Training : 現場の職員向けのトレーニング。現場の職員に行動療法を教えたり、健康管理法のレクチャーや、医学部の学生向けのトレーニングも行う。
- ② Research : Medicaid のお金をどのように使っているか等の研究。
- ③ Dissemination : 情報を地域、親や地域、行政、本人に提供すること。学会誌以外にも発表を行う。
- ④ Community Service : 民間法人の理事に地域からのサービスの相談に対応する。

イリノイ州の UCEED は、IDHD (Institute on Disability and Human Development) という機関が担っている。IDHD では、5ヵ年計画の中で4つのゴールを定めている。

- ① Interdisciplinary training : 様々な領域において、障害に関する理解を進めること。
- ② Community Services : ファミリークリニック等の臨床に関するサービスを行う。外来に来てもらうだけでなく、それぞれの地域へ行き、サービスを提供することもある。
- ③ Reserch : 現場にフィードバックができる調査を行うこと。例えば、イリノイ州の大規模

入所施設の閉鎖に伴い、どのような効果があったのか調査を行い、報告する。

- ④ Dissemination：情報を提供することで、地域の人々や政策関係者により障害について知ってもらえるようにすること。また、啓蒙活動が盛んになることなども目指している。

そして、全米のUCEEDによりつくられた組織は、AUCD (Association of University Centers on Disabilities) と呼ばれている。それぞれの州のUCEEDが共同して大規模入所施設からの地域移行に取り組んでいる。大規模入所施設に代わる地域サービスを充実させること、本人やご家族が自ら意見を言えるような環境作りを整えていくことに取り組んでいくとのことだった。

2016/4/27(木)PM

Parent's perspective(Susan Kahan 氏)

Susan Kahan 氏は20代の息子を持つ2児の母親であり、長男が高機能自閉症である。彼女は現在、イリノイ大学シカゴ校のファミリークリニックで働いている。今回は母親と専門家の両方の立場から、話を聞くことができた。

障害のある子ども達が生まれてから大人になるまでの間に、各年齢で受けられるサービスや対象となる機関は異なっている。イリノイ州ではそれらの紹介や仲介を家族と一緒に行うような機関が存在せず、子ども達にとって必要な医療やサービスを受けるためには、母親が自分自身で情報を集め、自分たちで交渉をしていかなければいけない現状になっている。

イリノイ州では、ここ数年は、サービスの提供を基本的には家庭で行うことが中心となっている。そのため、子ども達が療育を受ける場合、セラピストが家庭に出向く必要があるが、地域によってはセラピストから訪問を拒否されてしまうことがある。また、特殊教育を受けるためにはIEPの作成が求められる。しかし、それを作成するにあたって必要となる情報等すべてを親が書面で提出しなければならないということを知らない親が多い。親が知らないために、子どもに必要なサービス等を受けられないこともあるため、母親をエンパワメントしていくことが大切であると話してくれた。

日本では、アメリカの訪問教育やIEPの作成等について良いことばかりが伝えられているように感じるが、イリノイ州の現状を聞く限りでは、様々な問題点や課題もあることが分かった。

私たちは、良い部分を学ぶだけではなく、うまくいっていないことにもしっかりと目を向け、その裏にある本質をしっかりと見極めることが大切である。そして、それらのことからどのような対策・対応をとっていけばいいのかを考えることが必要であると感じた。

まとめ

研修期間中のイリノイ州は、州知事と州議会とが異なる支持政党をもつ「ねじれ状態」となり、州予算の執行が停止しているというタイミングであった。これにより、事業の縮小や中止を余儀なくされた福祉サービスもあり、政治と行政とが直結している現実をみた。政治による福祉サービスへの影響は、ケネディ元大統領による DD Act の推進という歴史もあれば、このような現実も起こりうる、ということを感じることができた。

2週間の合同研修を通して、「物事を縦断的かつ多面的に捉えること、学びを積み重ねていくことの大切さ」を八巻先生から教えていただいた。すなわち、アメリカの障害者福祉についての歴史や経過を踏まえたうえで、現在のアメリカでの福祉サービスの全体像を捉えること、日本と比べてどちらのサービスが優れているかだけではなく、研修で学んだことをどのように今の仕事につなげていくのか考え続けること、合同研修で学んだことを個人研修へとつなげていくこと、これまでの研修生たちの学びの上に研修テーマを積み重ね、次の研修生へとつなげていくこと、である。これらについて八巻先生は、ご自身が1987年に書かれた海外研修の報告書を紹介しながら、熱い思いをもって我々研修生へ教えて下さった。個人研修に先立ち、アメリカ（イリノイ州）での福祉制度・教育制度に関する共通の認識を得るという学びだけでなく、支援者として、常に最善のものを探求し続ける姿勢について、帰国後もその思いを持ち続けることの大切さを学ばせていただいた2週間の研修であった。

参考文献

1) ウィキペディア：イリノイ州, 入手先

〈<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%A4%E3%83%AA%E3%83%8E%E3%82%A4%E5%B7%9E>〉

海外研修報告

アメリカ合衆国における障害者権利擁護の現状について
～直接処遇職員の人材育成から学ぶ～

社会福祉法人 愛恵協会
生活支援センターこうた
管理者 兼 相談支援専門員（精神保健福祉士）

泉 陽 一 郎

目次

I. はじめに

II. 研修報告

1. 研修目的

2. 研修機関

A : Ray Graham Association

B : Ann Kiley Center

3. 研修内容

A : イリノイ州における Direct Support Person 資格要件について

B : Ray Graham Association 新人職員向け研修について

a) 対象者及びカリキュラム概要

b) 研修カリキュラム詳細

C : Ann Kiley Center 障害者虐待に関する研修について

III. 考察

IV. おわりに

V. 謝辞

I. はじめに

私は愛知県岡崎市にある社会福祉法人愛恵協会に勤務している。普段は法人内の障害者相談支援事業所「生活支援センターこうた」及び他法人である社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会「岡崎市障がい者基幹相談支援センター」への出向業務を兼務している。相談支援事業の役割は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、障害者総合支援法と記す)の中で定義がなされている。特に、市町村の地域生活支援事業を受託している相談支援事業所に勤務していると、障害者総合支援法第七十七条3に明記されている相談支援事業の役割や、同法第七十七条の二に記載されている基幹相談支援センターの役割をしっかりと理解し、業務に取り組んでいくことが求められる。

相談支援事業の役割の中でも、私が特に課題と感じることは、障害者総合支援法第七十七条3の中に明記されている「障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見の為に関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助」である。平成19年、日本は「障害者の権利に関する条約」(以下、障害者権利条約と記す)に署名し、国内の障害者関連法案の整備、特に権利擁護に関する整備にとりかかった。平成23年には障害者基本法の改正で「差別の禁止」が明記され、「障害者の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律」(以下、障害者虐待防止法と記す)が成立した。平成24年には障害者総合支援法が成立し、翌平成25年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、障害者差別解消法と記す)の成立や「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下、障害者雇用促進法)の一部が改正されることで、日本は平成26年1月20日に障害者権利条約を締結(批准)することとなった。

前述の通り、近年における日本の障害者関連法案は障害のある方(以下、障害者と記す)の権利擁護に重点を置いた内容になっている。私たち障害者福祉に携わるものにとっても、障害者の権利擁護は大きなテーマである。相談支援事業所に従事する著者も含め、障害者福祉に携わる職員にとって、障害者の権利擁護をどのように考え、意識し、普段の業務に取り組んでいったらよいのか。今回はアメリカ合衆国イリノイ州における障害者福祉従事者の人材育成に焦点を当て学んでいくことを目的に、研修に参加した。障害者福祉従事者といっても、その範囲は多岐にわたる。そのため、今研修では支援対象者にとって最も身近な支援者である直接処遇職員が参加する新人向け研修等を通じ、イリノイ州における障害者福祉従事者の権利擁護意識に関わる研修に参加し学びを深めていきたい。

II. 研修報告

1. 研修目的

- ① 障害者福祉従事者（特に新規採用職員）の人材育成方法について学ぶ。
- ② 障害者権利擁護の重要性について、どのような手段で研修受講者に伝えているかを学ぶ。

2. 研修機関

A: Ray Graham Association（以下、RGA と記す）〔写真 1 参照〕

■法人所在地：901 Warrenville Road, Suite 500 Lisle, IL 60532

■研修機関概要：イリノイ州に 1950 年に開設された民間法人。DuPage 郡を中心に 30 ヶ所以上の拠点をもち、2,000 人近くの障害児・者の支援を行っている。支援の内容はグループホーム、就労支援、生活訓練、レクリエーション、家族支援等。

■研修期間：2016 年 5 月 2 日～5 月 13 日



写真 1：RGA 本部外観

B: Ann Kiley Center〔写真参照〕

■法人所在地：1401 W. Dugdale Rd. Waukegan, IL 60085

■研修機関概要：イリノイ州に 1975 年に開設した州立の障害者入所施設。1995 年には約 500 名いた入所者が、施設縮小の流れから現在は 190 名の利用となっている。入所施設であるが、利用者の内 100 名以上が Ann Kiley Center 以外の日中活動場所に通所している。

■研修期間：2016 年 5 月 16 日



写真 2：Ann Kiley Center 敷地内

3. 研修内容

A：イリノイ州における Direct Support Person 資格要件について

イリノイ州では、Illinois Department of Human Services（州の福祉部門、以下 IDHS と記す）の中で Direct Support Person（直接処遇職員、以下 DSP と記す）の資格要件について IDHS ホームページで以下の規定がなされている。

《イリノイ州における DSP 資格要件》

- ① 16 歳以上
- ② 英語でのコミュニケーションが可能なもの。支援対象者の言語を概ね理解できるもの
- ③ 雇用主に過去 2 年間の就労先及び住居地を証明できるもの
- ④ 8 年間（小学校～中学校）の教育課程を修了したもの、もしくはそれと同等以上の教育を受けたことを証明できる書類を提出できるもの
- ⑤ Criminal Fingerprint Background Checks（犯罪歴指紋検査）を通過できるもの
- ⑥ DSP として就職後、120 日以内に雇用主が州の規定に沿って定めた研修を受講すること（就職後 21 日より以前に研修を修了することはできない）
- ⑦ 研修終了後、30 日以内に Health Care Worker Registry（医療等従事者登録）すること
- ⑧ American Red Cross（米国赤十字社）や American Heart Association（米国心臓協会）が認定する救急救命の資格を取得し、保持しつづけること

また、雇用主が実施する研修は IDHS で以下の通り規定されている。

《イリノイ州における DSP 研修規定》

- ① 最低 120 時間の研修時間が必要
- ② 最低 120 時間の内、講義が 40 時間以上、現場実習が 80 時間以上必要
- ③ 研修内容は、州に申請し承認を得た内容でなくてはならない

B：Ray Graham Association 新人職員向け研修について

a) 対象者及びカリキュラム概要

RG A で実施される「新人職員向け研修」に参加した。まず、この研修の対象者は RG A の職員の内、以下の職員である。

《RG A 新人職員向け研修対象者》

- ① 新規に採用された Direct Support Professional（IDHS では Direct Support Person という表記がなされていたが、RG A では Direct Support Professional という表記を用いていた。直接処遇職員、以下 DSP と記す）
- ② 新規で採用された DSP 以外の内、直接処遇業務に従事する可能性がある他の職員（事

務職・専門職含む)

③RGA に入職後、研修再履修の時期（科目によって2年～5年毎に履修）に該当する職員

この研修は、主に直接処遇に関わる職員を対象とした研修となっており、原則 RGA で直接処遇に関わる業務に従事する職員は全員受講しなければならないことになっている。また DSP は、一部の科目を除き5年ごとに再履修が義務付けられていた。

RGA では、Training Specialist（教育担当）の Nicole Williams 氏を中心に、州の規定にもとづいた以下の研修プログラムを実施していた。この研修は毎月開催されており、不定期に採用された職員も、入職後直ちに研修に参加できる体制が整えられていた。

RGA 新人職員向け研修カリキュラム

NO	2016年5月度 研修カリキュラム
1	Orientation（オリエンテーション）
2	Introduction to Developmental Disabilities（発達障害の概要について）
3	Human Communication（コミュニケーション方法について）
4	Abuse Neglect Prevention（虐待・ネグレクト防止について）
5～11	Basic Health and Safety ①～⑥（健康安全基礎講座①～⑥）
12	Individual Support Plan（個別支援計画について）
13	Human Rights（人権について）
14	On-site Training（現場（配属先）実習）

※NO.1～NO.13のカリキュラムは、研修後に Quiz（振り返りテスト）があり、80点以上（一部カリキュラムは例外有）獲得できなければ再履修が必要になる。

b) 研修カリキュラム詳細

① Orientation（オリエンテーション）

オリエンテーションでは、RGA との雇用契約書、各種誓約書の説明及び記入を行った。誓約書には「虐待・ネグレクト防止に関する誓約書」「法人におけるコンプライアンスに関する誓約書」「利用者中心支援に関する誓約書」等が見受けられ、その都度教育担当より説明がなされていた。特に、「RGA Code of Conduct（法人行動規範）」は「Team Work（チームワーク）」「Competence（能力の発揮）」「Fairness（公平性）」「Initiative（自発性）」「Respect（尊敬）」「Honesty（誠実）」の各項目を全員で読み合わせる等、時間をかけて研修参加者の理解を求めている。

② Introduction to Developmental Disabilities (発達障害の概要について)

IDHS のテキスト及び映像を使ったカリキュラム。内容は以下の通りである。

- DSP role and responsibilities (DSP の役割及び責任)
- Developmental Disability Definitions (発達障害の説明)
- What is an Intellectual Disability? (知的障害とは)
- Mental Health Problems/Mental Illness (心の健康問題・精神疾患について)
- Autism Spectrum Disorder (自閉症スペクトラム障害について)
- Down Syndrome (ダウン症について)
- What is Epilepsy? (てんかんとは)
- What is Cerebral Palsy (CP)? (脳性まひとは)

このカリキュラムでは、イリノイ州における発達障害の定義及び各障害や疾病の基礎知識を学んだ。また、障害当事者が登場する映像「Credo for Support (日本語タイトル「支えの信条」)」を活用し、障害当事者の声を頻繁に取り入れていた。教育担当の Nicole Williams 氏いわく、「研修に参加する DSP の多くは障害者福祉に関する知識を持っていない。そういった職員に、いかにわかりやすく説明するかを常に考えている。」という話を聞いた。

③ Human Communication (コミュニケーション方法について)

IDHS のテキスト及び障害当事者の Cami Smith 氏【写真3参照】を講師に招いたカリキュラム。内容は以下の通りである。

- The Importance of Communication (コミュニケーションの重要性)
- The Communication Process (コミュニケーションのプロセス)
- Non-verbal Communication (非言語コミュニケーションについて)
- Communication Functions (コミュニケーションの機能)
- Tips for communicating with people who communicate Non-Verbally (非言語コミュニケーション者と上手にコミュニケーションをとる方法)
- Augmentative/Alternative Communication (AAC) (補助代替えコミュニケーション)
- Communication Challenges for People with Autism and Autism Spectrum Disorder (自閉症及び自閉症スペクトラム障害とコミュニケーション)
- Hearing Disabilities (聴覚障害)
- Visual Disabilities (視覚障害)
- Types of Sign Language Systems (American Sign Language) (手話の種類と機能について)
- Facilitating Communication (円滑にコミュニケーションする方法)
- Individual's Right to Express Emotions (利用者が感情表出する権利について)



写真 3 : Cami Smith 氏による講演



写真 4 : Dyanvox

このカリキュラムでは、研修生でグループに分かれ、発語をせず筆談とジェスチャーで行う自己紹介に挑戦したり、講師の Cami Smith 氏より補助コミュニケーションツールである Dyanvox（商品名）【写真 4 参照】を紹介していただいた。

また、Cami Smith 氏より「今は 1 人暮らしをしているけれど、当然親元から離れる時にはリスクもあった。しかし、リスクを承知した上で一人暮らしに挑戦した。自分たちには「選ぶ」ことが重要であり、「選ぶ」ことが自分の人生を自分でコントロールすることにつながる」という話を聞かせてもらった。Cami 氏の話は、すべて Dyanvox を通じて発せられた言葉であり、自分の気持ちを伝える手段として改めてコミュニケーションツールの重要性を感じた。

④ Abuse Neglect Prevention（虐待・ネグレクト防止について）

IDHS のテキストを使ったカリキュラム。このカリキュラムは、RGA 全職員が履修必須である。直接処遇に関わらない職員（事務職等）であっても、必ず受講する必要がある、なおかつ研修後の振り返りテストで満点をとらなくてはならない。内容の骨子は、以下の通りである。

■Your Legally Mandated Responsibilities（職員の法的責務）

■Illinois Rule 50 Definitions（州で定められている虐待に関する 50 の規定について）

■Required Reporter（報告義務について）

■Scenarios for Discussion（事例検討）

このカリキュラムでは、イリノイ州で定められている虐待の種類（身体的虐待、性的虐待、精神的虐待、ネグレクト、経済的虐待）や Maltreatment（不適切な関わり）、発見者の報告義務、支援者の燃え尽き症候群防止についての講義がなされた。

特に虐待については、虐待の種別ごとに講師が具体例を挙げて説明し、事例の検討を行っていった。受講者からの「どんな些細なことでも通報しなくてはならないのか」という質問に対し、「通報しなければ、発見者のあなたが虐待に加担したことになる」という説明がなされていた。

⑤ Basic Health and Safety ①～⑥（健康安全基礎カリキュラム①～⑥、以下 BH&S と記す）

IDHS のテキストを使って行われるカリキュラム。内容の骨子は以下の通りである。

- BH&S ①（日常生活における感染症等予防策について）
- BH&S ②（人間の発達過程及び言語の学習過程について）
- BH&S ③（健康管理について）
- BH&S ④（栄養管理について）
- BH&S ⑤（日中活動及び日常生活支援について）
- BH&S ⑥（日常生活における安全確保について）

このカリキュラムでは、DSP が日常生活支援の中で必要な知識やスキルを学ぶ内容となっていた。「手洗いからの感染症予防」「爪の切り方」「キッチンの安全確保」「公用車を使った送迎時の注意点」「食品栄養価の見方」「安全な入浴介助方法」等、日常生活支援に直接かかわる内容であった。この BH&S の研修では、



写真 5：ロールプレイの様子

実際の生活場面を想定したロールプレイ【写真 5 参照】を多く取り入れており、受講生が障害当事者の役割を担う場面もあった。例えば、BH&S ⑥の「日常生活における安全確保について」では、利用者の安全確保だけでなく、職員の安全確保についてのロールプレイを行った。DSP に対し反抗的になっている利用者に対し、どのように接していくかなどを学ぶことができた。

⑥ Individual Support Plan（個別支援計画について）

IDHS のテキストを使ったカリキュラム。実際の個別支援計画書式が配布され、計画の見方等を学んでいく。内容の骨子は以下の通りである。

- What is the Individual Service Plan（ISP）（個別支援計画とは）
- Description of Individual Service Plan for Adults（成人向け個別支援計画の説明）
- What makes a Good Service Plan？（個別支援計画をよくするために）
- What is the Interdisciplinary Team（IDT）？（多職種連携とは）
- The DSP's Role in the IDT Process（多職種連携における DSP の役割）
- What is Person-Centered Planning？（本人中心計画とは）
- Documentation（記録方法）

このカリキュラムは、DSP が日常業務で支援の指針となる個別支援計画について学ぶ時間となった。RGA ではすべての個別支援計画を Qualified Intellectual Disabilities Professional (民間団体により認定された知的障害者援助者資格、以下 QIDP) が作成しているが、個別支援計画の内容は文章が多いうえ、定期的に計画の見直しが入るため、DSP が個別支援計画を理解した上でサービスが提供されているかがポイントになってくるといふ説明がされていた。DSP である研修受講者は、日常業務で個別支援計画を作成する機会はないが、研修の中では簡易な個別支援計画を作成した。また、Interdisciplinary Team (多職種連携、以下 IDT と記す) についても、本人が中心となり始めて機能する連携であるという話がされていた。

⑦ Human Rights (人権について)

IDHS のテキストを使ったカリキュラム。内容の骨子は以下の通りである。

■Rights Guaranteed to Persons with Disabilities (障害者に保証されている権利)

■Rights of Individuals Receiving Support in Illinois (イリノイ州における障害当事者の個別支援を享受する権利)

■The Evolution of Human Rights for People with Developmental Disabilities (発達障害者における人権に関する発展 (歴史))

■What is an advocate? (権利擁護とは)

■The Right to Dignity and Respect through Positive Interactions (尊厳と尊敬を受ける権利)

このカリキュラムでは、障害の有無にかかわらず人間にはどのような権利が保証されているのかを知り、その権利は障害者であっても全くかわらないということを学ぶカリキュラムであった。特に「The Right to Intimacy (親密な関係になる権利)」「The Right to Privacy (他人から干渉されない権利)」「Free Access to the Telephone (電話を自由にかける権利)」「The Right to Freedom of Movement (自由に行動できる権利)」等、日常で DSP が権利侵害してしまいそうな内容を中心に説明がされていた。

⑧ On-site Training (現場 (配属先) 実習)

このカリキュラムは、DSP の配属先で育成担当者 (配属先の先輩・上司) と一緒に業務にあたること内容となっている。このカリキュラムの目的は以下の通りである。

■配属先の利用者を知ること。
利用者に自分のことを知ってもらうこと



写真 6 : RGA のグループホーム外観

■配属先の先輩・上司を知ること。困ったことが相談できるようになること

RGA のグループホームの一つ【写真 6 参照】を他の研修生と一緒に訪問した。グループホームでは、先輩の DSP や利用者が温かく迎え入れてくださり、グループホームの案内や利用者が DSP に期待することなどを話してくれた。他の研修生より「先輩が近くにいると憂鬱だ」「先輩から怒られることが多い。先輩がいない方が気楽に、自由に支援できる」という話を聞かされた。現場実習後、DSP 研修生は先輩不在で支援にすることが多くなる。その中で、どれだけ DSP の提供する支援の質が担保されていくのか、課題に感じた。

C: Ann Kiley Center 障害者虐待に関する研修について

州立の入所施設である Ann Kiley Center の人材育成責任者 Patrick Coneff 氏に障害者虐待に関する講義をしていただいた。当初、Ann Kiley Center が定期的実施している職員研修全般への参加を希望していたが、個人情報保護上の制約からすべての研修を受講することが叶わなかった。しかし、先方の好意により、研修の一部を筆者が個別に受講させてもらえることとなった。

イリノイ州の入所施設で共通使用されている資料をもとに説明を受けた。虐待に関する研修は、Ann Kiley Center の職員全員が受講必須になっていることと、また 2 年ごとに再履修が必要になっていることも説明された。

イリノイ州には障害児・者虐待に関する専門機関として The Office of the Inspector General for the Illinois (虐待の通報・調査機関、以下 OIG と記す) が設置されている。この OIG が障害者虐待に関する規定をしている内容は「OIG Rule 50 (OIG が定めた規定 50)」として整理されており、この中に障害者虐待に関する細かな取り決めがなされている。研修では、OIG Rule 50 の内容を中心に、障害者虐待の現状について説明がなされた。特に印象に残っている内容は以下の通りである。

- 数十年前にあった虐待についても、その事実（もしくは疑い）が発覚したのであれば OIG に通報しなければならない。
- たとえ職員が退職した後であっても、その職員が在職中に起こった虐待であれば責任は残っている。
- 利用者との間に立場の違いがあれば、必ず虐待の可能性が出てくる。
- 虐待の通報は発見後 4 時間以内に通報することが求められているが、Ann Kiley Center では発見後直ちに通報できる仕組みを作っている。

Ⅲ. 考察

今回の研修では、イリノイ州の障害者福祉に従事する職員研修に参加することができた。参加させてもらった2ヶ所の民間法人、州立施設の研修を通じ、イリノイ州における人材育成研修が担っている役割について権利擁護を中心に考察する。

イリノイ州では、障害児・者にかかわる DSP の資格要件として、州で定めている研修規定に合わせて各法人・施設が独自に体系化した人材育成を行っている。DSP の研修が体系化されているのは、理由として以下が考えられる。

① DSP の人材不足

イリノイ州における DSP は慢性的な人材不足であるということだった。研修先の RGA でも、常に DSP の求人が 20 名程度でている状況であり、求人を募集しても希望者が集まらない→就労中の DSP が「低賃金」「重労働」の為離職する→新たな求人を募集するが希望者がこない、という悪循環に陥っている。しかし、各法人や施設を利用されている障害児・者にとって、直接処遇を提供する DSP は不可欠な存在であり、DSP 不在は利用者の不利益や法人の安定運営まで影響してくる。そのような状況を少しでも回避するために、DSP 希望者に効率的な研修を受講してもらい、「即戦力の DSP」を養成するといった人材育成の仕組みが必要なのではないかと考える。

② DSP の研修は「権利侵害」をしないことに重点を置いている

イリノイ州では、各障害者福祉に関わる専門家がその専門性の範囲を超えて支援を提供する場合、虐待の疑いが持たれる可能性があるという。例えば、服薬管理の資格認定を受けていない DSP が利用者の服薬管理を行った場合、その「服薬管理」という支援自体が虐待にあたる可能性が強くなるという。RGA で行われていた DSP の研修受講者は、障害者福祉に関して全く知識がない職員が大多数であったこと、受講者の年齢層（詳細は確認できていない）は 20 代と若い年代が多かったことを踏まえると、DSP の専門技術（直接支援）は現場（配属先）実習で先輩・上司の指導を受けながら経験を積み、その中で権利侵害を起こさないよう新人研修のカリキュラムで学んでいるように感じた。特に、カリキュラムでは「DSP が権利擁護するためには」という視点よりも「DSP が権利侵害しないためには」という視点がとても強く感じられた。Ann Kiley Center の Patrick Coneff 氏の「利用者との間に立場の違いがあれば、必ず虐待の可能性が出てくる。」という言葉の背景には、DSP を含む専門職が提供する日常生活支援の中に、いかに多くの不適切支援が隠れている可能性が強いのかということを考えさせられた。

IV. おわりに

日本では、厚生労働省より各自治体に平成30年3月末までに各障害保健福祉圏域で最低でも1ヶ所「地域生活支援拠点」の整備を進めるよう通達が出されている。平成28年7月現在、各自治体は地域の関係者と共同しながら、地域生活支援拠点の整備に取り組んでいる状況である。その拠点に求められる機能として厚生労働省が示しているものは以下の5つの機能である。

- ① 相談（地域移行、親元からの自立等）
- ② 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ③ 緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- ④ 専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ⑤ 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

地域生活支援拠点の設置目的は「障害者の高齢化」「障害者の重度化」「親なき後」という課題と向き合っていくことであり、その中でそれぞれの地域が課題解決に向けた「人材の確保」「人材の養成」に取り組んでいくことが、今後益々重要になってくる。

本研修では、人材育成の視点として、「質の高さ」だけを求めるのではなく、「質の低さ」をいかに防止するかということを学ぶことができた。私たちは障害者福祉の専門家であっても、ふとした気のゆるみでいつでも対象者に対し「不適切な支援」が行えてしまう。

私たちの住む地域でも様々な研修（都道府県、市町村、各専門団体、法人主催等）が実施されているが、多くの研修は「質の高さ」を求める研修となっており、「質の低さ」を防止する研修内容とはなっていない。支援の質は高めることもできるが、低下することもあり得るのだ、という認識を持てるような研修の必要性を感じた。

日本における障害者福祉の実践では、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の国家資格所持有者を含め多くの専門職が支援に携わっている。一方、障害者福祉に携わる人材不足は我がまちでも課題となっており、障害者福祉に関する知識、実務経験が少ない職員であっても、すぐに現場で直接支援を担っていかなければならない。筆者は、精神保健福祉士として公益社団法人日本精神保健福祉士協会倫理綱領を行動指針とし、相談支援専門員としての職務に従事している。そのような行動指針を学ぶ、もしくは目にする機会が少ない障害者福祉従事者も含め「地域の障害者福祉に従事するすべての関係者」が共有できる行動指針の必要性を感じた。そして、私たち自身が障害者の権利侵害をしてしまう可能性があることを常に忘れず、障害者支援に携わっていけるような研修を地域の関係機関と企画・実施し、地域の福祉力向上の一助になりたい。

V. 謝辞

今回の研修は、多くの関係者のサポートがなくては実現できなかった研修だと感じています。1ヶ月以上法人を不在にする研修に快く送り出してくれた社会福祉法人愛恵協会の皆様、社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会の職員の皆様、利用者の皆様、そして家族に感謝しております。

研修中は、合同研修を含めたくさんの法人・施設の皆様にご理解・ご協力いただきました。特に、個人研修でお世話になった Ray Graham Association の Nicole Williams 氏、Ann Kiley Center の Patrick Coneff 氏、Sheila Edstrom 氏に感謝申し上げます。

最後に、合同研修の全体コーディネートをはじめ個人研修や生活面での助言等親身に相談にのってくださったイリノイ大学の八巻純先生、ご家族の洋さん、未欧さん、一緒に合同研修を過ごした 34 期生の皆様、海外研修の機会を提供してくださった社会福祉法人清水基金の皆様には、心より感謝申し上げます。必ず、この研修で学んだことを地域に還元していくことを誓います。

参考文献

厚生労働省ホームページ「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律について」

Illinois Department of Human Services ホームページ「Direct Support Person (DSP)」

公益社団法人日本精神保健福祉士協会ホームページ「倫理綱領」

研修日程と主な訪問先

日程	訪問（研修）機関	研修内容
4/18 ～ 4/28	合同研修	
5/2	Ray Graham Association (RGA)	新人職員向け研修に参加 オリエンテーション 発達障害の概要について
5/3		健康安全基礎カリキュラム⑥ 健康安全基礎カリキュラム① 人権について
5/4		コミュニケーション方法について 虐待・ネグレクト防止について
5/6		健康安全基礎カリキュラム⑤
5/9		現場（配属先）実習
5/10		個別支援計画について 健康安全基礎カリキュラム④
5/11		健康安全基礎カリキュラム②
5/13		現場（配属先）実習
5/16	Ann Kiley Center	障害者虐待に関する研修受講
5/18	Kansas City へ移動 Glore Psychiatric Museum 見学	精神科病院の歴史博物館を見学
5/24	帰国	

海外研修収支決算報告書

収入の部

収 入 項 目	金 額 (円)
助成金 (清水基金より)	900,000
法人助成	100,000
自己負担金	75,136
計	1,075,136

支出の部

支 出 項 目	金 額 (円)
<u>交 通 費</u>	441,728
航空運賃	212,690
レンタカー代	201,328
ガソリン代	9,674
タクシー代	6,223
新幹線・電車代	11,813
<u>滞 在 費</u>	405,451
宿泊費	239,599
食 費	165,852
<u>研 修 費</u>	150,000
合同研修費	150,000
<u>諸 雑 費</u>	77,957
海外旅行損害保険費	23,990
ESTA	1,517
海外通信費	23,010
プリペイド携帯代	5,959
国際免許取得代	2,400
研修先名刺作成代	5,100
研修先土産代	15,981
計	1,075,136

海外研修報告

アメリカイリノイ州における入所施設利用者の
日中活動・余暇活動について

社会福祉法人 日本心身障害児協会
島田療育センター
保育士

久保美咲

目次

I. はじめに

II. 研修報告

1. 研修目的

2. 研修機関

- (1) Ray Graham Association Specialized Living Center
- (2) Ray Graham Association Community Learning Centers
- (3) Ray Graham Association Hanson Center
- (4) Illinois Center for Rehabilitation Education Roosevelt

III. 研修内容

- (1) Ray Graham Association Specialized Living Center
- (2) Ray Graham Association Community Learning Centers
- (3) Ray Graham Association Hanson Center
- (4) Illinois Center for Rehabilitation Education Roosevelt

IV. 考察

V. 謝辞

参考文献

I. はじめに

重症心身障害児・者とは、身体的・知的障害が重複し、かつ、それぞれの障害が重度である児童および満18歳以上の者となっている。心身障害児の大島分類という障害児施設などで使用される分類法があり、重症心身障害児・者は区分1~4に相当する。(脚注1)

筆者の勤務している島田療育センターは、昭和36年に重症心身障害児施設として開設された。現在の利用者の年齢は、8歳~72歳、平均年齢は42歳である。その中でも、筆者の働く島田療育センター第2病棟には、29歳~72歳の39名の利用者が入所しており、平均年齢は、49歳である。筆者は、利用者の生活面のケアを主に行っている。日本では、重症心身障害児・者に対して、本人の持っている力を引き出し、伸ばすための関わりを日々の活動の中に取り入れている。施設ごとに方法は少し違うが、グループでの活動と個別の活動とに分けている施設が多い。日々の活動を考え、提供していくのが重症心身障害者施設で働く職員の一つの役割であると思う。そして、一人一人の利用者の持っている力を把握し、その力を伸ばすためにはどのような活動を提供していくか考える必要がある。

島田療育センター第2病棟では、グループで活動をする際には、仲間意識が持てるように同じような嗜好の利用者が集まり、活動を行っている。成長、発達を促すためには、活動の度に同じ流れを取ることが大切と言われている。そのため、グループでの活動ではそれぞれのグループごとの始まりの挨拶など、毎回同じ方法を取っている。しかし、個別活動の時間では一人一人の利用者の持っている力を理解するため、一対一で関わる時間を大切にしている。私が日々、接している利用者は、反応の乏しい方も多くいる。そのような利用者を理解する際に、職員の関わりに対して表情は大きく変わらなくとも、微かに指を動かしたり、眉をひそめたりすることで、その方なりの表現をしているのだと考察することが出来る。そのような関わりが積み重なることで、利用者を理解することに繋がっていくのだと考える。個別活動の時間は、毎回同じ職員が関わることは難しいため、記録に残し情報の共有と次の関わりの手がかりとして利用している。

私たちの病棟では、利用者の持っている力を大切に活動を考え、行っている。

アメリカでは重症心身障害者という考え方はないと聞いたが、重い障害を抱える高齢の障害者や子どもに対して、どのような活動が行われているのか実際に見て学びたいと思った。そして、活動を行う際にはどのようなことに重きをおいて活動を考えているのかも知りたいと考えた。私の働く病棟では、保育士だけでなく介護士や看護師も共に活動に参加している。他職種で活動を行うことで、利用者を様々な視点で見ることができ、次の活動に活かすことが出来ると感じている。アメリカでは活動を行う時に、専門のスタッフが考え、提供しているのか、それとも日本のように他職種で活動を提供していくのか違いを学びたいと感じた。活動を行う上での日本とアメリカの違いを実際に見て学ぶことで、重症心身障害者施設で働く保育士として、どのような日中活動や余暇活動が提供されているのか考えていきたい。

II. 研修報告

1. 研修目的

- ①入所施設に入所されている利用者がどのような日中活動を行っているのかを知る。
- ②日中活動の内容はどのようにして決まり、提供されているのか知る。

2. 研修機関

(1) Ray Graham Association Specialized Living Center (以下 SLC と記す)

- ・研修期間：平成 28 年 5 月 2 日～5 月 10 日
- ・所在地：50 S. Fairbanks, Addison, IL 60101
- ・施設概要：イリノイ州にある民間の大規模入所施設。7つのホームがあり、それぞれ 16～18名の利用者が暮らしている。男女混合のホームもあれば、男性のみや、女性のみホームも存在する。ホームの作りは7棟すべて同じであるものの、ホーム内の装飾等は、それぞれ異なっている。大人向けの施設であり、利用者の年齢層は高い。
- ・研修目的：イリノイ州の大規模入所施設に入所している利用者の生活を知る。
大規模入所施設では、どのような日中活動が提供されているのかを知る。
日中活動は、どのような流れで決められるのかを知る。
- ・研修内容：Home Manager (各ホームの責任者) の下、朝の送迎や日中活動の見学。帰宅した利用者のホームでの生活の見学。ホームでの活動の見学と実践。

(2) Ray Graham Association Community Learning Centers (以下 CLCs と記す)

- ・研修期間：5 月 11 日
- ・施設概要：Ray Graham Association には 6つのプログラムがあり、その中の 1つ。
6つのプログラムを合わせると、約 400名の利用者が大規模入所施設やグループホームから一番近くの Day Program へ通っている。バスでの移動になるため、移動時間を考慮して、最も近くの Day Program へ通うこととなっている。
- ・研修目的：SLC で生活している利用者が CLCs でどのような日中活動を行っているのかを知る。
- ・研修内容：SLC の Home Manager の下、見学を行う。

(3) Ray Graham Association Hanson Center

- ・研修期間：5 月 12 日、13 日
- ・施設概要：Ray Graham Association に 7つある community learning center の 1つ。障害者向けのプログラムと障害児と一般の方向けのプログラムがある。
特徴的なプログラムに Therapeutic Horsemanship Program がある。障害児・

者だけでなく、一般の方も利用可能なもので、乗馬の体験を通して様々なことを感じてもらうというプログラム。

施設内に乗馬を行う場所があり、またその周辺には馬以外の動物もおり、触れ合うことが可能となっている。

- ・ 研修目的：日中活動の場である Hanson Center では、どのような活動が提供されているのかを知る。
- ・ 研修内容：Hanson Center に通所している利用者（18歳～22歳の男女）と共に日中活動に参加する。

(4) Illinois Center for Rehabilitation Education Roosevelt

(以下 ICRE-R と記す)

- ・ 研修期間：5月16日～5月26日
- ・ 所在地：1950 W. Roosevelt Rd. , Chicago, IL 60608
- ・ 施設概要：18歳～22歳の2年間通うことの出来る入所型の州立学校。生徒は、平日（月曜日～金曜日）学校内に入所し、週末は自宅へ帰る。学校でのプログラムの目的は、就学後に生徒がどのようにして生きていくかを授業を通じて考え、自立を促すことである。在校生の主な病名は、小児脳性麻痺、脊椎破裂または二分脊椎が約90%、他筋ジストロフィー、骨形成不全症、銃創による四肢麻痺となっている。
- ・ 研修目的：18歳～22歳の障害児がどのような授業を受けているのかを知る。
- ・ 研修内容：生徒の時間割を参考に筆者が見学する授業を決め、授業に参加し、どのような授業（活動）が行われているのかを知る。

Ⅲ. 研修内容

(1) Ray Graham Association Specialized Living Center (SLC)

SLCに入所している利用者は、それぞれの Day Program の場所へと朝8時半にバスに乗り出かけていく。帰りもバスに乗り16時頃には出かけて行った全員がSLCへと帰ってくる。数名は、Day Program の中でも、シニアプログラムに参加している。中には、Day Program へ行くことを拒む利用者もあり、そういった利用者には無理せずホームで過ごすように促していた。夕方、Day Program から帰るとそれぞれのホームごとに過ごし方は大きく異なっていた。今回の研修中に見学させていただいた中から3つのホーム（Home 1、Home 2、Home 4）でのSLCでの利用者の活動を報告する。また、SLC内での希望者を対象とした戸外活動の様子も併せて報告する。

Home 1は、比較的若い男性利用者のみが生活するホームであった。知的障害が重い方も

いたが、車椅子を利用する利用者は多くなかった。Home 1 では、Day Program から帰宅した後は、なるべく体を動かせるような活動を行っていた。多くの利用者が Day Program からの帰宅後も、体力が残っているためである。筆者も利用者と Direct Support Person (直接処遇職員：以下 DSP と記す) と共にバスケットボールやボーリングをして過ごしていた。また、Home 1 の利用者は体を動かす活動をしている時に笑顔が見られることも多いため、そのような活動の提供をするように心がけていると Home Manager から説明を受けた。

Home 2 男女混合のホームであった。Home 2 では、個別の外出に同行させていただいた。利用者 1 人に対しスタッフが 1 人つき、車椅子で乗ることができる車を利用して出かけた。車で 10 分程の所にある美容院へ行った。3 か月に 1 回ほどの頻度で美容院へ行っているため、慣れた様子で利用者に接していた。

Home 4 は、高齢の女性利用者のみが生活するホームであった。Home 4 の利用者の障害特性に応じて、DSP も Home Manager も女性のみであった。女性のためのホームということもあり、リビングや玄関の装飾は、意識的に女性らしいものを選び、穏やかに過ごせるようにしていると Home Manager から説明を受けた。Home 4 では、毎日 Day Program から帰宅するとティータイムを取り、円卓を囲み Day Program でどのようなことをしてきたのかなどのお話をしていた。どのような楽しいことがあったのか話を聞くことはもちろんだが、Day Program から帰ってきて気持ちを落ち着かせるためにも、このような時間を取っているとのこと。また、Home 4 で生活する利用者が、互いに仲間であるという意識を持ち日々を過ごせるようにするためにも、この時間を大切にしているとのことであった。天気の良い日には、利用者がリラックスできるようにティータイムをホームの横の庭で取ったこともあった。高齢の女性が多い Home 4 では、Day Program から帰って来てからは、ゲームなどの活発な活動は避けることが多く、時にはアロマをたき、少しでも利用者がリラックスできるように配慮していた。

・ Home 4 での戸外活動

Home 4 の利用者の戸外活動にも同行させていただいた。週に 1 度は Day Program へは行かずに戸外活動ができるように心がけていると聞いた。ただ、スタッフが不足しているのが現実であり、毎週全員が出かけるのは難しいとのことであった。筆者が同行させていただいた日は、6 名の利用者が参加しスタッフは DSP 1 名と Home Manager が 1 名であった。戸外活動を行う際に、スタッフが 3 つ程候補を挙げ、利用者自身に何をするか選んでもらうとのことだった。本人が答えることが難しい時には、保護者や後見人の意見を聞き、利用者の思いとして反映させると説明を受けた。今回は、公園へ出かけるか、買い物へ行くか、または映画を観に行くかの 3 択だったようだ。ほぼ全員一致で、映画を観に行くことは決まったものの、何を観るのかということも、利用者によって決定権があった。意見が割れた時には、それぞれに対して Home Manager が説明を行い、フォローしていく。DSP は、このような対応をすることは少ない。また普段、Day Program へ行くときには、毎日決められた昼食を持参するが、この日は特別に映画館で売っているものを昼食とした。

この際にも、利用者に何を食べたいのか聞き、決めていた。（ただし、アレルギーのある方や医師からダイエット食を食べるように指示のある方を除く。）

映画中はスクリーンをじっと見つめている利用者の姿が印象的であった。Home Managerは、それぞれの利用者が座る位置に気を配っていたことと、そしてDSPもHome Managerと一緒に映画を楽しむことを心がけていたように思う。移動の車は、Home Manager自身が運転をしていた。以前は、SLC専属の運転手がいた時期もあったが、人員不足のため現在はいなかった。

帰宅してからは、Day Programから帰ってきた時と同様に、どのような1日だったのかを参加したメンバーで共有していた。また、次に出かけるとしたらどのようなことがしたいのか質問し、次の戸外活動を楽しみにできるように配慮していた。

・SLC 全員を対象とした戸外活動

5月5日に、SLCに入所している利用者全員を対象にした戸外活動が行われた。それぞれの利用者に事前に希望を取り、当日にDay Programへ行くか戸外活動へ行くかを選択してもらっていた。

当日はバス3台を利用し、全ホームのHome Managerが参加し、1時間程離れたところへミュージカル・ムーランを観に行った。この日は、ムーランを見るのが目的であったため、特別な昼食は用意せず、それぞれ普段と同じ昼食を召し上がっていた。このミュージカルは、子供と障害児・者を対象にしたものであったため、会場には子供連れの家族や、他のDay Programから鑑賞に来ている方も多くいた。会場が広く、ミュージカル中は暗くなるため不安になってしまう利用者の近くにはDSPやHome Managerが座るようにしていた。ミュージカル中は、多くの子供や利用者が演者と一緒になり楽しんでいる様子が見られた。帰り道のバスでは、疲れからか眠っている方もいれば、職員と一緒に感想を話している利用者もいた。



写真1：ミュージカルの劇場

このような規模の戸外活動は頻繁にあるわけではなく、職員が自ら情報収集を行い計画をたてている。今回のミュージカル鑑賞は、1人のHome Managerが割引券をもらったため、SLC全体で行くことは可能かどうかDirectorに相談し、計画立ててきたものだった。アメリカでは、日本とは違い現場スタッフであるDSPは資格を有していないため、日本のように現場スタッフが戸外活動を計画することはまずない、ということだった。

Home Manager は、戸外活動を考え計画する際に利用者にとって、その戸外活動がどのような意味をもたらすのかを考え、SLCのバスで行ける範囲なのか等を考える。そして、必ず全員参加ではなく、利用者や保護者、後見人に意思を確認した上で、参加者を決めていく。



写真2：Ray Graham Associationの職員の方々と

(2) Ray Graham Association Community Learning Centers (CLCs)

CLCsは、倉庫をリフォームして作られたDay Programを提供する専門の施設であった。

一週間の始まりにDirectorからDSPに予定表を手渡し、活動を行う。利用者は障害の程度によってグループ分けされており、1日を過ごす部屋もそのグループにより決まっている。

ここには、SLCに入所している利用者のほかにRay Graham Associationのグループホームから通ってくるか

たもいる。従って、利用者はSLCで生活している時とは違う利用者と関わることができる。CLCsには、以前SLCで働いていたDSPもおり、利用者とは長年の付き合いだと話していた人もいた。

ここの日中活動では、ビンゴをしたり budget game (脚注2) をしたりして過ごしていた。SLCで生活している時とは利用者の表情に違いがあるのがとても印象的だった。その利用者の方は、毎日CLCsに行くことを楽しみにしていると話されていたが、実際にCLCsでグループホームの利用者や職員と話す姿を見て、その方の新しい一面を見ることができたと感じた。



写真3：ランチの様子

(3) Ray Graham Association Hanson Center

Hanson Centerでは、18歳～22歳の男女6名のグループと共に日中活動に参加させてい

ただいた。利用者は、家庭や近くのグループホームから毎日通ってくる。利用者6名に対し、職員は1人という配置であった。この日は、昼食のタコス作りが活動ということで、職員の運転する車で近くのスーパーへ材料を買いに行くことから始まった。買い出しに出かける前に、まずは何を作りたいのか一人一人に意見を聞いていた。その中から、



写真4：昼食のタコスを作っている様子

メニューを決め、次に何が必要になのかを話していた。スーパーでは、利用者一人一人が材料を手を持ち、会計まで持って行っていた。職員は、利用者が材料を会計まで持って行くという作業を大切にしていた。ただスーパーで買い物をするのではなく、自分が会計をしたものを今から調理するという意識を持つことで、積極的に活動に参加することに繋がるからだと話してくれた。

調理の場面では、利用者一人一人が会計まで持って行ったものを、その利用者が扱っていた。中には、「これは自分が買ってきたものだ」と嬉しそうに話す利用者もいた。そして、必ず全員が火を扱う工程に参加できるように気を配っていた。実際に、コンロの近くに立ち調理することで、楽しさだけでなく、火を扱う怖さも経験してほしいというねらいからだ。最後には、全員で円卓を囲み、ランチの時間としていた。

このHanson Centerには、Therapeutic Horsemanship Program というプログラムがあり、子供から大人まで非常に人気がある。乗馬を通して、馬と触れ合うことで今まで見たことのないような表情を引き出せることがあるという話を伺った。見学に行った時には、プログラムの時間外であったため、残念ながら実際の様子を見ることはできなかった。しかし、車椅子を利用している方



写真5：車椅子専用の器具のある乗馬スペース

でも乗馬をしたいという思いを叶えるために、専用の器具を見せていただくことができた。

(4) Illinois Center for Rehabilitation Education Roosevelt (ICRE-R)

18歳～22歳の方が対象の入所型の州立学校。自分は、どのように社会へ出ていくのか、自分はどこで・誰と・どのように生活していくのかを考えられるように授業を展開していると校長先生から説明を受けた。1年目の学生は、入学前の面談により、先生が授業を決めている。2年目になると、1年を過ごした上で自分には何が必要なのか、そして何をより学びたいのかを中心に学生が主に授業を決めている。実際に1年目は調理や裁縫、運動の授業などを好む生徒が多い。

運動の授業の講師は、外部の方をお願いしており、その補助を務める女性はICRE-Rの卒業生であり、自身も車椅子を利用していた。運動の授業では、ゆったりとした動きから少しずつ活発な動きに変化させていくように配慮しているとのことであった。そして、最後にはもう一度ゆったりとした動きになり授業を終えるということだった。



写真6：moving therapy の授業

動きに合わせて音楽も変化させていた。

2年目になると、アパートメントの借り方やどのようなグループホームに入りたいか、どのような仕事に就きたいのかなどを発表したり、学んだりする授業が増えていく。または、1年目にはこれまで家族が行っていた病院の予約の取り方やその際に必要なものは何かを学び、卒業した後には生徒自身が自分でできるように、繰り返し教えていくという授業もあった。

授業の中には、半日をかけてレストランに昼食に出かけるものもあった。一度、その授業に参加させていただいた。学生3名に対し、職員は看護師を含めた3名（通常は職員2名だが、この日は新人の職員も一緒であった）。レストランでは、食事の際のマナーを伝える場面も多く見られた。実際にお店に行き、一緒に食事をしながら伝えることで、学生の理解も進むのではないかと考えた下、学生に接していると同った。また、会計は、学生が自分自身で行っていた。職員はそれを見守り、自分一人で出来たという経験を積み、少しでも自立に繋がるように配慮していた。

ICRE-Rの研修では卒業前の時期ということで、卒業遠足に参加させていただくことができた。行先は、ダウンタウンにある複合施設であった。映画鑑賞のグループとボーリングの2つのグループに分かれて活動を行った。どちらのグループにするかは、生徒の希望により決定していた。

筆者は、ボーリングのグループに参加させていただいた。学校内の活動ではなく、本当の

ボーリング場を利用できることが嬉しいと話す学生も多くいた。また、学生は色違いのTシャツを着用しており、それは学校の授業の中でその授業に参加している生徒が作成したものであった。後ろには、その年に卒業する学生全員の名前が書かれており、色も2種類のどちらかを学生に選んでもらったものである。ボーリング場では、4名ずつの4



写真7：ボーリング中の様子

グループに分かれてゲームを楽しんでいた。初めはどの学生も消極的なように見えたが、まずは職員が手本を見せ、雰囲気盛り上げていくうちに、学生も楽しめるようになっていったと感じた。ボーリングの球を投げるのが難しい学生は、ボーリング投球補助台を利用して行っていた。(写真7参照)

それぞれのグループが活動を終えた後は、学校へ戻る時間まで施設内にあるゲームセンターで遊ぶ時間が取られていた。職員は1対1で学生に付き、学生がゲームをする介助を行ったり、時には一緒にエアホッケーを楽しんだりしていた。ゲームセンターでは、ゲームの遊び方がわからずに何をしようか迷っている学生も何人か見られた。その際に職員は、他の学生や一般の方が楽しんでいる様子と一緒に見て、学生が自分から“これをやりたい。”と発するのを待つことも大切だと話されていた。

一見、一緒にただ楽しんでいるだけのように見えるような様子でも、それぞれの職員が学生の様子を見て対応しているのだと感じた。また、学生の中にはスペイン語を日常語としていた方もいた。そのような学生には、スペイン語を話せる職員が付くことで、その方の希望に沿った楽しみ方が出来ていたと感じた。余談になるが、実際に、筆者はその学生と話す際には、英語とスペイン語とが話せる学生に通訳してもらっていた。

ICRE-Rの研修の2週目には、Brock Partyに参加することができた。卒業前のお祭のようなものでICRE-Rの敷地内で行われた。在校生はもちろんのこと、その保護者、兄弟、卒業生や来年度の入学を考えている方とその保護者も参加されていた。いくつかのゲームが用意され、誰でも楽しめるようになっていた。(写真日参照)

これらのゲームのうち、いくつかは学生も授業の中で一緒に作り準備してきたものであった。そのため、家族に自分の作ったものを見せている姿も見られた。

また、Field Tripと同様に職員が楽しんでいる姿を見せることで、学生も自らゲームに参加しようとする様子が多く見受けられた。校長先生も加わりゲームを盛り上げることで、多くの生徒の笑顔を見ることが出来たように感じた。

また、卒業生も多く参加したことで、現在の生活の様子困りごとを職員に相談できる場に

もなっていた。そして、卒業を控えている学生は、卒業生に現在どのようなことをしているのか尋ねることができる機会にもなっていた。

この Brock Party は卒業生と在校生の情報交換のような場だけではない。来年度の入学を希望する方とその保護者にとっても、在校生や職員と話すことができる場であり、実際に学生と職員の関わりを見られる場にもなっていた。何人かの保護者は在校生やその保護者に ICRE-R について質問している場面も見られた。また、在校生と入学希望の方が情報を交換している姿も見ることが出来た。



写真 8：ゲームの様子

IV. 考察

今回の研修に参加するにあたり事前に、イリノイ州の入所施設では、日中活動を行うために Day Program へ通うということを聞いていた。実際に毎日 Day Program へ行く利用者の様子を見て、利用者にとっては毎日外へ出かけ、入所施設へ帰ってくるということが重要なのではないかと感じた。研修を受ける前には、アメリカではどのような日中活動を提供しているのだろうかということばかりを考えていた。確かに日本とアメリカでは障害者の法律も違えば、受けるサービスも異なる。しかし、実際に日々 Day Program に通う利用者の様子を見て、何をを行うのかももちろん大切だが、まずは外へ出ていくことへの喜びが大きいと感じた。言語コミュニケーションが可能な利用者は、毎日出かけることはとても疲れることだ、と話していた。しかし、それと同じくらい毎日出かけられる喜びを感じている、とも話していた。筆者は、職員目線から新しい日中活動を提供したい、とそればかり考えていたが、利用者にとって何が喜びなのか改めて問うことが出来たように思う。

筆者の働く施設では、日中活動のために毎日施設の外へ出かけることは、現状では行われていない。敷地内の様々な場所で活動を行うことは可能だが、外へ出ていくことは年に数回であり、特別感のあるものとして捉えられることが多い。また、生活の場である病棟で日中活動を行うことも多くある。利用者の高齢化に伴う体力の低下や、医療ニーズの高まりにより、生活の場と活動の場を分けることが難しいことが現状である。しかし、毎日施設の外へ出かけることが難しいことを嘆いているのではなく、現状でできることは何かを考えていかなければならないと感じた。それらを考える上で、SLC の Home 4 での利用者の過ごし方は、大きなヒントを与えてくれた。Day Program から帰宅した利用者がリラックスできるように、時には庭でおやつを食べ、また時にはアロマを使い落ち着いた空間を作り出していたことは、病棟での

活動の際にヒントにしたいと感じた。もちろん、アロマを使った活動を提供することはこれまでもあった。しかし、活動の場と生活の場を分けることが難しい現状であるため、空間の雰囲気を変えることは、参考となるものであった。

また、SLC 全体の戸外活動では、第一に参加するのかもしれないのかの意思確認を行うことが印象的であった。障害が重く、本人が決定できない場合には、職員が決定するのではなく、保護者や後見人に決定する権利を委ねることも忘れてはならない。確かに、利用者本人の意思決定は日本でも重要とされている。例えば、東京都の選挙の際には、利用者一人一人に意思を確認する。研修初めに、SLC 全体の活動だと聞き、利用者全員が参加するのだと思い込んでしまった。全体の行事と聞くと、日本の施設では運動会や遠足、クリスマス会などが多く、利用者全員が参加することが当然だと考えてしまっていた。そのため、当日 Day Program へ出かける利用者に大変驚いた。全体行事＝全員参加という考え方は、利用者の意思を尊重するという考えから大きく離れたものだと反省した。施設で働く職員として何か活動を行う際には、どのような活動であれ、利用者の意思確認を当然のように行う点は見習うべきことだと感じた。第一に参加するのかもしれないのかの意思を聞くことは、利用者の自己選択として忘れてはならない。筆者の勤務する施設に入所している利用者やその保護者、後見人の意思が尊重されていないとは思わないが、重要なことなのだと改めて感じる事が出来た。

SLC に入所している利用者は身体、知的ともに障害が重い利用者が多く、感情の表出が難しい方も多くいた。そのような利用者と活動を共にする際に、職員がまず活動を楽しみ、側にいる利用者楽しさが伝わるような雰囲気づくりをしていくことの大切さを感じた。職員が初めに楽しむことで、少しずつ利用者も興味を持ち始めるのだと、共に活動を行うことで実感した。もちろん、利用者を置き去りにし職員同士で楽しむことは雰囲気作りではないが、バスケットボール一つをとっても、まず職員がやって見せ、楽しそうにしていることで利用者の興味を引くことができるのだと思った。職員が手本を見せるということは、保育の場面でも多く用いられている。保育者が手本を見せることにより、子どものやってみようという意欲を引き出すことに繋がることが多いと考えられているからである。そして、そのそばで様子を見守ることで、見ていてもらえるという安心感に繋がり、やがては一人で取り組むことが出来るようになるということがある。障害者に対しても、同じようなことが言えるのではないだろうか。職員が手本を見せることにより、意欲を引き出すだけでなく、この先どのようなことが起きるかということを見せることも出来る。

ICRE-R の研修では、障害を持った学生の自立のためには何が重要なのかを知る機会になった。イリノイ州では、障害児は 22 歳まで学生という扱いになるが、その後彼らはどのように生きていくのかを考えさせられた。入学当初は、何も考えていなかったという生徒が就職したい、家を出てグループホームで暮らしたいと自分の願いを持ち、その願いを叶えるためには何が重要なのかを学ぶことは、学生だけでなく家族にとっても喜ばしいことだと感じた。校長先生の話では、実際の現状はそれほど甘くなく、障害がなくても就職が難しいのが現状ということだった。

研修中は、卒業前ということもあり、卒業遠足や Brock Party といった活動に参加することが出来た。SLC の戸外活動と同様にここでも大切にされていたのは、学生が何をしたいのかわかるといふことであった。学生自身が選んで参加するということ、それぞれがとても楽しみにしている様子が伝わってきた。また、これも同様のことではあるが、職員が率先してその活動を楽しんでいたのがとても印象的であった。ボールが的に当たると水風船が落下するというゲームでは、校長先生自らボールを割り盛り上げ、看護師などの職種は関係なく、音楽に合わせて学生とダンスを楽しむ姿を見て、改めて雰囲気作りの大切さを感じる事が出来た。何か新しい活動を発見したのではなく、障害児・者に活動を提供する際には、まず共に楽しむことが重要なのだと痛感した。

V. 謝辞

今回の1か月半のイリノイ州での研修に参加させていただき、日本で日常の業務をする中では、経験できない体験をさせていただきました。日々の多忙な業務の中、日本からの研修生を受け入れてくださった各施設の職員の方々には、感謝の気持ちでいっぱいです。同じ入所施設で働く職員として、様々な制度や法律は違えども、大変だと感じることや、嬉しさを感じる瞬間は同じなのだと思えた瞬間のなんとも言えぬ喜びは忘れられません。SLC では、Director の Denis さんには、研修前から生活面のことまで気にかけていただき、とても感謝しております。また、ICRE-R の Cole 校長先生には、少しでも研修目的に添えるようにとの心遣いをいただいたこと、感謝申し上げます。

また、国内事前研修から合同研修、そして何よりシカゴでの生活面のサポートをしてくださった清水基金の皆さま、このような貴重な機会を与えてくださったことに感謝しております。

そして何より、事前準備の段階からお世話になったイリノイ大学の八巻純先生に心より御礼申し上げます。どうしても入所施設で研修がしたいという、私の希望に沿うようにと研修をコーディネートしてくださったおかげで、多くの職員や利用者との出会い、充実した1か月半を過ごすことができました。この研修をとおして八巻さんと出会えたことに感謝しております。

最後に、島田療育センター第2病棟の皆さまには、この研修に送り出し、いつも励ましてくださり、本当にありがとうございました。この研修で得たものを病棟の活動に還元できるように精一杯取り組んでいきます。

脚注1：大島分類とは、府中療育センター元院長大島一良が発表した重症心身障害児の分類表の1から4までを重症心身障害児と定義しているもの。

					知能 (IQ)	
	21	22	23	24	25	80 境界
	20	13	14	15	16	70 軽度
	19	12	7	8	9	50 中度
	18	11	6	3	4	35 重度
	17	10	5	2	1	20 最重度
運動機能	走れる	歩ける	歩行障害	坐れる	寝たきり	

東京都福祉保健局のホームページより

脚注2：budget game とは、衣食住と余暇活動など日常生活に関する事柄をゲーム参加者が選んでいくものであり、自分自身が生活していくためには予算がどれほど必要なかを体感するもの。

参考文献

重症心身障害の療育 第9巻 第1号

島田療育センターホームページ

http://www.shimada-ryoiku.or.jp/intro/jushin_qa.html

東京都福祉保健局ホームページ

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/fuchuryo/kyakuchu/osima.html>

研修日程と主な訪問先

日程	訪問（研修）機関	研 修 内 容
4/18 ） 4/28	合同研修	
5/2 ） 5/10	Ray Graham Association Specialized Living Center にて 研修	大規模入所施設の見学と、戸外活動へ参加
5/11	Ray Graham Association Community Learning Centers にて 研修	日中活動の見学
5/12 ） 5/13	Ray Graham Association Hanson Center にて研修	日中活動の見学と参加
5/16 ） 5/26	Illinois Center for Rehabilitation Education Roosevelt にて研修	日々の授業への参加 卒業遠足に参加 Block Party に参加
5/30	帰国	

海外研修収支決算報告書

収入の部

収 入 項 目	金 額 (円)
助成金 (清水基金より)	900,000
支度金 (法人より)	50,000
自己負担金	15,722
計	965,722

支出の部

支 出 項 目	金 額 (円)
<u>交 通 費</u>	<u>286,662</u>
航空運賃	135,900
レンタカー代	100,530
その他の交通費 (タクシー、電車)	50,232
<u>滞 在 費</u>	<u>481,892</u>
宿泊費	366,460
食費および生活雑貨等	65,432
食費および生活雑貨費等	50,000
<u>研 修 費</u>	<u>150,000</u>
合同研修費	150,000
<u>諸 雑 費</u>	<u>47,168</u>
ESTA	1,470
海外旅行傷害保険費	24,630
プリペイド携帯代 (電話本体、契約費)	10,068
研修先へのお土産	11,000
計	965,722

海外研修報告

コミュニケーションスキルと
意思表示の支援方法

社会福祉法人 室蘭言泉学園
障害児入所施設 室蘭言泉学園
保育士・主任

小 松 美 奈

目次

I. はじめに

II. 研修内容

(1) Have Dreams にて

①大人の日中活動プログラム

②放課後プログラム

(2) シカゴ公立高校巡回教師との対談

(3) Easter Seals Du Page and Fox Valley にて

(4) Resource Center for Autism and Developmental Delays にて

(5) Infinitec にて

(6) Assistive Technology Unit にて

(7) Jacksonville Deaf School にて

III. まとめ

IV. その他

V. 謝辞

I. はじめに

私が所属する障害児入所施設 室蘭言泉学園は、平成 24 年度から障害の一元化によりろうあ児施設から障害児入所施設に種別が変更された。以前は聴覚障害児の入所が中心だったが、現在は聴覚障害児・知的障害児・自閉症児・広汎性発達障害児・肢体不自由児・高機能自閉症児・内部障害児と様々な障害がある子どもたちが一緒に生活している。様々な障害がある入所児童が集団生活を送ると、お互いの障害特性から上手くコミュニケーションが図れず不安定になる子どもが生じる。また、意思表示が苦手とする児童は納得しないまま物事が進んでしまうという状況になることが生じてしまう。

今回の研修を通して、上手くコミュニケーションを図るために支援者が行なうべきこと、障害児者が自らの意思を表出する方法を学び、自分達の職場での経験と比較し今後の支援に生かしていきたい。

II. 研修内容

(1) Have Dreams にて

Have Dreams はアメリカ・イリノイ州、シカゴから約 20 km北上したエバンストンにある自閉症者の通所施設である。

自閉症者への日中活動プログラムと放課後プログラムを提供している。

ここでは、自閉症の方がどのように自己表現し、他者とコミュニケーションを図っているのかを研修を通して学んだ。

① 大人の日中活動プログラム

日中活動プログラムは、月曜日から金曜日の 10 時から 15 時で実施される。

日々の参加人数は 10 名前後であり、日によって参加者は異なる。

利用者は通所後、ホワイトボードに書かれているプログラムを自分の手帳やスケジュールボードに書き写す。この予定は予め職員によって計画されたものでプログラム毎に名前が記され自分の活動内容を確認するものになっている。

10 時から始まる朝の会では、ヤフーニュースを利用して、天気やトップニュースについて話し合いが行われる。このプログラムは、記事に関心を持つだけでなく、こういった話題で会話ができるようなトレーニングも兼ねている。

その後は数名のグループに分かれ多様な活動が行われる。

14 日間の研修中、11 のプログラムに同行させてもらった。以下に各々の概要を記す。

- ① Book Delivery～駅や病院等公共施設へ無料貸し出し用の本を届けに行く作業。
- ② A Just Harvest～食堂で使い捨てのフォークを紙ナプキンで包む作業。

- ③ YMCA～近隣の体育館へ行き、ウォーキングやバスケット・ストレッチ等を行う。
- ④ Candy Store～駄菓子屋での清掃作業。Have Dreams 以外の施設からも受け入れている。
- ⑤ Beth Emet～一般家庭へ発送する案内文書等の封筒詰めを行う。
- ⑥ Homestead～ホテルで使用する寝具類のたたみ、廊下の掃除機掛け、客室へ置く案内文書の封筒詰めを行う。
- ⑦ Walgreens～アメリカ国内に多数あるドラッグストア。実際の店舗へ行き、商品の陳列を行う。
- ⑧ Manners Club～相手の名前を呼びながらボールを回す、言葉あてゲームをしながらコミュニケーションスキルを習得していく。
- ⑨ Random Acts of Flowers～花屋の倉庫へ行き、フラワーアレンジメントに使用する花瓶を洗う。
- ⑩ Walgreens Club～一般就労へ向け、コミュニケーションのトレーニングや、実際の店舗が再現された部屋で品出しの練習を行う。
- ⑪ Cooking～各工程をボードで指示し、一工程ずつ“今、誰の番か”を示すカードを用いて調理を行う。調理に当たる人以外は話をせず静かに待っている、ということも指導されている。

各プログラムはそれぞれの特性や能力に合わせてグループ編成され、作業指示の多くはカードやリストを用いて伝えられていた。

③のプログラムでは絵カードを用いてストレッチの内容を示し、今何をしているのか・この後どんなことが行われるのかが視覚情報として示されていた。

④の清掃作業では、工程を To Do List (写真1 参照) へ記入し、利用者が一つずつ確実に作業を行えるようになっていた。途中、集中力が切れてくると、カードを用いて“集中する”と伝えられる。

⑩のプログラムでは Have Dreams 内に実際の店舗が再現されている。事前のコミュニケーショントレーニングを終え、商品陳

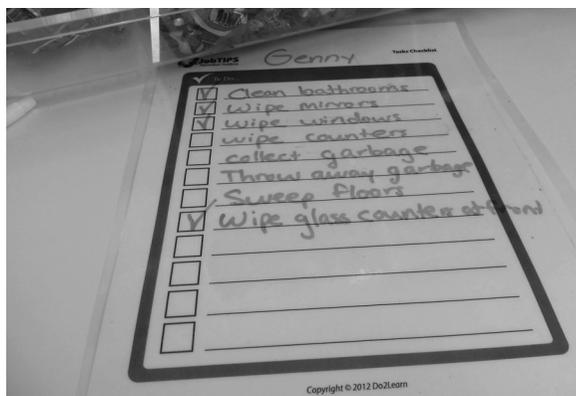


写真1：作業工程表



写真2：再現された Walgreens 店舗

列や接客の練習を行なう。(写真2参照) 休憩室も再現されており、休憩時間の従業員同士のコミュニケーションも練習することが可能になっている。

絵カード等での指示がなくても作業できる方もおり、初めに手順を伝えて作業に取り組んでいく。手順は簡潔に伝えられ、作業途中で分からなくなった場合も“この〇〇を~する”と最低限の指示で再確認をする。

ちなみに、これらの作業は将来的に一般就労に結び付くためのトレーニングであるため、工賃等は発生しない。

また週に1回、全員で外出することが設定されており、研修期間中はボウリングと映画に出かけた。どちらも個人で料金の支払いをし、社会経験を重ねていた。

グループでのプログラム時以外の施設での過ごし方については、特に決まったことはなく自由に行っている印象だった。パソコンをしていたり、職員の部屋で話をしたりと、それぞれが行いたいことをして過ごしていた。

帰宅前には、自分達で施設内の清掃や備品の確認を行っていた。いくつかの内容に分かれており、好きな作業を選び取り組んでいた。どの部屋のゴミを集めるのか、その場に必要の備品は何なのか等、作業しやすいようにカードとして視覚情報で指示されていた。

利用者の中には言葉での意思表示が難しい方もおり、その場合は“I need~”というカード(写真3



写真3: “I need~” カード

参照) を用いて自分の要求を伝えるようになっていた。不安定になりクールダウンが必要な時は、“I need break”と示すことにより、別室へ移動することも可能となっていた。

ここへ通う利用者は、職員とはもちろん訪問先の企業の方とも関係が築けており、上手くコミュニケーションが図れないという場面や、活動中に利用者同士の関わりから不安定になるような場面は見られなかった。

②放課後プログラム

同施設で、月曜日から木曜日の16時30分から18時まで自閉症児を対象とした放課後支援が行われる。年齢や障害内容等、曜日によって児童が分けられ、一日5名から10名が来所していた。施設職員の他、ボランティアとしてプログラムの提供や児童の付き添いに当たる方が来ていた。

幼児から小学校低学年の児童が所属する日は、机上の学習(塗り絵や簡単な作品作り、ルール性のあるゲーム)や楽器に触れたり、体を動かしたりというリトミックが行なわれてい

た。(写真4参照)席に着き相手の話を聞くことや、自分の順番がきたら自分が話しても良いことを中心にプログラムが進められていた。なかなか席に着けない児童や順番を守れない児童もいたが、そのままプログラムを進めるのではなく一つずつ行動を確認して次に進んでいた。

この日の始まりの会では、絵カードを利用してその日の気分を子どもたちに聞いていた。指さしと同時に、発声をするこでも伝えるように話をしていた。(写真5参照)



写真4：音楽活動の様子



写真5：始まりの会の様子

小学校高学年以降の児童が所属する日は、調理実習やテーブルゲーム、テレビゲーム等が行われていた。また、高機能自閉症児の通所日には、ロボットの組み立てやパソコン等が行われる等、年齢や児童の状態に合わせた活動が実施される。

調理実習では、調理工程が書かれたプリントを配布し、一人ずつ順番に一工程ずつ進めていた。自分の順番以外の時は静かに待つよう指示されていた。

テーブルゲームを行う際には、ルールを守って遊べるように絵カードを利用して支援されていた。児童同士のゲームではなく、児童と職員(ボランティアを含む)で行われ、ルールを守ること・順番を待つこと・最後まで行なうことが話されていた。

集団活動を通じて、ソーシャルスキルとコミュニケーションスキルを獲得していく目的がある。基本的には集団活動であり、集団が難しい子へは個別対応も行っているが、研修期間中では個別対応の児童は見られなかった。

プログラム終了間際に不安定になりパニックを起こした児童がいた。この時は自分で作った作品が壊れてしまったことが原因だったが、状況の整理や児童を落ち着かせる支援は、一人の職員のみで行われていた。近くに他の職員が不在だったわけではないが、複数の職員が対応することで受ける刺激が多くなり落ち着かない状況が続くため、基本的には一人で対応することになっているとのことだった。実際、対応職員以外の人が入り込まないことで、長引くことなく落ち着き、状況を納得している様子だった。

(2) シカゴ公立高校巡回教師との対談

聴覚障害児のコミュニケーションについて巡回教師である Caroline Depcik さんから話を聞いた。シカゴにある聴覚障害児が通う公立学校を見学させてもらい、実際のコミュニケーションスキルの獲得や聴覚障害児のコミュニケーション方法について見ることも出来た。

この学校には5つのクラス編成がある。

Pre school クラス・Kindergarten クラスでは生活に必要な手話やアルファベットの学習が行われていた。

小学生・中学生のクラスでは通常科目の授業と手話の学習が行われており、高校生のクラスでは通常科目の他に、手話・ソーシャルスタディ・リーディング（文章の読解）の学習が行われていた。

学校内には聾の教員が数名おり、見学した中学生・高校生のクラスでは、聾の教員が授業をしていた。板書による指導もあったが、ほぼ手話のみで授業が展開されていた。

すべてのクラスの授業の様子をみせてもらったが、知的障害を併せ持った重複障害児はいなかったように思う。重複障害児が学校選択をする際、どちらの障害に焦点を合わせるべきか、ということを考えることがあり、この点について Caroline Depcik さんに尋ねてみた。Caroline さんの知る事案でも、知的障害を併せ持った重複障害児がデフクラスから知的障害児クラスに移動したことがあったが、知的障害児クラスでは手話は使われないため、コミュニケーションが上手く回れず、最終的にデフクラスに戻り個別対応で授業を行った、と話していた。

私の住む地域の聾教育では、就学前の手話教育はほとんど実施されていない。イリノイ州では聴覚障害の診断後、0歳から3歳までの子どもの自宅へセラピストが訪問し、手話の習得をしていく。ただし、手話の文法からではなく、父・母・ミルク・食べる等家庭の中で日常的に使用される言葉から覚えていく。

3歳以降は学校へ通うため、そこで指文字を覚えていく。この点に関しては私の住む地域でも同様だが、学校の課程に“手話の授業”は盛り込まれてはいない。

また、私の知る聾学校では、すべての教員が手話を習得しているわけではなく、限られた教員のみが手話を使った授業を展開していくが、イリノイ州では聾学校の教員になるためには大学で約2年間手話を学ばなくてはならず、必要な手話は習得した状態で教員となる。聾学校の教員が手話を習得していない状況に驚きを見せていた。



写真6：巡回教師 Caroline Depcik さんと

(3) Easter Seals Du Page and Fox Valleyにて

合同研修でも訪問した施設で、コミュニケーションツールに焦点をあて話を聞いた。

ツールは大きく分けて、紙媒体のものと電子媒体のもの2種類がある。どちらのツールも、使用する個人に合わせて語彙数やレイアウトが変更される。

紙媒体のものは、最初のワードを選択するとそれに関連した会話が続くようにページが指定され、次に続く単語がさらに選択出来るようになっている。下の写真7-①で“question”の項目を選択した場合、7-②の“question”のページに移動し、相手に質問することが出来る。

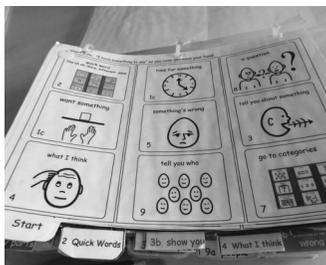


写真7-①：会話の始まりを選択 写真7-②：①に続く会話を選択 写真8：限られた選択肢を提示

写真8で見られるツールでは、予めピックアップされた選択肢を提示し、希望のものを選択することで意思表示することが出来る。“different”の選択肢もあり、これを選択すると別の選択肢のカードと交換して、希望の選択が出来るようになっている。

電子媒体の方も基本的な点は紙媒体のものと同じである。

タブレットのように指操作をするものが多い。しかし、人によってピンポイントで自分の選択希望のワードに指を置くことが出来ない場合もある。そういった場合は、フレ



写真9：フレームを付けた機器



ームを付けることで指さし易くする。(写真9参照)

他にはスイッチを接続することでも押し易くすることも出来る。スイッチを押すことで選択中のワードが四角で囲まれ、音声で流れる。これによって視覚障害をもつ方でも今何を選択されているかが分かり、聴覚障害をもつ方も視覚で選択されている項目を知ることが出来る。

手を使ってスイッチ操作をすることが出来ない場合、スイッチの場所を個人に合わせて足や頭等意思通りに動かせる場所に変える。それでもスイッチが押せない場合は、触れなくてもセ

ンサーで反応するスイッチに付け替えることが出来る。個人に合わせたツールを提供することが出来るようになっていた。

(4) Resource Center for Autism and Developmental Delays にて

障害児の家族や学校教諭に対し、様々なツールを2週間を限度に無料で貸し出している。センター内はカテゴリーに分かれた棚に多種類のツールが並べられており、対象児に合った必要なものを探すことが出来る。

借りたツールが欲しくなった場合、既製品であれば販売先の情報提供をし、センターで作られたものであれば無料で提供している。

センターで作成しているツールには、障害児自身が使用するものと家族や支援者が使用するものがあり、個人のスケジュールボードや不安定時に自らクールダウンを要求するカード、行動の禁止を伝えるもの等、用途にわかれ沢山のものが用意されている。これらは対象児童の実態に合わせ、イラストを用いられたものや実際の写真を用いたものどちらかを選択出来る。より個人の生活実態に合わせたい場合は、対象児童の名前を入れたり、家族の写真や実際に使用している生活用品の写真を用いて“その子”に合ったツールを作成してくれる。

(5) Infinitec にて

シカゴから約40km南下したティンリーパークにある施設。障害児教育を行っている教師に対して、障害理解を図るためのWebサイト等の情報提供を行う。あるサイトでは障害別のテストを受けることが出来、80%の正解率でその障害に対して理解しているという評価をすることが出来るようになっていた。正解率が80%に達しないことで仕事内容に特に変化はないが、教師自身が自らの知識習得のためにテストを続ける。

施設内にはいくつかの部署があり、書籍を音声で再生するプログラムの作成や、古くなった車いすを回収して次の人が使えるように整備する等の作業が行なわれていた。

ここでも、電子媒体のコミュニケーションツールを見せていただいた。手足が上手く動かせない方のために、視点を動かして操作するものがあった。使用者個人の目の動きが事前設定によりインプットされ、操作できるようになっていた。実際に操作させてもらったが、慣れるまでは操作が難しく、また、眼鏡を使用していると上手く認識されないことがあるということも話していた。

(6) Assistive Technology Unit にて

University of Illinois at Chicago (UIC) の中にあるユニットで、コミュニケーションツールの情報提供や使用方法の伝授を行なっている。を見せていただいたツールの中には、今まで訪問した事業所で見たものと同じものもあった。

通常、家族間ではツールを使わなくてもコミュニケーションを図ることが出来るが、家族レベルでもツールを所有していることがある。その理由としては、家族とコミュニケーションが

とれても地域に出ると難しい場合があり、外出時にツールが必要となるためである。

持っているからといって常に使用しているわけではなく、状況に応じて使用選択することもある。また、電子媒体だと雨天時に戸外で使えない、故障時にはその媒体が使えないということが生じる。そういう時のために、どちらか一方ではなく紙媒体と電子媒体の両方を併用し、場面に応じて使用する。

電子媒体の使用方法について詳しく話を聞いた。

使用前に“情報はイラストが良いのか文字が良いのか”“一画面にどれくらいのワードが並べられていると使いやすいか”等、個人の状態を知るための質問に数問答える。それにより、レイアウトが選択され、個人に合った内容がセットアップされる。こうすることで、同じツールではあるが“個人のための”ツールが出来上がる。

(7) Jacksonville Deaf School にて

シカゴから約 350 km 南下したジャクソンビルにある聾学校を訪問し、再び聴覚障害児のコミュニケーション方法について話を聞いた。

前述の公立高校と同様、学校教師・寄宿舎の職員全員が手話を習得しており、Preschool クラスから手話授業が展開されていた。小学生のクラスでは、教科書に書かれている文章をスクリーンに映し出し、手話と発音の両方で読み方を

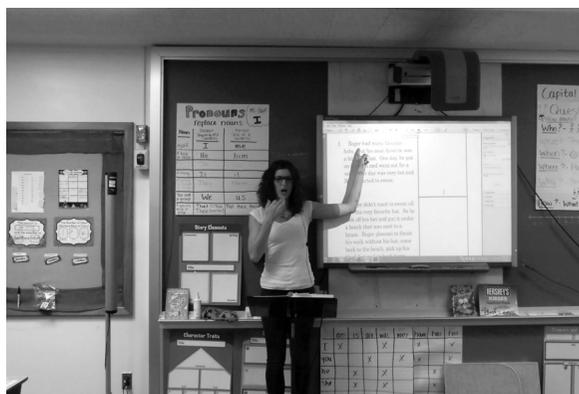


写真 10：授業の様子

教えていた。(写真 10 参照) 手話を習得することはもちろん、発音も大切であると話していた。

高校卒業後は、地域での生活や就労等に移るが、実態としては実現が難しいことも多く、18 歳～22 歳まで在学を延ばして、生活訓練や就労訓練を行なっている。就労訓練では車の整備やポスター等の印刷業務があり、実際の会社から作業を請け負って行なっている。

III. まとめ

障害特性から他者とのコミュニケーションを苦手とする方のコミュニケーションスキルの習得方法や、意思表示の支援方法について学ぶことを念頭に置き、1ヶ月の研修を行なった。

また、合同研修で聞いた“障害者が地域で生活をしていくためには、障害者自身が変わるのではなく周りの環境を変える”という点について、環境の配慮も併せてみるようにした。

①まず、実際に自閉症の利用者と職員の関わりを知ることが出来た。Have Dreams では、利用者は職員に対してはもちろん、作業やその作業に関わる企業の方とも関係性が築かれており、コミュニケーションを苦手とする方への対応を見る場面はなかった。しかし、どんな場面であっても、指示や禁止・制止を促す時には簡潔に伝えられているのを見て、まずは必要な情報だけを伝える、ということの重要性を改めて感じた。

環境に関しては、絵カードを使用した環境設定により、利用者が活動しやすいようになっていた。

②コミュニケーションツールをいかに活用しているかを見ることで、意思表示が難しい方がどのように意思表出していくのかを知ることが出来た。障害児者自身が使用するもの、障害児者と関わる際に支援者が使用するものがあり、お互いが状況に応じたツールを使用することで生活しやすくなる。電子媒体のものだと高価であったり故障時には使えない等デメリットもあるが、使用することで他者とコミュニケーションを図れたり生活エリアが広がることは間違いはない。見せていただいたツールの中には、日本でも似たようなものがあるものもあったが、そうでないものでも日本で普及されると使用希望者が沢山いるのではないか、と思うものであった。

また、こういったツールを使用する際、使用者がツールに合わせることを考えがちだが、そうではなく、ツールを使用者に合わせることで使用者の幅を広げることが可能となっていた。

③聴覚障害児のコミュニケーションについては、教育の場面では日本とは大きく違っていたが、家族間・地域へ出た時のコミュニケーション方法については似ている部分が多かった。学校や寄宿舎生活を通して手話を習得しているが、両親が健聴の場合、親は手話がわからないということが多く、使われる手話は単語のみで、他は指さしでの指示が多くなる。これは日本でも同じ状況で、子どもは家に帰ってきてでも手話を使って家族と話をすることはほとんどない。

環境面では、学校自体ではなく、学校付近に設置されていた道路標識で感じる事が出来た。日本ではこのような道路標識はなく、標識を見ることで社会全体の違いを知った。(写真 11 参照)



写真 11：聾学校近くの道路標識

IV. その他

今回の研修テーマには含まれていないが、ジャクソンビルへ行った際、大規模入所施設であった跡地を見てきた。

敷地内には大小様々な建物が点在しており、一角は地域の方が使用できる公園に整備されていた。合同研修中に訪問した現存の大規模入所施設の敷地よりも広く感じ、敷地内は車で移動出来るようになっていた。地図上の1ブロック(800m×800m)全てが敷地で、その面積は東京ドーム約13個分と“大規模”を大きく強く印象付けるものであった。



ジャクソンビル地図



写真 12：ジャクソンビル大規模入所施設跡

V. 謝辞

今回、清水基金海外研修参加というとても貴重な機会を頂き、大変感謝しております。海外への渡航自体初めてということもあり、福祉に関することだけではなく、様々な環境に沢山の刺激を受けました。自分の視野がいかに狭いものだったかを、身をもって感じる事が出来ました。

お忙しい中、研修の受け入れをしていただいた Have Dreams の Dana Fenceroy さんはじめスタッフのみなさん、訪問先で対応していただいた Caroline Depcik さん・Jamie Bodden さん・Laura Brown さん・Richard Brown さん・Patricia Politano さん・Curt Kuhn さん、本当にありがとうございました。未熟な英語にも関わらず、質問に細かく丁寧に答えていただき、学びを深めることが出来ました。

合同研修のみでなく個人研修のコーディネートもしていただいた八巻純先生。沢山ご迷惑をお掛けしたにも関わらず研修中も気にかけてくださり、とても心強く充実した研修を行うことが出来ました。

1か月半という長期間の研修に快く送り出してくださった社会福祉法人室蘭言泉学園のみなさん、ありがとうございました。

最後になりましたが、このような研修の機会を与えてくださった清水基金の皆さまに、心よりお礼申し上げます。ありがとうございました。

研修日程と主な訪問先

日程	訪問（研修）機関	研 修 内 容
4/18 ～ 4/28	合同研修	
5/2 ～ 5/14	Have Dreams にて研修	自閉症の方と日中活動プログラムとして作業に同行。 夕方からは自閉症児を対象とした放課後プログラムに参加。
5/16	Kinzie Elementary School	公立高校巡回教師の Caroline Depcik さんと聴覚障害児の学校見学。
5/17	Easter Seals Du Page and Fox Valley	コミュニケーションツールについて説明を聞く。実際に機器を見せてもらう。
5/18	Public School Office	公立高校巡回教師の Caroline Depcik さんから聴覚障害児の手話習得やコミュニケーション方法について話を聞く。
	Resource Center for Autism and Developmental Delays	多種類のコミュニケーションツールや障害児教育に利用されるツールを見せてもらう。
5/19	Infinitec	コミュニケーションツール（電子機器）を見せてもらう。 教員向けの Web サイトの紹介。
5/20	Assistive Technology Unit	コミュニケーションツールを見せてもらう。
5/22	ジャクソンビルへ移動	
5/24	Jacksonville Deaf School	聴覚障害児のコミュニケーション方法について話を聞く。 学校見学。
5/26	大規模入所施設 Jacksonville 跡地	大規模入所施設 Jacksonville の跡地の見学。
5/27	シカゴへ移動	
5/30	オヘア国際空港出発	
5/31	帰国	

海外研修収支決算報告書

収入の部

収 入 項 目	金 額 (円)
助成金 (清水基金より)	900,000
法人より	203,035
計	1,103,035

支出の部

支 出 項 目	金 額 (円)
<u>交 通 費</u>	<u>379,846</u>
渡航運賃	186,754
電車・バス・タクシー代	2,000
レンタカー代	186,092
ガソリン代	5,000
<u>滞 在 費</u>	<u>445,112</u>
宿泊費	375,112
食費	70,000
<u>研 修 費</u>	<u>161,928</u>
合同研修費	150,000
手話通訳費	11,928
<u>雑 費</u>	<u>116,149</u>
海外旅行傷害保険費	29,824
プリペイド式携帯電話代	4,500
海外用ポケット Wi-Fi レンタル代	42,020
研修先へのお土産代	20,000
ESTA	1,719
その他	18,086
計	1,103,035

海外研修報告

成人期の自閉症者に必要な支援について
～就労・余暇・居住への支援を通して～

社会福祉法人 旭川荘
障害者支援施設 愛育寮
生活支援員・支援主任

中西 仁志

目次

I. 研修の目的

II. 研修内容

1. 研修・訪問先について

《イギリス》

- 1) Dimensions
- 2) Autism Centre for Supported Employment
- 3) autism plus

《アメリカ》

- 1) TEACCH Autism Program
- 2) Arc of Westchester
- 3) Job Path NYC
- 4) New York Collaborates for Autism

2. イギリス・アメリカ・日本における障害者の就労支援について

- 1) イギリスの障害者雇用分野における法制度
- 2) アメリカの障害者雇用分野における法制度
- 3) 日本の障害者雇用分野における法制度

3. イギリス・アメリカ・日本における自閉症者の就労支援について

- 1) イギリスの自閉症者の雇用分野における法制度
- 2) アメリカの自閉症者の雇用分野における法制度
- 3) 日本の自閉症者の雇用分野における法制度

4. 就労支援の取り組みについて

- 1) Supported Employment（援助付き雇用）とは
- 2) Dimensions での研修
- 3) Autism Centre for Supported Employment での研修
- 4) TEACCH Autism Program での研修（Supported Employment）
- 5) Project SEARCH / Project SEARCH Collaborates for Autism
- 6) Job Path NYC を訪問
- 7) Customized Employment

5. 成人の自閉症者に対する日中活動・居住場面での支援について

- 1) Dimensions での研修
- 2) autism plus での研修
- 3) TEACCH Autism Program での研修 (CLLC)

Ⅲ. まとめ

Ⅳ. 謝辞

引用・参考文献

I. 研修の目的

私は、知的障害者を対象とした障害者支援施設での生活支援、及び、地域で生活をしている様々な障害者を対象とした地域活動支援センターでの生活支援を行っている。私が担当をしている利用者に関して、知的障害を伴っているかどうかの違いはあるが、両施設に共通している障害として、自閉症スペクトラム障害が挙げられる。そのため、本研修においては、成人期に達した自閉症スペクトラム障害の人たち（以下：自閉症者）に対する支援のあり方について学びを深めることを目的とした。

成人期を迎えた自閉症者が安定した日々の暮らしを送るために重要なものとして、通常、居住、余暇、就労の三点が挙げられる。本研修では、この三点のうち、自閉症者にとって特に重要な意味を持つと考えられる就労に主に焦点を当てて研修を行うこととした。また、それに付随するものとして、居住や余暇の場面での支援についての学びも得ることとした。

近年ではマスコミ等で大人の発達障害に関連して自閉症スペクトラム障害が取り上げられることが多くなった。しかし、その内容としては「適切な人間関係を築くことが難しい」「空気を読むことができない」など否定的な面が取り上げられることが多く、この障害に対する誤解や偏見を助長している。その結果、自閉症スペクトラム障害を「どのような障害なのかが分からない」「どのように対応をすればいいのか分からない」と感じてしまい、雇用に結びつかないことも多いという。私が担当をしている利用者は「成人の自閉症者に対する理解や支援が少なすぎる」と話す。自閉症スペクトラム障害は、他の障害に比べて、その障害の特性が目に見えてわかることが少なく、彼らの言動に対しては、誤解や偏見が生じることが多い。そのため、自閉症者の就労支援を考える際には、雇用主にこの障害のことをしっかりと伝えて、理解をしてもらうことが求められる。

そのため、本研修では、支援機関が自閉症者の就労支援を行う上で雇用主にどのように働きかけ、彼らの就労に結び付けているのかについて考察を深めていく。また、障害者の就労支援に向けての法制度とともに、自閉症者の就労支援を推し進めていくためにはどのような法制度が整えられているのか、ということについても整理を行う。

しかし、自閉症者の中において、障害の特性や症状の現れ方、程度の差は人それぞれであり、中には知的障害を伴っていたり、行動上の問題などがあったりすることにより、就労に結びつかない自閉症者も数多く存在する。そのような人たちには、就労支援に代わる日中活動プログラムや居住プログラムの提供が求められる。そのため、一般企業での就労支援についての考察を深めるとともに、そこまでに至らない人たちに対しての福祉施設での日々の生活支援の在り方についても検討する。

II. 研修内容

1. 研修・訪問先について

自閉症に対する理解と支援を進めていくために、先駆的な取り組みを行い、成果を上げている国として、イギリスとアメリカが挙げられる。そのため、この海外研修では両国を訪問し、両国で取り組まれている成人期の自閉症者に対する就労に向けての支援を中心に、日中活動と居住場面での支援について学んだ。今回の海外研修で私が研修・訪問を行った事業所は以下のとおりである。

《イギリス》

1) Dimensions

Dimensions は、知的障害や自閉症を伴った複雑なニーズを持つ障害者に対して支援を行っており、イングランド全体で様々な事業を展開している。ここでは“Make a difference”という考えを大きなテーマに掲げ、障害者が積極的に地域社会にかかわりながら貢献していけるように、高い質の個別化されたサービスを提供している。そして、Dimensions の活動を支えるものとして Ambition (熱意), Courage (勇気), Respect (尊敬), Integrity (誠実), Partnership (関係性) という 5 つの価値を据えている。

2) Autism Centre for Supported Employment

Autism Centre for Supported Employment はサウスヨークシャー州シェフィールド市で自閉症者に対する就労支援を行っている事業所である。ここではシェフィールド市とよりよい協力関係を築きながら、自閉症者を就労へと結びつけている。

3) autism plus

autism plus は自閉症児者の親の会によって設立された法人である。本部はサウスヨークシャー州シェフィールド市にあり、成人期に達した知的障害や精神疾患を伴う自閉症者に対して、グループホームでの生活支援、日中活動プログラムの提供、就労支援等を行っている。また、シェフィールド市や地域の国民保健サービス、ボランティア団体との関係も築きながら自閉症者の生活支援を行っている。

《アメリカ》

1) TEACCH Autism Program

TEACCH Autism Program は、1972 年にノースカロライナ州の公式プログラムに位置づけられ、全州規模で 40 年以上にわたって実践されているプログラムである。ノースカロライナ州の 7 か所に地域センターを持ち、あらゆる年齢層の様々な症状や程度にある自閉症スペクトラム障害の人たちとその家族に対する支援と調査・研究を行っている。その成果は世界的に

も認められており、日本をはじめ、フランス、ベルギー、イギリス、イスラエル、スウェーデン等世界各国でそのプログラムの導入が行われている。

2) Arc of Westchester

Arc of Westchester は発達障害の子どもがいる親によって設立された法人である。本部はニューヨーク州ウェストチェスター郡にあり、幼児期・学齢期から成人期・青年期までの幅広い年齢層の自閉症スペクトラム障害やダウン症、脳性麻痺などの障害児・者とその家族に対して、就学前の子どもたちに対する早期療育、日中活動プログラムの提供、カウンセリング、就労支援、家族支援等のサービスを行っている。

3) Job Path NYC

Job Path NYC はニューヨーク州ニューヨーク市で発達障害のある人たちに対して、彼らが地域社会の中でその人らしく暮らしていくことができるように、就労支援を中心として、日中活動プログラムの提供やグループホームでの生活支援等の様々なサービスを提供している。

4) New York Collaborates for Autism

New York Collaborates for Autism はニューヨーク州ニューヨーク市で自閉症スペクトラム障害の生徒が通う学校を運営するとともに、地域の関係機関と連携・協働をしながら彼らの生活をよりよいものにしていくために地域のサービスを改善したり、新たなサービスを作り出したりすることを行っている。

自閉症者に対する就労支援について、これらの事業所で共通していたことは Supported Employment（以下、援助付き雇用）の考え方を取り入れて取り組んでいるということであった。イギリスとアメリカという全く異なる国・文化・生活習慣でありながらも、援助付き雇用という共通の考え方のもとで自閉症者の就労支援が行われているということからは、これに成果が認められているということが考えられる。援助付き雇用については後述をするが、それではなぜ、この援助付き雇用という考え方がイギリスとアメリカで導入をされ、取り組まれていくようになったのかを考えてみたい。

援助付き雇用の考え方は、1970年代から1980年代にかけて、まず、アメリカで築き上げられた障害者雇用の促進を図るための取り組みであるが、この考え方が広く普及をしていく背景の一つとして、当時進められた障害者を取り巻く法制度や雇用促進の仕組みの整備が挙げられる。また、1955年にはILO（国際労働機関）が、障害者の職業構成に関する勧告を採択しており、その中で、障害者が職業リハビリテーションサービスを受け、雇用の機会を公平に与えられる権利を謳っている。この文書の採択が、障害者を取り巻く法制度や雇用促進の仕組みの整備に影響を与えている。

今回の研修中、両国で自閉症者への就労支援が法制度でどのように位置づけられているのか

を調べたところ、身体障害や知的障害等の他の障害のある障害者と同じように取り組む必要があると定められているだけでなく、自閉症だけを対象とした法制度の中でそれに取り組む必要があると定められているものがあることが分かった。自閉症者の就労支援を進めていくためには、法制度の整備が重要な役割を担っているのではないかと考えられる。

そのため、はじめに、自閉症だけでなく身体障害や知的障害など他の障害もあわせた、障害者全般を対象とした就労支援について定められている法制度について整理を行う。そして次に自閉症者の就労支援が法制度でどのように定められているのかについて整理を行う。また、それぞれについて日本の法制度と比較をしながら、日本の就労支援の現状と今後の課題について考えてみたい。

2. イギリス・アメリカ・日本における障害者の就労支援について

1) イギリスの障害者雇用分野における法制度

イギリスにおいて現在の障害者雇用対策の基盤となっているのは、1944年に制定された「障害者（雇用）法」である。この法律の中で割り当て雇用制度を定め、従業員20人以上を抱える雇用主は障害者を3%以上雇用しなければならないことを決めた。しかし、この制度は雇用主に努力義務が与えられただけで、障害者を雇用するかどうかについては雇用主の善意に任されており、うまく機能をしなかったという。そのため、この割り当て雇用制度は、1995年の「障害者差別禁止法」の制定に伴い廃止された。

障害者差別禁止法は、障害者雇用に関して重要な役割を担った。この法律は、雇用、物品・サービス並びに住宅供給の3分野において、障害者に対する差別に取り組もうとするものであった。雇用の分野においては、障害者の就労の権利を保護し、20人以上の従業員を抱える雇用主に対して、障害から生ずる影響を無くして雇用するための適切な対応を行うこと、並びに障害者が仕事につけるように雇用条件や募集について合理的配慮を行うことを義務付けた。この法律が施行されてからは、障害者に対する差別の撤廃を目指して、障害者を社会へ統合するような新しい考え方や対策がいくつも生み出されている。

障害者差別禁止法を受け、イギリスでは1997年に「ニューディール：福祉から就労へプログラム」が発表される。そして、このプログラムを通して、イギリス政府は各種団体が障害者を就労へと導く手がかりとして予算を確保し、この予算を使って障害者の就労支援に対する様々な取り組みが行われた。そのような流れの中で、一般の職場の中で重度の障害者が必要な援助を受けながら仕事を得ることができるよう援助付き雇用が提供され始めるようになった。

障害者差別禁止法は、その後、性差別禁止法や人種関係法などの差別の禁止について定めているその他の関係法令と統合され、2010年に「平等法」として改正される。平等法の中でも障害者に対する雇用差別の禁止について定められている。

2) アメリカの障害者雇用分野における法制度

アメリカにおける障害者雇用への制度的アプローチは、差別禁止法によるアプローチを特徴

とし、1973年の「リハビリテーション法」、及び「障害を持つアメリカ人法（以下：ADA法）」という2つの法律が大きな役割を果たしてきた。しかし、これらの法律の中では、障害者の雇用義務が定められていなかったために、障害者の就業率向上の面ではあまり成功しておらず、著しい変化は見られなかった。

リハビリテーション法は、障害者を含むアメリカ国民に対してリハビリテーションサービスを提供するための基本的な法律であるが、この法律の中で、連邦政府からの資金を受けている政府機関、連邦の契約者等すべての機関が障害を理由に差別を行うことを違法と定めている。一方、ADA法は、障害者に対する差別的な取り扱いを包括的に禁止することを目的として制定されており、従業員15人以上の事業所における法律で定める障害者に対する雇用差別の禁止と合理的な配慮を義務付けている。

ADA法が成立する以前の1986年にはリハビリテーション法が改正され、その際にアメリカにおいて援助付き雇用が制度的に位置づけられている。その背景として、年間90,000人もの発達障害をもつ者が雇用される適当なサービスを受けることもなく、学校教育を終えているという報告があり、そのような状況に対して援助付き雇用の必要性が唱えられたと言われている。

3) 日本の障害者雇用分野における法制度

我が国の障害者雇用を考える上では、1987年に制定された「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」(もとは1960年に制定された「身体障害者雇用促進法」)が障害者の就労を支える大きな役割を担っており、それに基づいて「障害者雇用率制度」が定められている。これは、障害者に対して一般労働者と同じ雇用条件において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定し、事業主等に達成義務を課すことにより、それを保証するものである。

※参考：雇用者別の障害者雇用率（従業員50名以上が対象）

<民間企業>

一般の民間企業	=	法定雇用率	2.0%
特殊法人等	=	法定雇用率	2.3%

<国及び地方公共団体>

国、地方公共団体	=	法定雇用率	2.3%
都道府県等の教育委員会	=	法定雇用率	2.2%

なお、障害者雇用納付金制度についても定め、これらの雇用率を満たさない企業からは納付金を徴収しており、この納付金をもとに雇用義務数より多く障害者を雇用する企業に対して調整金を支払ったり、障害者を雇用するために必要な施設設備費等として助成したりしている。障害者雇用促進法は2013年に改正され、新たに事業主による障害者差別の禁止及び合理的配

慮の提供義務が規定された。

我が国でもイギリスやアメリカと同様に、2013年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止、並びに、障害者が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くための合理的配慮を行うことを法律で定めた（2016年4月1日施行）。

我が国では2002年に障害者雇用促進法が改正された際に新しく「職場適応援助者支援事業」が始まっている。これは、障害者が働いている職場にジョブコーチを派遣し、障害者が雇用を継続できるように援助をするというものであるが、この時より援助付き雇用の考え方が導入され、現在に至っている。

これまで、イギリス、アメリカ、そして日本で障害者雇用に対してどのような法制度が制定され、どのような流れで取り組まれるようになったのかを述べてきたが、これまでの流れを整理し、それらの違いについて検討を行う（表1参照）。

表1. イギリス・アメリカ・日本の障害者雇用分野における主な法制度

	イギリス	アメリカ	日 本
1940年～ 1950年代	障害者（雇用）法 (1944)		
1960年～ 1970年代		リハビリテーション法 (1973)	身体障害者雇用促進法 (1960)
1980年代		リハビリテーション 法改正（1986） 援助付き雇用スタート	障害者雇用促進法 (1987)
1990年代	障害者差別禁止法 (1995) 「福祉から就労へ」 (1997) 援助付き雇用スタート	ADA法（1990）	
2000年代			障害者雇用促進法の 改正（2002） 援助付き雇用スタート
2010年代	平等法（2010）		障害者差別解消法 (2013)
障害者の雇 用義務のある 企業	従業員20人以上を持つ企 業が対象	従業員15人以上を持つ企 業が対象	従業員50人以上を持つ企 業が対象
障害者雇用 率の有無	なし（1995年に廃止）	なし	あり

この表からもみてわかるように、我が国における障害者雇用の取り組みはイギリスやアメリカに比べるととても遅れている。また、我が国では障害者雇用を進めるための法制度は比較的早期に整備がされているものの、その仕組みや方法については早い段階には示されていなかった。障害者雇用を進めていく上で、イギリス、アメリカ、日本の3か国で共通して取り組まれている援助付き雇用について、アメリカでは1986年に取り組まれているが、日本ではアメリカより15年以上遅れて導入されている。導入からおおよそ15年が経過したが、依然として障害者の就労は進んでいない状況にあり、より一層の取り組みが求められる。

障害者雇用を進めていく上で大きな課題の一つとして障害者に対する差別が挙げられる。イギリスやアメリカでは国内で障害者雇用の問題が取り上げられてから、比較的早期に障害者差別の問題も取り上げられており、イギリスでは障害者差別禁止法（1995）、アメリカではADA法（1990）の成立の際、障害者雇用について明記されている。しかし日本では、障害者雇用についての法律が定められてからも障害者差別については取り上げられることがなく、ようやく2013年になって障害者差別解消法が成立することとなった（施行は2016年4月）。これらのことは、イギリスやアメリカは障害者雇用率がないにも関わらず、我が国にはそれが設定されているということに、少なからず影響をしているように考えられる。

3. イギリス・アメリカ・日本における自閉症者の就労支援について

1) イギリスの自閉症者の雇用分野における法制度

イギリスには、成人の自閉症者が適切なサービスを受けることができるようになるために、2009年にAutism Act 2009（以下、自閉症法）が定められた。自閉症法では、国務大臣がイギリスの成人の自閉症者の生活保障や福祉サービスを受けること等のニーズを満たすための施策（Autism strategy）とガイダンス（Autism statutory guidance）を決定し、地方自治体や関係機関と連携を取りながら、成人の自閉症者の自立支援や社会参加を推し進めていかなければならないとされている。

自閉症法では、成人の自閉症者の自立支援と社会参加を推し進めていくためにいくつかの項目を挙げて、それらの実現に向けて関係機関がどのような取り組みを行うべきなのかを定めているが、その中の一つに自閉症者が就労をすることができるように、彼らが必要とするような支援や配慮を行っていくことが必要であると明記している。また、自閉症者の就労を推し進めていくためにも、地方自治体が積極的に自閉症者の雇用を進め、他の一般企業などに対してモデルとなるような役割を担うことを求めている。

また就労については成人だけの問題ではなく、彼らの学齢期から学校教育終了後の移行についても重要となるため、自閉症の子どもたちが学校教育から就労にうまく移行することを保証するために、学校教育との効果的な連携を図ることも求めている。

2) アメリカの自閉症者の雇用分野における法制度

アメリカでは、自閉症に対する研究や教育、早期発見、早期介入を連邦政府や州政府で推し進めていくために、2006年にCombating Autism Act of 2006（以下、自閉症コンバット条例）が定められた。しかし、この条例では自閉症スペクトラム障害の幼児期から学齢期の子どもが主な対象となっていたため、自閉症者の就労支援については定められていなかった。その後、自閉症コンバット条例は2011年と2014年に続けて改正が行われ、2014年の改正では“Autism Collaboration, Accountability, Research, Education, and Support Act of 2014”あるいは“Autism CARES Act of 2014”というように名称変更が行われる。2014年の改正では、今までは子どもの自閉症スペクトラム障害を対象としていたものが、青年期・成人期までに拡大され、学校教育終了後の職業訓練や社会参加についての支援の必要性について新たに付け加えられる。その中で学校教育を中心としたサービスから地域を基盤としたサービスへ移行ができるようになるために、その人の生活に必要な様々なサービスを包括的に提供していく必要があると明記されている。

3) 日本の自閉症者の雇用分野における法制度

日本では、発達障害児者の心理機能の適正な発達および社会生活の促進を図ることを目的に、2004年に発達障害者支援法が定められた。この法律の中で、発達障害児者の就労を支援するための必要な体制整備や、発達障害の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めなければならないということが明記されている。発達障害者支援法は2016年に改正が行われ、発達障害児者の雇用については国と都道府県が主体となり、就労定着の支援を行うこと、事業主に対して雇用の機会の確保と雇用の安定に努める必要があると定めている。

自閉症者に対して就労支援を推し進めていく上で、その背景にある法律について比較を行った（表2参照）。

イギリスとアメリカでは、自閉症スペクトラム障害がある人や家族に対しての支援や配慮の必要性を踏まえた上での法律や条例が存在しているが、日本では自閉症スペクトラム障害は発達障害という枠組みの中で、学習障害や注意欠陥多動性障害などの他の障害と同様のものとされている。そういった点では、日本ではイギリスやアメリカに比べると自閉症者に対する就労支援の捉え方については、若干の相違点がある。

イギリスと日本では、自閉症者を雇用する地方公共団体や事業主などに対して彼らが必要とする支援や配慮などの取り組みを求めているのに対し、アメリカでは自閉症者自身に対してどのような取り組みをしていくのかということが定められている。

イギリス・アメリカ・日本の自閉症者への就労支援に対する法制度の違いについて検討を行ってみたところ、以上のような違いが存在していることがわかった。

表2. 日本・イギリス・アメリカの自閉症者の雇用について定めた法制度

	イギリス	アメリカ	日本
法律	Autism Act 2009	Autism CARES Act of 2014 (Combating Autism Act of 2006 を改正)	発達障害者支援法 (2004)
雇用分野についての内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体や雇用主は、自閉症者の特性・能力を適正に評価し、一人一人にあった就労の機会の確保に努め、就労を継続することができるように、その人にあった支援や配慮をすることが求められる ・ 自閉症の子どもたちが学校教育から就労にうまく移行できるように準備を進めていく必要がある 	<p>自閉症者が学校教育を中心としたサービスから地域を基盤としたサービスへの移行をできるようにするために、高等教育を受けることや職業訓練、当事者活動への参加、セルフ・アドボカシー・スキルの獲得、統合された環境での一般就労など、その人の生活に必要な様々なサービスを包括的に提供していく必要がある</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関の連携の下に切れ目のない支援を行う必要がある ・ 国と地方公共団体、事業主に対して、関係機関と連携を取りながら、発達障害者が就労をすることができるようになるために、発達障害者の能力を適正に評価し、就労の機会の確保や就労の定着をするための支援を行うことを求めている。

4. 就労支援の取り組みについて

イギリスとアメリカで自閉症者に対する就労支援の取り組みについて研修を受けたが、いずれの研修先でも援助付き雇用の考え方に基づいて支援が行われていた。しかし、いくつかの研修先では援助付き雇用からさらに発展させたプログラムや、新たな就労支援プログラムに取り組んでいるところがあった。それらを踏まえた上で研修の報告を行う。

1) Supported Employment (援助付き雇用) とは

援助付き雇用は、Dimensions、Autism Centre for Supported Employment、TEACCH Autism Program、Arc of Westchester、Job Path NYC、でその取り組みについて研修を受けることができた。

援助付き雇用は、一般の労働市場において、専門的な支援を活用し、障害を持つ人々が希望通り就職し成功できるよう援助するという確立されたアプローチである。アメリカでは援助付き雇用に、次のように定義している。

「利用者の長所、興味、関心、能力、可能性、活用できる資源、支援の優先順位を考慮し、利用者の理解を得た上で、統合された職場環境での一般就労を選択することを指す。これまで、競争的な就労の該当者とされなかった人々、つまり重度の障害が理由で、就職しても長くは続かなかつたり、失敗してばかりしていた人々のための取り組みである」

援助付き雇用は、従来の「訓練をしてから就労をする」という考え方で就労支援を行うので

はなく、「就労をした場所で訓練をする」という考え方が取り入れられ、雇用後に継続した援助サービスが提供されるものである。その要点として、①これまで就職が困難であった、あるいは就職しても安定継続が困難であった重度障害のある人が対象、②仕事はフルタイムか、パートタイムであっても週20時間以上の仕事で、最低賃金が保障されなければならない。③職場は、障害のある人と一般従業員が日常的に接することができる社会的に統合された環境でなければならない。④就職後の雇用期間中、職場における少なくとも月2回の継続的・定期的な支援サービスが提供されなければならない。といった4要素が挙げられる。具体的な実施形態としては、個別就労モデル、エンクレーブモデル(enclave model)、モービルクルーモデル(mobile crew model)、小規模事業所等がある(表3参照)。個別就労モデルでは、中度から重度の障害者を地域の職場で雇用し、ジョブコーチによる訓練等の援助が初期段階に集中的に提供される。そして、その援助は次第に減らされるが、期間満了を理由に打ち切られることはない。

表3. 援助付き雇用の就労モデル

就労形態	説明
個別就労モデル	援助付き雇用の代表的モデル。援助付き雇用の実践のうち、80%以上がこの個別就労モデルであると報告されている。1人の障害者にジョブコーチが1人、マンツーマンで支援を行う。就職後にジョブコーチが職場で集中的に支援した後、自立度が高まってきたら、ジョブコーチは徐々に職場にいる時間を減らしていく(フェイディング)。フェイディングが完全に終了した後は、定期的に状況を把握するフォローアップの段階に移行する。
エンクレーブモデル(enclave model)	職場の中で、1人のジョブコーチが複数の障害者を支援するモデル。ジョブコーチはフェイディングを行わず、障害者にずっと付き添って支援を継続する。一般的には個別就労モデルよりも障害がより重度の人が対象となる。
モービルクルーモデル(mobile crew model)	エンクレーブと同様に、1人のジョブコーチが常時複数の障害者を支援するモデル。ただし1つの職場だけでなく、トラックやバンなどで複数の職場を移動しながら仕事をこなす。ビル清掃や緑地管理などの仕事を中心である。

2) Dimensions での研修

Dimensions では、Head of Supported Employment という立場で就労支援部門を統括している Alex Seddon 氏より、Dimensions での援助付き雇用とジョブコーチの役割について説明を受けた(写真1)。

利用者が働いている職場は家事手伝いやコーヒーショップ、レストランや花火工場など多種多様であり、ジョブコーチは利用者の家庭やそれぞれの職場に向向いていき日々の生活や仕事

の支援をしているという。そこでは、ジョブコーチは職場での仕事面の支援を行うだけでなく、利用者と一緒に食事や買い物、スポーツ観戦などの趣味を楽しむことも支援の一環として行っていると聞いた。ジョブコーチは仕事面の支援だけを行っているイメージが強かったが、一緒に余暇活動を楽しむなどの生活面へのサポートも心掛けているということが印象的であった。



写真 1：Alex Seddon 氏と面談

ジョブコーチが支援を行う上では、事前に利用者の得意なことや苦手なこと、どのような仕事をしたいのか、といったことについてしっかりとアセスメントを行ってから、その人ができる仕事について検討をしている。また、ただ仕事を紹介するだけではなく、事前にジョブコーチが職場を訪問し、その場が騒がしくないか、忙しすぎないか、といった職場環境について把握を行い、その人の障害特性や能力に合っているかについても検討している。利用者のアセスメントだけではなく、職場環境のアセスメントもしっかりと行うことで、その人に適切な仕事を探そうとしている。

利用者が就職をしてからも継続的に支援をしており、実際に職場で支援を行う際にはシステムティック・インストラクションによる支援を基本としながら、利用者が伝えられていることを確実に理解が出来るように iPad 等の IT 機器やフラッシュカードなどを用いる配慮や工夫を行っている。システムティック・インストラクションとは、その場の思い付きで教えるのではなく、順序だった系統的な教え方をすることによって、理解力に限界のある人の学習を容易にし、効率的に仕事を自立して行えるように導こうとするものである。その方法として、言語指示、ジェスチャー、見本の提示、手添えなど、様々なタイプの指示・手がかりを駆使して、わかりやすく仕事を教えていくための方法のことである。そして、仕事をしていく上で困難なことが生じた時には、利用者であっても企業側であってもジョブコーチに電話をしてもらい、うまくいくように対応をしており、場合によってはジョブコーチが企業に出向いて、障害の特性や適切な支援の方法について伝えることもあるという。また、必要に応じて利用者やジョブコーチ、雇用主を交えて仕事の状況の確認・再評価を行い、継続的に仕事を行うことができるように支援をしている。

別の日に Residential care home で生活をしている利用者の就労支援に同行をする機会があった。その利用者は、ホテルの室内清掃の後のベッドシートと枕シート・使用済みのタオルを回収してリネン庫に持ち運ぶ仕事を行っていた。時間は1時間程度であったが、ジョブコーチであるサポートスタッフから口頭で指示を受けながら、手際よく仕事をしていた。週に一度だけ毎週火曜日の午前中にこの仕事を行っており、2～3年ほど続いているということであった。

サポートスタッフに彼が仕事をしていく上でどのようなことが難しいのかを尋ねると、「大きな声を出すことと急に仕事の手を止めてしまうことがあるので、そのようなことが難しい。」と言われた。この利用者は、仕事をしている最中に何度も大きな声を出すことがあり、職員から静かにするように言われることが頻繁にあった。あまりにも大きな声が出るのが続くようなときには、一度その場から離れて、車に戻って気持ちを落ち着かせて、再び仕事に戻るようにするなどの配慮をしているということである。

この仕事の内容自体は1時間程度で終わるものであるが、しっかりと賃金が支払われているとのことであった。どの程度の賃金が支払われているのを尋ねてみたが、具体的な金額はわからないとの回答であった。

仕事をするというとフルタイムや1日数時間のパート勤務をイメージするが、今回のように時間単位で区切るのではなく「何をどれくらいするのか」という仕事の提供の仕方も利用者の仕事を作り出していくための方法であると感じた。また、一人で一連の様々な業務をすべて行うのではなく、その中で個々人が担う役割を明確にし、できる仕事を提供していくということも大切なことだと感じた。

今回、利用者の仕事に同行させてもらって、短時間ではあったが、仕事をすることによって地域社会とつながり、社会参加をしている利用者の様子を実際に見て、感じ取ることができた。仕事に行くために、身だしなみを整えフォーマルな服装に着替え、いつもとは違う雰囲気ホームから外に出ていくということが、利用者の心情の変化に大きな影響を与えていると感じた。

Dimensionsでの就労支援の研修を通じて、ジョブコーチの仕事は利用者に対する支援はもちろんのことであるが、企業側とのよりよい関係づくりも必要になると感じた。企業側との信頼関係がなければ、利用者の紹介はもとより、企業のアセスメントや企業側からの情報提供、ジョブコーチの定期訪問、企業側への支援要請等が困難になる。そのため、企業側が障害者の就労支援に積極的に取り組むようになるための土壌づくりが求められる。今回同行をしたホテルの清掃についても、仕事をしている最中にホテルの従業員から利用者に対して「Good morning!!」と声を掛けられることもあり、ホテルの従業員の間でも彼の仕事の様子は受け入れられているようであった。

3) Autism Centre for Supported Employment での研修

Autism Centre for Supported Employmentでは、仕事探しや履歴書の書き方、面接練習から仕事の継続支援までを利用者の希望を聞きながら幅広く支援している。利用者の仕事を見つけるために、様々な所へ電話をしたり直接訪問をしたりするなどして自閉症の理解を求めながら、彼らのできることや得意なことに合うような仕事を探している。仕事を探して利用者の就職に結び付けていくためには、いかにしていろいろな企業とより良い関係を作り上げていくかが大切であるという話を聞いた。私が担当をしている利用者から『仕事を始めても、一緒に働いている人が自分のことや自閉症スペクトラム障害という障害のことをなかなか理解してくれなくて、周囲の人たちとの人間関係がうまくいなくて悩んでいる』という話をよく聞く。」と伝

えると、「それはイギリスでも同じである。」と答えが返ってきた。そのため、企業が安心して自閉症者を雇うことができるように、企業向けのハンドブックを作り、自閉症スペクトラム障害とはどのような障害なのか、自閉症者に仕事を教えるためにはどのようにすればいいのか、自閉症者を雇用していくうえで困難なことがあった時にはどのようにすればいいのか、といったことをわかりやすく伝えるようにしている。また、利用者に対しても、仕事をしていく上でどのような支援を受けられるのかをわかりやすく書いたパンフレットを作成し、提供していた。双方の理解に役立つ内容を企業や利用者の一つ一つ丁寧に伝えていき、両者の抱えている不安を解消できるように配慮がなされていた。

自閉症者の仕事を実際に支援していくために、職場のリスクアセスメントをしっかりと行い、彼らが仕事をしていくときに困ることがないようにしている。初めての仕事を行う際には、してはいけないことだけを伝えるのではなく、求められる行動や動作を写真やフラッシュカードを用いながら、何をどのようにするのが望ましいのかということ伝えていく（写真2）。彼らが一人で仕事ができるようになるために、最初のうちはジョブコーチが毎日3時間ほど付き添うが、少しずつフェードアウトして自立を促していきながら、最終的には週に1回15分程度の巡回だけをするようにしている。どのくらいの期間を掛けてフェードアウトをしていくのかについては一人一人によって異なるが、概ね3か月を目安に行っているということである。しかし、フェードアウトをするにあたってはゆっくりと時間をかけながら、利用者のペースに合わせて行うことが大切であるということであった。

実際にジョブコーチに同行し、消防と警察の博物館で仕事をしている利用者の支援の様子を見る機会があった。この方は博物館にある錆びた車の塗装を主に行っており、週に2日（木・金）、1日3時間（9:30～12:30）だけ仕事をしている。この方はここで3か月ほど仕事をしており、仕事内容についてはほとんど一人でできるということもあり、この日、ジョブコーチは利用者の仕事の様子について確認を行う程度であった。その後、この方に博物館内を案内してもらったが、とてもいきいきとした表情をしながら案内してくれた。ジョブコーチに、この方が博物館で仕事をするようになった理由を尋ねたところ、「彼は車が好きなので、車に関する仕事ができる場所を探した。」と説明を受けた。利用者の興味のあるものや得意なことをしっかりとアセスメントすることで、適切な仕事に結び付けていくことが大切だと学んだ。

4) TEACCH Autism Program での研修 (Supported Employment)

TEACCH Autism Program (以下 TEACCH) はノースカロライナ州内に7か所の地域セン



写真2：フラッシュカードの一例

ターを持っている。そのうち、チャペルヒル TEACCH センターとグリーンズボロ TEACCH センターの2か所で TEACCH の Supported Employment による自閉症者に対する就労支援が行われている。

TEACCH ではノースカロライナ州の職業リハビリテーションセンターと契約を結び、TEACCH の Supported Employment による支援を受けて就労したいと希望する自閉症者を紹介してもらって就労支援を行っている。TEACCH のサービスを受けるにあたっての経費は、Medicaid で賄われる他にノースカロライナ州の職業リハビリテーションセンターからの補助が行われており、それらの予算の中で利用者の能力に見合うサポートを受けることができるようになっている。そのため、一定のサポートの範囲内であれば利用者の自己負担はない。それ以上のサービスを受けようとする場合には自己負担が必要になる。

TEACCH が就労支援を行う際には、はじめに利用者とその家族に TEACCH の就労支援プログラムの概要説明をし、その後 TEACCH で作られた TTAP（自閉症スペクトラムの移行アセスメントプロフィール）という評価スケールを用いて、障害特性の現れ方や強み、興味や関心のあるものなどについて評価を行う。また TTAP で得られた結果だけでなく、食堂やハウスキーピング、スーパー等、様々な仕事場での職場体験を通して、その人の働き方や職場環境への適応などの評価を行う。このような評価を繰り返してその人にふさわしい仕事はどのようなものかを検討し、いくつもの企業に電話や訪問を行い自閉症者を雇ってくれるような就職先を探している。

また、自閉症者が仕事を長く続けることができるためには、ただ仕事を紹介すればいいというのではなく、その人にあった仕事を探すことが重要である。そのためにもまず、自閉症者一人一人についてしっかりと評価を行うことが重要になる。就職先を探す際に既存の業務内容では一人一人の障害特性や能力に適さないことがある。そのようなときには企業と交渉を行った上で業務内容を見直し、例えば本来一人でするような仕事を二人や三人で行うことができるように仕事を細分化する等して、複数人で担うことができるような配慮や工夫を行うことが求められる。このように、自閉症者の就労支援を行う際には自閉症者ができるような形に仕事を組み立てなおしていくことも求められるが、これについても TEACCH が単独で行うのではなく、ノースカロライナ州の職業リハビリテーションセンターと協働で行っている。

実際に自閉症者の就労支援を行うのはジョブコーチであり、ジョブコーチの関わり方が自閉症者の仕事を長期に継続させていくためには重要な役割を担っている。自閉症者の雇用について必ずしも積極的な企業ばかりではないので、ジョブコーチが自閉症者が仕事をしていくことによる価値を企業に訴えていくことが必要である。そして、自閉症者の思いを代弁していくことが求められる。

日本国内においては、近年になり、自閉症者に対する就労支援に、積極的に取り組む自治体や企業が増えてきている。しかし、TEACCH プログラムの Supported Employment のように関係機関と連携・協働をしながら、求職者の紹介、評価、その人にあった仕事探しという就職に至るまでの一貫した支援がどこまでできているのかということについては疑問である。私が

関わっている自閉症者の中には「自分にあった適切な仕事がわからない」「ハローワークで相談をしても自分の言っていることを理解してもらえず、的を射た答えが返ってこない」と話す人がいる。また、「一度は就職をしたけれども職場環境や仕事内容についていくことができず短期間で仕事を辞めてしまった」と話す人も数多く存在する。ジョブコーチとの会話の中で「ただ仕事を紹介すればいいというのではなく、その人にあった仕事を探すことが重要である」ということを聞いたが、自閉症者への就労支援を考える際には、就職をしてからの支援のことだけでなく、その前の評価と仕事探しあるいは仕事作りが非常に重要になってくるということを学んだ。

ジョブコーチは自閉症者の勤務先が見つかり、彼らが仕事を続けていくことができるように継続的な支援を行うが、そのためにはまずは勤務先の同僚や上司と良好な関係を築くことが重要であるという。勤務先によっては、そこでの会社の規定や個人情報の保護等の関係でジョブコーチが入ることが困難なこともあるので、そこにジョブコーチが入ることを受け入れてもらえるようになるためにも、勤務先と良好な関係を作ることが求められる。また、すべての企業が自閉症を理解して受け入れてくれているわけではなく、なかなか理解をしてくれないところもあるため、一つ一つ丁寧に時間をかけて勤務先への理解・啓発・教育を進めていくことが必要になる。

TEACCHの援助付き雇用のサポートモデルは、One to One Model、Mobile Crew Model、Group Shared Support Model、Standard Modelの4つのモデルがあるが、これらは上述の3つの援助付き雇用のモデルに準じており（表3参照）、利用者一人一人の特性や能力、適性によって、その人にあった支援が提供されている。

One to One Modelは、1人のジョブコーチが1人の利用者に対して、利用者の勤務時間中に常に支援を行うというモデルである。このモデルは、他者とのコミュニケーションやその場に応じた適切な行動をとることが難しい利用者が対象となっており、ジョブコーチは利用者と雇用主の間に入り、雇用主に対して利用者のことや障害のことをわかりやすく説明したり、利用者に対して雇用主が求めていることをわかりやすく伝



写真3：視覚的な手がかり

えたりするなどの連絡調整をする役割を担っている。また、同時にスケジュールや視覚的な手がかりなどを作成したり（写真3）、利用者の作業内容の見直しや調整等を行ったりしながら、利用者が自立的に仕事をできるように環境調整等を行う役割も担っている。

Mobile Crew Modelは、1人のジョブコーチが、1か所につき2人～4人の利用者に対して支援を行うというモデルである。今回は、いくつかの家庭を訪問しハウスクリーニングを行うという現場に同行させてもらった。ジョブコーチは各利用者の仕事の様子を確認しながら、必要に応じて断続的に支援を行っている。このモデルでもジョブコーチは前述のOne to One Modelと同様に、スケジュールや視覚的な手がかりなどを作成しながら、利用者が自立的に仕事をできるように環境調整等を行う役割を担っている。このモデルでは利用者が複数いることから、一人一人の強みや得意なこと・集中力等に考慮しながら、その人に適した内容の仕事を提供し、支援をしていくことが求められている。

Group Shared Support Modelは、事業所内の一つの部署で、1人のジョブコーチが2人～6人程度の利用者に対して支援を行うというモデルである。このモデルではジョブコーチは一人一人の仕事の様子を確認しながら、必要に応じて支援を行っている。利用者は同じ部署でも一人一人が異なった仕事をすることもあるため、一人一人の強みや得意なこと、集中力等をしっかりと評価しながら、その人にあった仕事内容を提供していくことが求められる。また、その人が仕事内容をしっかりと理解し、自立して仕事をするようにスケジュールや視覚的な手がかりなどを作成して、仕事を助けていくことが求められている。

Standard Modelは、4つのモデルのうちで利用者が最も自立しているモデルである。このモデルでは、1人のジョブコーチが20人～30人の利用者を受け持ち、それぞれの利用者に対して1週間に2回～3回程度の訪問支援を行うというものである。しかし、最初からそのように支援を行うというのではなく、最初の1か月程度はOne to One Modelと同じように自立的に仕事ができるように集中的に1対1で支援を行う。そして、その後時間をかけて少しずつフェイディングをしていくというものである。そして、いずれは1か月に3時間程度の訪問支援を行いながら、利用者が継続的に仕事を続けられるよう支援をしていくというものである。

今回の研修では、利用者の勤務先をジョブコーチと一緒に訪問をさせてもらったが、彼らの勤務先は、ハウスクリーニング、スーパーマーケット、職業リハビリテーションセンター、IT企業の研究機関、レストラン、保険会社、本の製本・出版会社、倉庫など多種多様であり、仕事内容も様々であった。彼らは前述の4つのサポートモデルのいずれかによる継続的な支援を受けており、勤務年数の長い人では20年以上仕事を続けている人もいる（写真4）。

援助付き雇用では、自閉症者に必ずしも週40時間を働いてもらうことを求めている。そのため、本人の



写真4：ジョブコーチと一緒に皿洗い（左が利用者）

できる範囲、できる時間から仕事をしてもらおうようにしており、今回訪問をしたそれぞれの勤務先でも一人一人の勤務時間は全く異なっていた。1週間のうちの2日間、1日3時間程度の勤務をしている人もいれば、月曜日から金曜日までのフルタイムの週40時間勤務をしている人もいた。

ジョブコーチは、本人の障害の特性や強み、注意の持続力等を総合的に判断して、その人に適切な仕事を探すだけでなく、その人がどのくらいの量や時間の仕事ができそうなのかということも考えて勤務先と交渉をしていくことが求められる。実際に直接的な支援を行うだけでなく、勤務先との仕事内容や勤務時間の交渉などもジョブコーチが担うとても重要な役割であると感じた。

ジョブコーチに同行をして感じたことは、利用者が目の前にある仕事を確実にこなすように、ジョブコーチがその環境をどれだけ整えられるかが重要になるということである。それぞれの場所では、structure と称する利用者一人一人の仕事の手順書やマニュアルが用意されていた。それらは、利用者一人一人の障害特性や理解度に応じて、絵や写真や文字などでわかりやすく書かれている。また、場所によっては、その利用者のために様々な structure やスケジュールなどが用意されている作業場もあった。TEACCH の援助付き雇用の説明を受けた時に「自閉症者が自立して仕事に取り組めるようになるためには、スケジュールとワークシステムの理解が重要」「ジョブコーチが職場を訪問して structure やスケジュールなどの TEACCH の手法を織り込んでいく」という話を聞いていたが、ジョブコーチに同行をすることで、その意味や必要性を感じ取ることができた。

ジョブコーチに同行をし、自閉症者に対する就労支援活動の現場を見聞きする中で、利用者に対しての支援を行うだけでなく、雇用主や従業員に対しての自閉症に関する啓発等の必要性についても学ぶことができた。自閉症者に限らず障害のある人が就労を続けていくためには、職場の上司や同僚の理解や配慮が必要不可欠であるが、そのことについて、ジョブコーチより「自閉症者の仕事が長続きするためには職場のナチュラルサポートが大切。」と言われていたのが印象的であった。ナチュラルサポートの定義は明確ではないが、「一般の従業員が職場において、障害のある人の就労継続に必要な様々な援助を自発的または計画的に提供すること」と一般的にはいわれている。例えば、自閉症者の就労支援は、常にジョブコーチが側にいて行うわけではなく、ジョブコーチがいない状況下で他の同僚と一緒に仕事をするということが起こり得る。そのような状況でも、自閉症者が必要に応じてその場での支援や配慮を受けることができるように、ナチュラルサポートを築くことが求められる。ジョブコーチは、自閉症という障害やその人自身について、上司や同僚にいかんして理解をしてもらおうのかということ、常に考えなければいけない。

グリーンズボロ TEACCH センターでは、TEACCH の Supported Employment による支援の他に、High Point Regional Hospital にある Project SEARCH の教室を訪問した。Project SEARCH とは障害のある人たちのための1年間を通して行われる就労に向けたプログラムの総称である。詳細は次に訪問をした2か所の紹介を通して記述する。

5) Project SEARCH / Project SEARCH Collaborates for Autism

Project SEARCH については、グリーンズボロ TEACCH センターの他に、ニューヨークにある Arc of Westchester と New York Collaborates for Autism (以下、NYCA) で、その取り組みについて学ぶことができた。

Project SEARCH とは、オハイオ州にある Cincinnati Children's Hospital Medical Center の看護師らによって考案された、障害のある高校生のための1年間を通して行われる就労に向けたプログラムの総称である。このプログラムは1996年に考案をされて以来、障害のある人たちの就労支援で成果を挙げており、現在ではアメリカ国内だけではなく、カナダやイギリスなどの諸外国でも取り組みが行われている。

Project SEARCH は、もともとは発達障害者全般を対象としたものであったが、NYCA が自閉症者を対象としたプログラムにアレンジをし、Project SEARCH Collaborates for Autism として、自閉症者のための就労移行プログラムを考案している。

このプログラムはインターンシップやボランティアの実習を中心としたもので、高校の最終学年の最後の1年間を通して行うものである。このプログラムは本人を中心に、実習の受け入れ先と学校、就労支援事業所、職業リハビリテーションセンター、家族との協力関係の中で行われる。インターンシップやボランティアは総合病院で行われることが多い。

このプログラムは、3か所でそれぞれ10週間ごとの実習を行うというものである。実習先については、いくつかの課題に対応してもらうことでアセスメントをまず行い、その人に適した場所を選ぶようにしているという。NYCA で行われている Project SEARCH のプログラムでは、実習の受け入れ先となった総合病院の中で、IT に関すること、薬局の薬剤師の補助、フードサービス、院内清掃など15の異なった仕事の中からアセスメント時の実習先3か所を選んでいくということであった。実習期間中は1か所につきおよそ200時間の実習と100時間の事前準備と振り返りを行うことになっている。この実習を通して就労に向けての練習を繰り返すこととなり、身だしなみや各事業所のルール、同僚や上司への報告・連絡・相談といった職業スキルや社会性、コミュニケーションスキルを身に付けていながら、自立心や自信、自尊心を高めていくことを目指している。また、複数の場所での実習を受けることで、経験を通して、それぞれの職場によって必要となることや求められることが異なるということについて学ぶことができる。

我が国では、就労を希望する障害者に対して就労に向けたトレーニングを行うためのサービスとして「就労移行支援事業」がある。また、近年、我が国では、特別支援学校卒業後の障害児に対して、より豊かな社会性やコミュニケーションスキル、自尊心などを育てようとするための学びの場である「福祉の専攻科」や「福祉型大学」を設立する取り組みが全国各地で行われている。この Project SEARCH のプログラムは、我が国におけるこのような動きの中で導入をされれば、一定の成果を挙げるのではないかと期待される。

6) Job Path NYC を訪問

最初にプログラムマネージャーの Ryan Finger 氏とディレクターの Aimee Althoff 氏より Job Path NYC の取り組みについて話を聞く (写真5)。

Job Path NYC はニューヨーク市内在住の障害者に対して就労支援を行っている事業所であり、すべての利用者に対して援助付き雇用の1対1の個別就労モデルを実施している。しかしここでは、その就労支援モデルを一般的な援助付き雇用 (Supported Employment) ではなく、Customized Employment (以下、カスタマイズド就業) と呼んでいる。それは、Job Path NYC では、①その人のことをしっかりと



写真5：Ryan Finger 氏 (左)、ディレクターの Aimee Althoff 氏 (右)

と理解し、その人にふさわしい仕事を見つけていくことが大切だと考えており、②就労を希望する個人を重視し、その人の好きなことや興味のあるもの、得意なこと、強み等、その人自身のことを知って、プログラムをカスタマイズするように努めているためである。

実際の支援事例として、就労をしたいという気持ちはあるけれども、日中はどこにも行くところがなくほとんど家に閉じこもりがちであった女性を就労に結びつけたケースを聞いた。この女性は家では母親の手伝いをして過ごしており、数ある手伝いの中でも家族の洗濯物を畳むという役割を担っていた。女性の就労支援を行うために、スタッフが日頃の様子を家庭に見に行くと、とても丁寧に衣類を畳んでおり、本人は自信を持って積極的に取り組んでいた。そこから、その女性にふさわしい仕事は、洋服店やスーパーなどでの衣類やタオルなどの整理であると判断し、就労に結び付けていった。その女性は、現在はスポーツ用品店で、商品の陳列・整頓の仕事をしている。この説明を受けた後にジョブコーチに同行し、この女性の仕事の職場を訪問したが、今では月曜日から金曜日までの10時から17時までの間勤務をしており、7年間の勤務年数があるということであった。ここでの仕事の様子について尋ねたところ、職場や同僚が自分や障害のことについて理解してくれているので、とても働きやすい職場であると話をしていた。ジョブコーチは月に2回訪問をし、女性と面談をし、最近の仕事内容や生活面で困っていることなどがどうかを確認している。必要に応じて職場のスーパーバイザーに会い、改善策等について話し合っている。

また、Job Path NYCにおいても、利用者の就労支援をしていく上では企業との関係づくりが大切であると言われていた。Job Path NYCでも企業と利用者との関係をよくするために、職員が定期的に企業を訪問し、利用者や障害について紹介をしている。その際には口頭だけの説明にとどまらず、書面でも説明をするようにしている。さらに、普段の利用者の様子をビデオ

オで録画したビデオレジュメといわれるものを見てもらい、利用者のことをよりよく理解してもらうための工夫をしているということであった。Ryan Finger 氏より「利用者のことを知ってもらうためのプレゼンテーションの工夫が必要である。」と説明を受けたことがとても印象に残っている。私たちは常日頃から利用者に関わっているために、利用者の普段の様子を知っているが、利用者の就職先企業の上司や同僚は利用者の普段の様子を全く知らない。そのため、利用者や障害のことを口頭で伝えられるだけでは、十分に利用者のことを理解することは難しい。しかし、ビデオをみることで、日頃の利用者の様子や障害の特性といったことについてその様子をイメージすることが容易になる。利用者の日頃の様子がわからないということで、彼らを受け入れることが難しいということも考えられるため、このビデオレジュメという手段は、利用者のことについての理解を促すための手段としてとても効果的であると感じた。また、Job Path NYC では、定期的に利用者の就職先の担当者に集まってもらって、利用者や障害のことについて意見交換をする機会を設けている。その集まりには毎回 20 人～30 人程度の担当者が出席をして話をするが、会の終了後には電話やメールでわからなかったことや疑問に思ったことなどがなかったかどうかについて確認の連絡をしているという。

Job Path NYC で話を聞いて、他の研修先と同様で、いかにして企業との関係性を作るかということも、利用者の就労支援を行う上で重要になると感じた。

この女性の事例のように、ジョブマッチングがうまくいくと、その人の仕事やその支援はうまくいく。そのため、いかにしてその人に相応しい仕事を探し出し、結び付けていくかということが重要になってくるが、カスタマイズ就業では、利用者個人を十分に理解する段階に時間を掛けて利用者に適した仕事内容を作り出していくことを重視している。

7) Customized Employment

カスタマイズ就業とは、2001 年に米国労働省雇用政策局 (ODEP) が創設された際に、最初の中心的な政策として挙げられたものである。ODEP が官報で公表したカスタマイズ就業の定義は、以下のとおりである。

「カスタマイズ就業とは、従業員と雇用主の雇用関係を、双方のニーズを満たす方法で個別化することを意味する。これは障害がある人の強み、ニーズおよび関心についての個別の決定に基づくものであり、雇用主の特定のニーズにも応えられるように設計されるものである。

これには、仕事の切り出し、自営、起業家的取り組みにより創出される雇用、または、障害者のニーズに適合させるために職務を個々人別にカスタマイズすることや、個別的に交渉するというような、その他の就職支援や職務再構築の戦略も含まれる。

カスタマイズ就業では、個別に交渉して創出された職務を本人が履行するのに必要な合理的な配慮と支援の提供を想定している。」

カスタマイズ就業では、利用者個々人の持つ強みをいかにして企業で生かしていくことができるかということを考えることが必要になる。そのため、支援者は企業の求める仕事内容や人材等を把握した上で企業と交渉をし、利用者の強みを生かすことができるような仕事を見つけ

出したり作り出したりしていくことが必要となる。

5. 成人の自閉症者に対する日中活動・居住場面での支援について

今回の研修では、成人の自閉症者の就労支援を大きなテーマとしていたが、重度の知的障害を伴っているために、一般企業での就労が難しい自閉症者の支援の現場で研修を受ける機会もあった。これらの研修では、福祉施設において、彼らの日中活動を充実したものにしていくためにはどのような支援や配慮が必要になるのかということを考えることができた。

1) Dimensions での研修

Dimensions ではいくつかの residential care home を訪問した。residential care home は日本のグループホームのようなもので、1か所につき5-6人程度の利用者が生活している。ここでは、一人一人の利用者に対して My support plan と呼ばれる計画を作成し、利用者を理解し、これに基づいて日々の支援を行っている。

ここでの研修で特に印象に残ったものは、一人一人の興味や関心に応じた余暇プログラムの設定とコミュニケーション支援の実際とその効果である。

余暇プログラムでは、乗馬やセイリング、カラオケ、ディスコ、スイミング、ドライブなど、それぞれの利用者が楽しみにしている活動を週に1回以上は必ず取り入れるようにしていた。これらの活動を行うために、利用者は職員が運転をする車に乗って外部の機関を利用しなければならない。職員から「地域の中で利用者の生活を支える」という話を聞くことがあったが、これらの余暇プログラムを通して、地域とのつながりを感じ取ることができた。また、日中活動の時間の中に「ONE TO ONE TIME」という時間を設け、一人の利用者に対して一人の職員がじっくりと関わり、利用者にとって充実した時間を過ごすことができるような配慮をされていたのも印象に残っている。

成人期に達した自閉症者が安定した日々を過ごす上で、いかにして充実した余暇時間を過ごすかということが重要な課題であるといわれている。私が勤務している施設でも、日中活動をいかにして充実をさせていくかということは大きな課題となっており、今回の研修で余暇プログラムについて見聞きできたことはとても参考になった。

コミュニケーション支援については、言葉が話すことが出来ない利用者に対して、感情を表すいくつかのイラストが描かれているコミュニケーションボードを用いて、利用者の感情を理解するという支援が行われていた。利用者が大きな声を出して興奮をしているときにこのコミュニケーションボードを提示し、利用者のそのときの気持ちを



写真6：コミュニケーションボード

確認していた（写真6）。利用者は提示されたコミュニケーションボードのイラストの一枚を指さすことによって今の気持ちを職員に伝えていた。別の利用者は“Communication passport”と呼ばれているコミュニケーションブックを持ち歩いていた。この利用者は、自分の思いを言葉で伝えることができないけれども、マカトンといわれる手話のようなサイン言語を用いて自分の意思を伝える人であった。しかし、全ての職員がその人の使っているマカトンのサインを理解できているわけではなかった。そのため、マカトンのサインを使った利用者の意思表示をどのように理解するかということ、利用者の表すジェスチャーとそれにはどのような意味があるのかということについて一つ一つ丁寧に説明をしているものであった。利用者の表す行動やジェスチャーの意味を職員間で共通認識し、利用者によりよい関係を築くために、このコミュニケーションブックはとても意味のあるものだと感じた。

言葉が話すことが出来ない利用者とのコミュニケーションも大きな課題である。利用者が自分の伝えたいことを適切に伝えることができないということから生じる利用者のストレスは計り知れない物であると思われる。適切にコミュニケーションが行われることにより、問題行動や不適応行動といわれる行動の多くは軽減されるといわれており、コミュニケーションをうまく行えることにより、利用者の生活の質の向上にも繋がる。そのため、私たちは、言葉が話すことが出来ない利用者の思いを、いかにして理解していくかということ、常に意識しておく必要がある。そのようなことを考えていく上で、コミュニケーションボードやコミュニケーションブックのようなアイデアは、日々の利用者支援を行っていく上で非常に参考になった。

私の勤務している施設でも言葉が話せない利用者はたくさんいる。私たちの施設では、そのような利用者とやり取りをする際には、一人一人の職員が主観で利用者の気持ちを考え、推測で対応をしていることが多い。そのような場合には職員の考えや関わり方が人によって異なる場合が多くなり、利用者を戸惑わせることになってしまう。利用者が落ち着いて日々の暮らしを送るためにはある程度の職員の統一した対応が求められる。今後、よりよい支援を考えていくためにもコミュニケーションボードやコミュニケーションブックといったものを施設に取り入れていきたい。

2) autism plus での研修

autism plus では月曜日から金曜日まで、ダンス、料理、木工政策やパソコンの練習などの活動を提供しており、60名の自閉症の利用者が通っている。これらの活動を提供する上では、一人一人の興味や関心に合わせながらプログラムが組まれており、職員と1対1で活動をしている人や他の利用者と一緒に数人で活動をしている人たちなど、一人一人が様々な形で活動をしているのが印象的であった。また、活動内容を一人一人に合わせるというだけでなく、その支援方法についても個別化されていた。事業所内ではイラストや文字など様々な形で視覚的に情報が伝えられており、言葉だけの理解が難しい人たちに対しての配慮がなされていた。また、言葉が話せない利用者で、言葉が話さなくても意思表示を可能にする PECS（絵カード交換式コミュニケーションシステム）という支援ツールを利用している方もいた。

中心地から車で20分ほどの Beanstalk Gardens という農場では利用者が野菜の栽培をしており、そこで育てられた野菜は市内のレストランやスーパーで販売をしているということであった。ここでは、企業などでの一般就労は難しいけれども、高い能力を持っていて就労意欲がある利用者に対して、福祉的就労という形で働いたり一般就労に向けての練習をしたりしていた。ここは「college」と呼ば



写真7：職員が利用者に作業内容の説明をしている様子

れており、職員は「先生」、利用者は「生徒」という立場で活動を行っているということであった（写真7）。そのような関係性の中で職員は利用者に対して野菜の育て方を教えている。一人一人の理解度が全く異なるため、言葉だけで教えるのではなく、手を添えて教えたり、ジェスチャーで教えたり、イラストや写真などの視覚的な手掛かりを用いたり、教え方にも様々な工夫が必要であると話をしていた。たとえば、「作物に水をあげる」ということを伝えるときには、そう伝えるだけでは水たまりができるほどに水をあげすぎてしまうこともあるため、どこにどの程度の水をあげるのかということを具体的に伝えていく必要があると話をしていた。

農場の畑は、一面の広いスペースすべてで野菜が栽培されているというのではなく、いくつかの区画が分けられて別々に設けられていた。ある区画には地面でそのまま栽培をしているし、地面から1mほどの高いところまで土を盛って高い位置で野菜の栽培ができるようにしている区画もあった。これは、車いすを利用している人が、車いすに乗ったままで野菜の栽培の仕事ができるようにしているということであった。職員が「This is inclusion」と言っていたのが印象的であった。

この施設では職員の説明を聞いている中で、頻繁に「individual」（個別化）という言葉がでてくることが気になった。日本でも「個別化」ということが言われてはいるが、まだ施設の流れや集団の動きの方が重視されていることも多いため、そのことについて尋ねてみると、「イギリスでも10年ほど前までは集団の流れや動きを重視していたが、5年ほど前から『個別化』ということが強く言われるようになってきた。」と教えてくれた。

3) TEACCH Autism Program での研修 (CLLC)

TEACCH Autism Program の CLLC は略称であり、正式名称は Carolina Living and Learning Center である。ここでは、広大な敷地の中で居住プログラムと職業プログラムの両方が提供されている。居住プログラムでは、コミュニケーション、社会性、余暇、身辺整理、調理など自立した生活に向けてのスキルを身に付けるための支援が提供されており、職業プログラムで

は農作業や庭仕事を通して、職業スキルを身に付けるための支援が提供されている。

CLLC では入所の利用者が 15 名、通所の利用者が 3 名いる。すべての利用者は一人一人の状態が全く異なるために、プログラムの提供の仕方も一人一人違っていった。CLLC の Tom 所長より「皆スタートとゴールが異なり、一人一人のゴールがある。そのゴールは手洗いなどのセルフケアができるようになること、洗濯や料理をすること、買い物をするなどであり、また、たくさんのコミュニケーションのゴールを持っている。そのようなゴールを目指す過程の中で、人との適切な距離を保つことや会話の割り込みをしないなどのソーシャルスキルを身に付けていくようにしている。」という話を聞く機会があった。この話を聞いて、私自身、日々の利用者の支援を行う中で、何を目的にその活動を行っているのか、この活動を通して利用者に身に付けてもらいたいものは何なのか、といったことを考えているだろうか。活動を提供して、その活動を行うだけで満足はしていないだろうか。と、考えるきっかけとなった。一人一人の利用者のゴールを明確にし、そのゴールを達成するために必要となる活動を提供していくことが重要であると感じた。

また、CLLC では利用者のスケジュールの中で、活動や作業の内容をいくつかの候補の中から選択できるようになっていた(写真8)。こういった方法を取り入れている理由として「自分のすることを選択してもらうことで、本人の意欲を高めることになる。」と言われた。利用者が日々の生活を送っていく上で選択するということが重要である。選択をすることで自分のしたいことを自らで決定し、より前向きに、そして、意欲的に様々な活動に取り組んでいくことができる。本人の自己選択・自己決定を促すことが彼らの自立した生活につながっていくのだと考える。しかし、

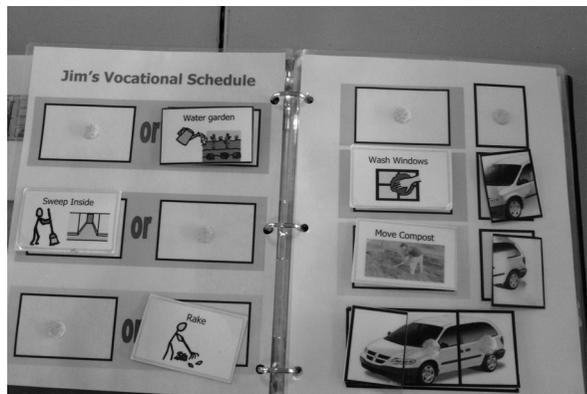


写真 8：活動の選択

自分自身の日々の支援を振り返ると、利用者に選択をしてもらうということがあまりできていない。そのため、今後、いかにして利用者の自己選択や自己決定というものを支援していくかということについて、考えるきっかけとなった。

CLLC では、利用者毎に個別化されたスケジュールや活動内容が、文字やイラスト、写真や具体物などを利用して、その人の理解レベルに応じた形で伝えられていた。本人が理解できる形で情報が伝えられ、活動についてもその人の興味や関心、強みに応じた内容が提供をされていることもあり、利用者はとても落ち着いて活動に取り組むことができていた。自らスケジュールや活動内容を理解し、職員の指示を受けることもなく活動に取り組んでいる姿は、利用者が自閉症であるということを感じさせない様子であった。所長の Tom 氏が「新しく入居を

してくる人については最初の30日間で評価を行い、その人に見合ったスケジュールやプログラムを見つける」「評価をするときに、いろいろな活動にトライをさせてみてそれぞれのスキルを見ていく。その中で本人の『好きなもの』『上手なもの』をみていく。」「利用者の作業については、利用者がしたいと思うことをできるようにし、したくないものやできないものをさせないようにする。」と話していた。CLLCの利用者が穏やかに落ち着いて自立的に活動に取り組めるようになるために、時間をかけて利用者の評価をし、一人一人の障害特性や興味、関心、強みについて理解をし、それらに応じた活動内容が提供されているということがわかった。一人一人の利用者をしっかりと理解をし、適切な理解に基づいた適切な支援を行うことで、成人の自閉症者に対して、より豊かな生活を可能にすることができるということを学ぶことができた。

Ⅲ. まとめ

青年期・成人期に達した自閉症者に対して就労、余暇、居住の三つをいかに充実したものにしていくのが重要であると言われている。今回の研修では、自閉症者に対する就労支援を中心に、これらのことについて学ぶことができた。

今回の研修を通して、いかにして彼らが活動をしやすい環境を整えるか、ということが大切であると学んだ。就労の場面では、職場環境だけではなく、法制度などの社会的な環境との関係も求められる。職場環境では、視覚的手がかりを用いた構造化のような物的環境を整えることだけではなく、上司や同僚に対して障害の理解と適切な支援や配慮を求めるといった人的環境を整えることも求められる。また、社会的な環境については、障害者の就労を推し進めるための法制度や自閉症者に対する適切な支援と理解を求めるといった法制度の整備が必要となる。支援者は、このような本人を取り巻く環境が本人や企業に対してどのような影響を与えているのかを考えながら、本人に対する支援と企業に対する支援を行っていくことが必要になる。余暇と居住の場面では、どのような場所でどのような活動をして過ごすのかということを確認にし、そのための環境を整えることが求められる。ここでは、自閉症者に対して、その場所や活動の意味や目的をいかにわかりやすく伝えるかということが求められる。自閉症者にとってわかりやすい環境とは、視覚的で具体的で見通しを持つことができるように情報が伝えられている環境であるといわれている。支援者は、自閉症者が穏やかに落ち着いて日々の暮らしを送ることができるように、彼らが暮らす生活環境を意識していくことが求められる。

日常生活を送る上では、就労場面、余暇場面、居住場面、とそれぞれが異なる場面であることが多いが、支援者は常日頃から自閉症者がどのような環境の中でそれぞれの活動を行っているか、ということ意識する必要がある。しかし、研修で学んだことを自分自身の仕事内容と照らし合わせながら振り返ると、環境の配慮や工夫を行うことよりも利用者に努力や頑張りを求めていることがいかに多いかということに気が付いた。そのため、今後は、この海外研修で

学んだことを常に意識をして、本人を変えようとするのではなく、本人を取り巻く環境を整えることにより、その人が持っている潜在的な力を生かしていこうとすることを考えていきたい。

IV. 謝辞

今回の海外研修を通して、日頃の業務の中では体験できないような貴重な経験と新たな学びの機会を得ることができました。海外の取り組みを実際に肌で感じ、海外研修に参加する前に比べ、自分自身で大きく成長をすることができたように感じています。このような機会を提供してくださった社会福祉法人清水基金と関係者の皆様には感謝申し上げます。また、この海外研修に参加するにあたり、3か月もの間職場を離れることを許してくださった社会福祉法人旭川荘の末光茂理事長をはじめ、上司や同僚の皆様、合同研修でお世話になった八巻純先生、個人研修先でお世話になった皆様、海外研修期間中にメールで元気を与えてくださった34回生の皆様にも心よりお礼申し上げます。ありがとうございました。

引用・参考文献

職業リハビリテーションと障害者雇用に関するILOの新基準

http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/prdl/jsrd/rehab/r_048/r_048_032.html 11月29日取得
イギリスの障害者就労政策とその課題—オックスフォードの事例をとおして—

<http://www.3.kumagaku.ac.jp/srs/pfd/2/7-1/7-1-151.pdf> 7月1日取得

障害者雇用における割り当て雇用アプローチと差別禁止アプローチ—EU諸国からの示唆—

<http://www.chs.nihon-u.ac.jp/institute/human/kiyou/84/5.pdf> 7月1日取得

アメリカにおける障害者雇用施策の現状と課題

http://www.nivr.jeed.or.jp/download/shiryou/shiryou_41_02.pdf 7月3日取得

米国における障害者差別禁止と合理的配慮をめぐる動向

http://www.nivr.jeed.or.jp/download/houkoku/houkoku_87_04.pdf 7月3日取得

米国において援助付き雇用はなぜ始まったか

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsvr/1987/3/0/3_0_5/_pdf 7月3日取得

厚生労働省 HP

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha/dl/120620_1.pdf 7月15日取得

サポーテッド・エンプロイメント (Supported employment)

http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/prdl/jsrd/norma/n_197/n_197_045.html 7月17日取得

研修日程と主な訪問先

日程	訪問（研修）機関	機関の概要と主な訪問先
4/18 ～ 4/28	合同研修	
5/1	ロンドンへ移動	
5/4	MARRSHAM	residential care home での利用者支援を見学
5/6	Dimensions online Induction	インターネットによる Dimensions の新人職員研修に参加
	トーントンへ移動	
5/10	Alex Seddon 氏と面会	Dimensions で行われている就労支援について説明を受ける
	シェフィールドへ移動	
5/16	autism plus	利用者支援について説明を受け、施設内で行われている日中活動プログラムを見学する。
5/17	Gordon Stephens 氏と面会	Dimensions の職員養成・研修について説明を受ける
5/19	Autism Centre for Supported Employment	事業所の概要、ここで行われている就労支援について説明を受けた後、ジョブコーチに同行をし、利用者の勤務先を訪問する
5/20	autism plus	郊外にある農場（Beanstalk Gardens）を訪問し、活動を見学する
	オーケングーツ（イギリス）へ移動	
5/24	Behavior Support Meeting に参加	対応が困難な利用者に対しての支援について考える職員研修に参加する

日程	訪問（研修）機関	機関の概要と主な訪問先
5/25 ～ 6/1	Telford service	3か所の residential care home で、利用者支援を見学するとともに、日中活動プログラムに参加する。
6/4	ノースカロライナへ移動	
6/6 ～ 6/17	TEACCH Autism Program ・ CLLC ・ Chapel Hill TEACCH Center ・ Supported Employment	利用者の日中活動プログラムを見学 2名（18歳の青年、2歳の幼児）の自閉症の診断と評価の場面に同席、見学 TEACCH Autism Program で行われている診断と評価等の概要説明 TEACCH Autism Program で行われている就労支援について説明を受けた後、利用者の勤務先を訪問し、ジョブコーチの支援を見学する
	ニューヨークへ移動	
6/23	Arc of Westchester	事業所の概要説明を受け、施設内を見学する
6/28	JOB PATH NYC	ここで行われている就労支援について説明を受けた後、ジョブコーチに同行をし、利用者の勤務先を訪問する
7/5	New York Collaborates for Autism	Project SEARCH Collaborates for Autism について説明を受ける
7/9	帰国	

海外研修収支決算報告書

収入の部

収 入 項 目	金 額 (円)
助成金 (清水基金より)	1,800,000
法人より助成金	266,000
自己負担金	50,057
計	2,116,057

支出の部

支 出 項 目	金 額 (円)
<u>交 通 費</u>	<u>596,476</u>
航空運賃	418,950
その他交通費(電車・バス・タクシー等)	84,329
レンタカー代 (保険代込)	93,197
<u>滞 在 費</u>	<u>964,062</u>
宿泊費	663,245
食 費	216,001
雑 費	84,816
<u>研 修 費</u>	<u>452,082</u>
合同研修費	150,000
個人研修費 (通訳費、コーディネート費等含む)	302,082
<u>その他の経費</u>	<u>103,437</u>
研修先への土産	17,820
海外旅行保険費	56,210
ESTA	1,758
TOEFL 受験料	27,649
計	2,116,057

海外研修報告

アメリカにおける
発達障害児への早期からの包括的支援について

社会福祉法人 北海道療育園
美幌療育病院
リハビリテーション科 兼 支援事業課(作業療法士)

中山雄介

目次

I. はじめに

II. 研修方法

1. Early Intervention について
2. Special Education について
3. 家族支援について

III. 研修報告

1. Early Intervention について
 - 1) Early Intervention 実施までの流れ
 - a) 対象となる子どもが 0~2 歳までの場合
 - 2) Early Intervention Service の実際
 - a) Family Implemented TEACCH for Toddler
 - b) Creative Wonders での個別 OT
 - c) YAI Gramercy School での個別 OT
 - d) Comprehensive Behavior Supports による家庭での ABA セッション
 - e) Southern Illinois University (UIC) Carbondale Center for Autism disorders でのグループセッション
2. Special Education について
 - 1) Special Education とは
 - 2) Individualized Education Plan とは
 - 3) IEP ミーティングについて
 - 4) Special Education の実際
 - ① P. S. 76 での NEST プログラムの取り組みについて
 - ② School Based Occupational Therapy について

3. 家族支援について

- 1) 家族への情報提供について
- 2) ペアレントグループ
 - ① Mothers Group
 - ② Parent with adult
 - ③ Fathers Group
 - ④ Parent Behavior Group
- 3) Apple Time の活動

4. 症例

- 1) A くん
- 2) B くん
- 3) C くん
- 4) D くん
- 5) E さん

IV. 考察

V. おわりに

VI. 引用文献

I. はじめに

筆者は、平成18年5月より、北海道療育園美幌療育病院（以下、当院）に作業療法士として勤務し、発達障害、主に自閉症スペクトラム障害（以下、ASD）を持つお子さんへの作業療法（以下、OT）を行っている。平成22年4月より、地域支援を行う支援事業課との兼務となり、発達支援事業^{注1}による訪問支援、発達外来診療に関する業務を行っている。発達支援事業には、近隣の町で実施されている母子保健活動への支援も含まれており、地域での発達障害の早期発見と早期からの支援体制に参画している。具体的には、乳幼児健康診査後の個別相談、健診事後教室、5歳児相談に作業療法士として従事している。発達外来診療に関する業務では、診察の申し込み後に行う情報収集を兼ねたインテーク面接、診察への同席（診察内容に基づき保護者に今後の方針を伝える）、関係機関との連絡調整、親への相談業務を行っている。また、診察でASDの診断を受けた保護者に対する、講義形式のペアレントトレーニングである「親講座」の企画と運営を発達外来医師とともにしている。発達支援と発達外来で相談を受けるケースのほとんどはASDの特性を持つお子さんである。

これらの業務を行う中で、当院近郊の地域では、①早期発見・支援体制、②発達障害の特性理解、③連携（ライフステージを超えた機関連携・教育における学内外の連携）、④家族支援について、課題が存在していることを実感している。正に枚挙に暇が無いという状況だが、例えば、発達障害（主にASD）を早期から発見し支援していく体制が構築されている地域がまだまだ少ないこと（①②）、個々の幼保施設によって発達障害に対する理解と対応に隔たりがあること（②）、幼児期からの支援体制が学校に十分に引き継がれていないこと（③）、学校においては個別の教育支援計画や指導計画は作成されるようになってきたものの、学校内外との連携の中で目標が共有されていないことが多いこと（③）、また、通常学級の中で支援を必要としている児童に対して適切な教育支援や専門的な支援との連携が不十分であること（③）、何よりも、保護者に対する早期からの支援体制と相談体制が十分ではなく、正しい情報の提供と適切な対応方法に関するアドバイスを必要としていながらもつながりにくく、いまだ孤立と誤解に苦しんでいる保護者が多くいること等である（①②④）。これらの課題に対して、当地域における発達障害に対する早期からの一貫した支援、家族支援を含めた包括的な支援体制の構築が急務であると感じている。

そこで、こうした地域が抱えている課題に対して、Individuals with Disabilities Education Act「障害者教育法」(以下、IDEA)により、Special Education（以下、SE）への早期からの支援としてEarly Intervention（以下、EI又はEIサービス）を実践しているアメリカにおいてEIの実践とSEの現状を現地学で学ぶこと、また、「協力・協同の精神」を自閉症支援の哲学として、家族との協同、他職種連携における「ジェネラリスト・モデル」¹をノースカロライナ州で50年以上前から実践しているTEACCHプログラムについて支援の実践を学ぶことにより、当地域における早期からの一貫した支援体制、包括的な支援体制の構築に向けたアイデアが得られるのではないかと考え、本研修のテーマとした。また、アメリカにおけるASDに対

する早期からの支援（特に診断・評価・療育）の実際を学ぶことで、当院での発達外来診療（リハビリテーションを含む）の内容を検討する機会とした。

しかしながら、どんなに先進的な制度や取り組みであっても、必ず光の部分と影の部分とがあることは容易に想像できる。そこで、アメリカでの EI と SE の実際を学ぶにあたっては、制度だけではなく、実際に支援を受けている本人や家族（あるいは過去に受けていた家族）の声や支援や制度に対する思い、支援に至る経過などについての実情報の情報を重視し、EI と SE を多角的に捉え本質を見極めていくこととした。これにより、海外の実践のいいところだけを取り入れる「継ぎはぎだらけ」の支援を作ってしまうことを防ぎ、地域に根差した持続可能な支援体制の構築について検討できると考えたからである。

注1) 近隣の13市町との契約に基づき、理学療法士、言語聴覚士とともに、発達障害領域への専門職支援を施設や家庭へ訪問し実施する事業。主な訪問施設は、子育て支援センター、子ども発達支援センター、保育園、幼稚園、学校など。

II. 研究方法

1. Early Intervention について

様々な機関やプログラムで研修を行い、その実際を学んだ（表1参照）。また、現在 EI サービスを受けている家族、過去に EI サービスを受けていた家族へのインタビュー、Pitt County Schools（ノースカロライナ州ピット郡教育委員会）での研修から、EI の制度や実施の流れ、EI が抱えている課題について学んだ。

これらの学びから、当院や近隣の地域で行われている早期介入プログラムの改善につながるものを見出していくことを、研修の目的とした。

表 1.

研修地	研修内容・訪問先等
ニューヨーク市	Creative Wonders での個別 OT の見学と作業療法士へのインタビュー。 YAI Gramercy School での個別 OT の見学と作業療法士へのインタビュー。 Comprehensive Behavior Supports による家庭での ABA セッションの見学と、セラピストと家族へのインタビュー。
ノースカロライナ州	Family Implemented TEACCH for Toddler に関する講義と個別セッションの見学とディレクターとスタッフ（作業療法士）へのインタビュー。
イリノイ州	Southern Illinois University Carbondale Center for Autism disorders でのグループセッションの見学とディレクターとスタッフ（言語聴覚士）へのインタビュー。

2. Special Education について

以下の学校で見学や研修を行い、その実際を学んだ（表2参照）。また、現在SEを受けている家族、過去にSEを受けていた家族、現地で教員をされている方々、ニューヨーク市スクールサイコロジストであるバーンズ亀山静子先生に対するインタビューから、SEのみならずアメリカの教育制度や背景、抱えている課題等について学んだ。

これらの学びから、当院や近隣地域での幼児期からの支援体制（計画）の引継ぎや、学校教育における教育支援計画・個別の指導計画を多職種連携（特に作業療法士という立ち場で）の中でどう活かしていくかという課題について、考察することとする。

表2.

研修地	研修内容・訪問先等
ニューヨーク市	Queens Gateway To Health Sciences Secondary Schoolで、Dくんの Individualized Education Plan 作成に向けたミーティングに参加。 P.S. 117 で Integrated Co-Teaching クラスでの授業と OTR の介入の見学、学区区作業療法士スーパーバイザーへのインタビュー。 P.S.76 での NEST プログラムに基づく Integrated Co-Teaching クラスでの授業と作業療法士の介入の見学、副校長・作業療法士へのインタビュー。
ノースカロライナ州	Pitt County Schools での職員（自閉症スペシャリスト・心理士）へのインタビュー。

3. 家族支援について

以下の機関での研修や家族の会合に参加し、家族支援の実際や家族への情報提供について学んだ（表3参照）。これらの学びから、アメリカに住む家族がEIとSEをどのように捉えているのか、その課題についてを明らかにし、考察において、当院や近隣地域における家族支援についての在り方、新たな取り組みについて検討することとする。

表3.

研修地	研修内容・訪問先等
イリノイ州	Resource Center for Autism and Developmental Delays (RCADD) が主催する家族と支援者向けの講習会 Understanding Autism への参加。 Autism Mom Group に参加するCくんの母親へのインタビュー。
ニューヨーク市	Apple Time の会員の方々へのインタビュー。 Dくんの両親へのインタビュー。
ノースカロライナ州	TEACCH における家族へのサポートグループの取り組みについての研修と、診断と評価における家族への説明。Lee Marcus 氏へのインタビュー。 Eさんの自宅訪問と、両親へのインタビュー。

Ⅲ. 研修報告

1. Early Intervention について

EI は、IDEA の Part C と Part B に規定されており、それぞれ、出生時から 2 歳までは Part C に、3 歳から 21 歳までは Part B に区分されている²⁾。各州により実施形態や予算等は異なるが、対象となる子どもは、それぞれのニーズに応じた早期からの支援を受けることができ、必要があれば Individualized Education Plan (以下、IEP) 作成を通して、SE へのスムーズな移行を実現させることができる。

EI を受けることができる対象は、「発達の遅れ」と「at risk」の子ども（養育環境等にリスクのある子：被虐待児、虐待を疑われる子、保護者にアルコールや薬物依存、犯罪歴、精神障害や知的障害がある、家庭が深刻な貧困の問題を抱えているなど）、すでに診断を持っている子ども（脳性麻痺やダウン症など）である。「発達の遅れ」については各州により定義が異なるが、IDEA の定義によれば「認知の発達」「運動の発達」「コミュニケーションの発達」「社会性・もしくは情緒面の発達」「適応性の発達」の 5 つの領域の内、1 つまたは複数に遅れが見られた場合、EI を開始するとされている。州による発達の遅れに対する EI 開始の基準の違いについて、[表 4] に示す。

表 4. 各州における Early Intervention 開始の基準¹⁾

イリノイ州	「運動」「認知」「言語」の領域の 1 つに 30% の遅れがみられた場合
カンザス州	5 つの領域の内、1 つの領域で 50%、2 つの領域で 25% の遅れがみられた場合
テキサス州	月齢が 2-12 か月の子どもでは 1 つの療育で 2 か月の遅れ、13-24 か月では 1 つの領域で 3 か月の遅れ、25-36 か月では 1 つの領域で 4 か月の遅れがみられた場合
ノースカロライナ州	5 つの領域の内、1 つでも 30% の遅れがみられた場合

対象となる子どもが 0~2 歳までの場合、専門家（心理士・理学療法士・言語聴覚士・作業療法士・ABA セラピスト：応用行動分析学に基づいたアプローチを行う、など）による評価に基づき Individualized Family Service Plan (以下、IFSP) が作成される。EI サービスは、IFSP に基づいて、原則として家庭で実施されるが、所属する保育園や幼稚園で実施されることもある。サービスの実施内容は州や地域により異なるが、ノースカロライナ州では 15 時間まで、ニューヨーク市では 40 時間が週当たりの上限である。また、3 歳になるまでに、対象となる子どもの発達課題が達成すれば EI サービスは終了となる。しかし、3 歳になっても、適格性

があると評価されれば、サービスは継続される(「就学前特殊教育プログラム」へ)。3歳になった時点でEIからSEまでサービスが継続されるケースは、2004～2005年度のデータでは42%が適格性を持つと評価され²⁾、IEPがSEへと引き継がれていく。対象となる子どもが3～5歳の場合は、Preschool Special Education Program (以下、PSEP)「就学前特殊教育プログラム」として実施される。実施内容に関して作成されるIEPに基づいてサービスが実施される。EIサービスは、IDEAのFree Appropriate Public Education「無料の適切な公教育」の原則に基づき、無料で受けることができる。また、「発達の遅れ」としてEIサービスを受ける場合、特に診断名は必要としていない。しかし、5歳以降のIEPへと引き継がれる場合は、診断名が必要となる。

1) Early Intervention Service 実施までの流れ

a) 対象となる子どもが0～2歳までの場合

EI開始にあたっては、①かかりつけ医からの紹介、②家族からの申し込みが必要になる。①②をChildren's Developmental Services Agencyが受けると、発達に関する専門職(心理士、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士、ABAセラピスト、Developmental Therapistなど)のチームにより対象児の評価が行われ、EI開始が適当であるかどうかの判断IFSPを作成する。IFSPが作成されるとサービス開始となる。開始後は、半年に一度、セラピーの効果や目標を話し合うミーティングが行なわれ、サービスの調整が行なわれる。すでに何らかの診断を持っている場合や「at risk」のケースである場合は、自動的にサービスが開始される。

b) 対象となる子どもが3～5歳までの場合

EI開始にあたり、①②については0～2歳までの場合と同様であるが、対象となる子どもが所属している保育園や幼稚園からの紹介(スクールサイコロジストが巡回し、サービスの必要な子どもを紹介・全ての子どもを対象にスクリーニング検査を実施しサービスが必要な子を紹介)が加わる。その後、前述のように専門職による評価の後、作成されるIEPに基づきサービスが実施される。すでにEIを受けていて、PSEPへの継続が必要、と判断される場合は、IEP作成を経てサービスが実施される。

診断がついていない子どもに対しては、必要に応じて精査を行い診断(例:ADOS:Autism Diagnostic Observation Schedule「自閉症スペクトラム観察検査」)を用いて自閉症と診断している。ノースカロライナ州のピット郡教育委員会では、評価後、1～2週間後にIEPが作成されるようになっている。また、3～5歳までの子どもを対象に、月に一度、発達に関する相談会を開催し、保護者の希望を受けて専門家による評価を行っている(評価によりEIが必要と判断されれば、サービス開始となる)。

2) Early Intervention Service の実際

a) Family Implemented TEACCH for Toddler (以下、FITT)

ノースカロライナ州立大学医学部 TEACCH 部門が実施している EI プログラムである。州の公式 EI サービスとしては、まだ認定されていないため、TEACCH の各リージョナルセンターやケースにより実施形態が異なる。個別セラピーとして保険診療の範囲で実施している場合もあれば、研究として無料で実施している場合もある。物理的構造化やスケジュール、ルーティン化など基本的な TEACCH の考え方がプログラムに組み込まれており、さらに Early Start Denver Model (ABA 理論に基づく 2 歳前～5 歳までの早期介入プログラム。以下、ESDM) や Developmental, Individuals-Difference, Relationship-Based (発達段階と個人差を考慮に入れた、相互関係に基づくアプローチ) など、効果を認められた他の介入理論もプログラムに反映されている。

他の EI サービスは子どもを主体としているが、FITT は、対象となる子どものみならず、その両親、家族の QOL についても重視し、例えば、子どもに発達の遅れや何らかの特性があることで、家族が育てにくさを感じたり周囲から (時には他の家族から) 誤解を受け、悲しみを感している状況があるのならば、その悲しみを和らげることも目標としている。FITT での子どもへの介入を通して、子どもの育ちについて正しい理解がきちんと家族に伝わること、そのために、確実に伝える機会を増やしていくことを重視している。また、セラピールームのような特別な環境ではなく、原則として家庭で実施し、家にあるおもちゃや身近な大人を使うことで、家族が継続して子どもの育ちに合った関わりを持つことができるよう、支援している。TEACCH が行っているプログラムであるため、「家族は協同治療者である」という支援の哲学が FITT の根幹を支えている。

FITT は 3 歳までの EI として実施される。他の EI サービス同様、診断がついていなくてもサービスを受けることができる。プログラムは、原則として 6 か月間に 24 回提供される。始めの 4 回はグループで実施され、家族に対するセミナー (発達に関する講義や FITT の説明) が含まれる。1 回のセッションは 60～90 分で、遊びを介した関わりによって行われる。セッション中、セラピストは子どもに指示をすることはなく、「○○の番だよ」と子どもの行動を制止して提示することも行わない。子どもが行っている活動にセラピストが寄り添いながら、子どもの興味と注意を引くような関わりを用いて、セッションの課題へと誘導している。対象となる家族には、子どもに関わる人すべてが含まれ、祖父母やその他の養育者 (ベビーシッターや親戚など) も対象とされる。セッションでは、構造化された環境や課題を用いるが、TEACCH の通常のセッションとは異なり、1 人でできるようになることが目標ではなく、人と関わりを持つことを目標としている。

一般的な FITT のセッションの流れについて、[表 5] に示す。

表 5. FITT のセッションの流れと活動内容

<p>①家族との話し合い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回の内容の振り返り ・今回までの家庭での様子 ・家族の取り組みについて聴取 ・今日のセッションについての説明 <p>②机上での課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セラピストによる課題の実施 家族に対して、セラピストが関わりモデルを提示 ・家族による課題の実施 <p>③あそび (natural play と呼ばれる)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セラピストによる課題の実施 家族に対して、セラピストが関わりモデルを提示 ・家族による課題の実施 <p>④ルーティン活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活で行っている (行う予定) のルーティン活動を実施 <p>⑤家族へのフィードバック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今日のセッションを家族へフィードバック ・次回への課題を確認
--

セッションは、まず家族との話し合いから始まる ([表 5] ①)。この段階では、前回の課題について振り返りながら、今回までの家庭での実施状況や、その状況に対する家族の思いなどを聞く。このとき、セラピストは「やってみてどうでしたか?」「どんな風に思った?」と聞くよう心掛けており、一方的なアドバイスや指示ではなく、家族の意志を尊重しながら双方向のコミュニケーションの中で自発的な気づき引き出す「コーチング」の考えを基本とした関わりを行っている。②③における課題は子どもの発達レベルの評価により異なるが、模倣や共同注意などの対人相互性の基礎や、行動の開始など応答性や課題遂行能力の基礎を育てることを目標としていることが多い。特に模倣は、言葉の基礎、遊びのスキルの基礎、ソーシャルラーニングの基礎になるものとして捉え、ものを介した模倣をおもちゃの操作へ、人の模倣を社会的模倣へとつなげていくことを目標としている。具体的には [写真 1] のようなプットイン課題 (課題の始点と終点が明確な「入れて一終わる」課題) を用いたり、おもちゃを使った遊びを通して、セラピストが行う動作や声、ものの操作の模倣を促す注2)。

自宅でセッションを実施する場合、使用するおもちゃやプットイン課題は、原則としてセンターからは持って行かず、自宅にあるものを利用することが多い。家族が作成したものやセラピストが作成して家族に渡したものを使用する。稀には、センターが貸し出したものを使用することもある。こうすることで、家族が受身にならず、セッションの内容を継続して家庭で実施できることをねらいとしている。④のルーティン活動は、家でのオムツ替えやおやつを食べるなど、既に日常の生活の中で行っているルーティンや、これから日常生活の中に作っていききたいルーティンを選択し実施する。これにより、毎日の生活の中での出来事を

理解し予測することを容易にし、活動の開始と終わり、活動の切り替えを定着させることをねらいとしている。最後に、家族に今日実施した内容とそのねらいについて伝達し、家族への関わりについてのフィードバックを行う。前述のように、コーチングの考えを基本としているので、家族への指示は極力行っていない。しかし、相談を受けて環境調整の方法や関わり方



写真1：FITT で用いられているプットイン課題

についてアドバイスすることもあるが、比重としてはコーチングのウェイトが大きい。

FITTの課題として、現在のところ州の公式のEIサービスとして認定されていないので、実施している地域や対象者が限られているという点である。現在、TEACCHではEIサービスを提供している業者やクリニックに対してプログラムに関する研修を行い、実施数を増やして、実績を州へとアピールしていこうとしている。また、家庭での実施が原則となっているプログラムなので、郊外などの環境的にサービス提供が困難な地域に対して、どのように実施していくかが課題となっている注3)。

注2) この場合、セラピストはミニカーを「ブービー」と言いながら道路を走らせトンネルに入れる。子どもが模倣するのを見極めながら、できないようであれば声色を変えたりおもちゃの操作を変えて子どもの注目を引くことを試みる。模倣をした場合、子どもが喜ぶ声掛けや関わりをして強化する。

注3) ノースカロライナ州北西部の地方都市アッシュビルにあるTEACCHセンターでのFITTプログラムでは、地域柄、毎週自宅を訪問して実施することが難しく、センターと自宅訪問を隔週で実施したり、センターのみで実施するなどの対応をしていた。また、両親が共働きなどの理由で、定期的にセンターへ来所することが難しいケースでは、期間内で十分なセッションを実施できない状況が続いていた。しかし、いずれの場合でも、家族に対するコーチングの姿勢を重視しながら、開始時と終了時の話合いの時間を多くとったり、プットイン課題の他に家庭で使えるおもちゃやカード等を積極的に作成して渡すなどしていた。

b) Creative Wonders での個別 OT

クリニックベースのセラピーを提供する民間のクリニック。保険診療による個別セラピーやIEPに基づく個別セラピー（セラピストがいない学校区でのセラピーとして費用は学校区の負担）を提供している。作業療法士の他、理学療法士や言語聴覚士が勤務し、対象となる子どもに個別セラピーを実施している。クリニックには、待合室、プレイルーム、個室やパーティションで区切られた個別スペースのある部屋があり、それぞれ、バランス能力や粗大運動、協調動作、机上課題での課題遂行能力に対して、アプローチを行っている。多くの子どもは、プレイルームでウォーミングアップ（覚醒の調整、協調運動へとつなげる感覚の調整）を行った後、バランス動作を背景とした運動能力へのアプローチを行い、さらにその後、机上課題を行っている。机上課題では、3歳以上の子どもであれば、学校生活につながる

る課題の達成を目標に OT を実施していることが多い（運筆課題やはさみなどの学用品操作、それらの使用に向けた課題など）。ここでの OT アプローチのベースは感覚統合療法であるが、物理的な構造化やスケジュールなど TEACCH による考え方も取り入れ実践している。OT は家族と分離で行われることがほとんどで、OT 終了後に実施内容や子どもの様子などを家族に伝えている。家族への話を含めて、OT の実施時間は 1 時間である。

c) YAI Gramercy School での個別 OT

Pre-School での個別 OT が IEP に基づき理学療法（以下、PT）、言語聴覚療法（以下、ST）とともに教室やセラピールームで提供されている。セラピールームでは、主に、ジャンプやバランス動作など中心にアプローチをしながら、その中で、順番やルールを守るなどの社会性の指導についても行っている。バランス能力そのものやバランスを背景とした粗大運動については PT で実施しており、OT ではより遊びに近い設定で活動し、その中で、ルールや動作の順序性などの課題を行っている。机上課題は、運筆課題やはさみ操作などの学用品の操作に対する OT がほとんどである。セラピールームで OT を受ける際は、クラスでの活動から取り出されて実施されることが多いが、クラスでの活動内容によっては、クラスに OT が入り、子どもの側に座って他児と同じ活動をする中で OT を実施することもある。セラピールームでの個別 OT の実施時間は 30 分である。

d) Comprehensive Behavior Supports による家庭での ABA セッション

EI を提供する機関である Comprehensive Behavior Supports が ABA セラピストを自宅へ派遣し、EI として家庭でセッションを実施している。ABA 理論に基づく個別の評価を行い、家族のニーズや困り感を聞きながら、家庭環境の中でセッションを行っている。セッションは保護者との話し合いにより開始され、ここで改めてニーズや直近の様子、前回の課題の確認を行っている。セッションは、「表出言語」「ソーシャルクエスト」「会話」「概念」「日常生活活動」「集中（聴覚的注意）」についてのプログラムを家族を交えて、セラピストが主導しながらそれぞれ実施する。プログラム終了後、今日のセッション全体を振り返り、家族へのアドバイスや次回までの課題を伝えて終了する。家庭でのセッションは、1 回およそ 4 時間である。

e) Southern Illinois University (UIC) Carbondale Center for Autism disorders でのグループセッション

大学に併設されているクリニックで、ABA グループセッションを行っている。クリニックにはリソースセンターが併設されており、自閉症に関する図書や教材やおもちゃの貸し出しを行っている。また、偏食などに対する対応方法が書かれたチラシ、EI サービスの内容や子どもの発達について書かれたチラシが提供されている。

センターで実施しているグループセッションは 5 つあり、それぞれ年齢層や子どもの特

性によってグルーピングされている。その内、EI サービスとして実施しているのは、3歳までの Toddler Group と ESDM Group である。セッションの申し込み方法として、小児科医や他機関からの紹介、親からの直接の申し込みがある。通常は、週1回のセッションを全16回実施し1クールを終了する。終了時には必ず達成度の評価を行い、必要であれば新たなグループでのセッションを開始する。目的が達成されていれば終了となる。

グループセッションは、対象となる子ども3名に対して、言語聴覚士1名と5名の補助(同学 ST 科の院生)によって行われる。セッションの流れは、① natural play (自由遊び) ② circle time (はじめの会) ③ individual (個別課題:ここで評価を実施することもある) ④ art (制作活動) ⑤ game (ルールのある遊び) ⑥ circle time (終わりの会) である。セッションを行う言語聴覚士は、ABA 理論に基づいた課題の分析を行いながら、これらの課題の中で子どもの適応行動を引き出すよう関わりをもっている。セッションを行っている間、家族はマジックミラーによって仕切られた観察室から様子を見学する。セッション終了後、今日の活動と子どもの様子について、セラピストが家族に伝える。セッションでの目標やその達成度については、初回と終了時に行われる「プラン会議」(センター独自のもので IEP ミーティングではない) で家族や保育園・幼稚園などの関係者に伝えられる。

4. Special Education について

1) Special Education とは

アメリカにおける障害をもつ子どもに対する教育は、連邦法である IDEA により規定されて実施されている。IDEA は、1975 年制定の「全障害児教育法」(Education for All Handicapped Children Act of 1975) が、1997 年に改正(名称変更)され、2004 年に現在の内容に改正された。「全障害児教育法」制定当時の背景には、1950 年代から 60 年代にかけて全米で展開された公民権運動があり、さらに 1973 年制定の「リハビリテーション法」で「障害をもつすべての人に、社会へのアクセスをするための配慮」(section 504) が規定された流れも加わり「全障害児法」制定により障害のある子どもが公教育を受ける権利が確立された。「全障害児教育法」制定時より、障害を持つ子どもが「無料の適切な公教育」を受ける権利、その教育を「制約が最小限度である環境」で受ける権利を保障しており、そのための教育プログラムを IEP に基づき実施 (IEP 作成を義務付け) するよう規定されている。

「制約が最小限度である環境」については、障害を持つ子と持たない子と同じ環境で学ぶ「統合教育」という考えから、基本的には同じ環境で学びながら必要なサポートをリソースルームや通常学級で受ける「メインストリーミング」という考え方を経て、現在は、すべての子どもに障害の有無に関わらず、それぞれの教育的なニーズに基づいて対応する「インクルージョン」の考え方に基づく実践に至っている。

2) Individualized Education Plan とは

IEP とは、障害認定された子どもの教育にかかわる、学級措置、指導、配慮やその他を

含めた「教育プログラム」全体を意味する。学校や医療機関、療育機関からの紹介があっても、家族から SE の申請がないとプログラムを開始することはできない。SE の申請後、教員や心理士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士などによる評価が行われ、SE を受けることが適当という「適格性」が認められた場合は、まず、評価に基づいた IEP を作成することが義務付けられており、IEP の作成には、家族と学校側とのミーティング（ニューヨークでは「Committee of Special Education

:CSE」と呼ばれている。以下、「IEP ミーティング」とする）が持たれる。IEP は、家族（年齢によっては本人も）の同意（[写真 2] 参照）が必須である。IEP の内容に不服があり、納得できない場合、家族はそれを拒否する権利を有している。作成された IEP は IDEA に基づく法的文書という取り扱いとなる。IEP は個別の評価を実施した上で、個別のニーズに基づき作成されるもので、「自閉症なのでこのプログラム」とひとまとめにパッケージ化された教育プログラムではない。しかし、自閉症支援に特化したより専門的な教育プログラムを有している学校もあるが、基本となる IEP については、個別化されたものである。

IEP には、校内の学級措置だけでなく、本人にとって適切で必要な教育プログラムについても言及される。就学先は IEP ミーティングによって決定され、IEP により規定されることとなる。このため、通学区の学校がその子にあった教育プログラムを持っていない場合、プログラムを有している学区外の学校への入学を勧められることがある。しかし、措置ではないため、保護者と教育委員会との間で、合意に達するまで何度も話し合いが繰り返し返される。ニューヨーク市のように、学区外登校にかかる交通費は市が負担し、可能な限り、通学区内で適切な教育プログラムをうけさせようという動きもある。ノースカロライナ州の場合、郊外の生徒数、学校数ともに少ない学校区においては、教育プログラムごとに教室を分けることが現実的ではなく、様々な障害を持つ子どもたちが一つの教室に集まり、同じ教育プログラムを受けている実態もある。一般的な IEP に書かれている項目について、[表 6] に示す。

ATTENDANCE PAGE	
PLEASE NOTE THAT YOUR SIGNATURE REFLECTS YOUR PARTICIPATION AT THE CONFERENCE AND DOES NOT NECESSARILY INDICATE AGREEMENT WITH THE INDIVIDUALIZED EDUCATION PROGRAM.	
ROLE (INDICATE IF BILINGUAL)	NAME SIGNATURE
Related Service Provider/Special Education Teacher	サイン
General Education Teacher	サイン
Parent/Legal Guardian	サイン
District Representative	サイン
School Psychologist	サイン
Parent - Father	サイン
Principal	サイン
Assistant Principal	サイン
<i>Supervisor of Psychologist</i>	サイン
<i>Student</i>	サイン

写真 2：IEP の最終ページにある同意欄

（支援学級担任、通常学級担任、スクールサイコロジスト、サイコロジストの SV、副校長、校長、教育委員会の代表、保護者（両親）、本人のサインが書かれている。（個々のサインは削除した）

表 6. IEP に記述される一般的な内容

- ①子どもの基本的情報と現在の状態
- ②学校で教育を受けるにあたって課題となること
- ③それに対してどのようなサポート（サービス）を必要としているのか
- ④実施するサービスのそれぞれの内容と、それを実施する環境について
- ⑤介入の目標（長期と短期）と、達成のチェック方法について
- ⑥学校内での必要とされる具体的なアコモデーションについて
- ⑦上記の内容に対して合意する、という署名欄

[表 6] の項目の内、②については、⑤の目標につながる教育的なニーズという意味合いが含まれている。③は、具体的なサービスの名前（OT やスクールサイコジストなどのサービスやアシスティブテクノロジー使用の有無など）が記載される。④は、それぞれのサービスの頻度や実施する場所（通常学級なのか、セラピールームで行うのか等）について、教科ごとにどの教室で授業を受けるべきかも言及している。⑤は、介入における長期目標（1年）とそれに対する短期目標（3か月）、さらにこれらの目標をチェックする頻度について記される。長期・短期の目標は、非常に具体的に書かれており、達成の度合いや結果が把握しやすくなっている（例 OT 長期目標：1年間で、黒板に書かれた文字をスペースを意識してノートに書くことができるようになる。それを1日に10回試して8回成功できるようになる。このことを3か月ごとに達成できているか評価を実施する、など）。

3) IEP ミーティングについて

SE を新規に開始する際の IEP ミーティングについては、前述した。すでに EI を受けていて、次年度も継続を予定しているケースでは、一般的には3月から IEP 作成に向けた家族と学校との面談を始め、新学期からのプログラム関する IEP を夏休み中に作成することが多い。年度末の夏休み前に、IEP 作成に関する IEP ミーティングを実施している。IEP

ミーティングには、学校側から、所属クラスの担任、校長などの管理職、サービスを提供している専門職（スクールサイコジスト・理学療法士・言語聴覚士・作業療法士など）が参加する。家族側は、事前に要望を出しておけば、通訳や家族の権利を擁護してくれるスタッフ（advocater など）、信頼している支援者、親戚などの同席を希望できる。14歳以上であれば、

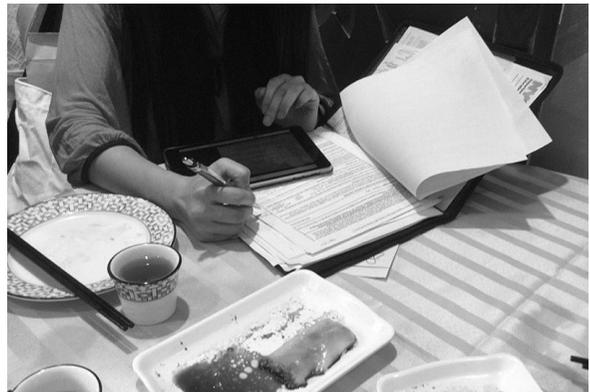


写真 3：IEP ミーティング直前の昼食時の 1 コマ

本人が参加することもある。家族によっては、IEP ミーティングを子どもの支援について学校側と交渉をする場、ととらえていることも少なくない。最善の支援と配慮を「勝ち取るため」に、事前に知らされる IEP の内容をチェックして IEP ミーティングに臨む家族も多い([写真3] 参照。ミーティング直前の昼食時まで交渉する内容を確認している)。ケースによっては、学校や教育委員会からの参加者が 10 名を超えることもあり、初めて IEP ミーティングに参加した時のことを「専門家に囲まれて圧倒され、負けてしまった。子どもの支援について何も要求することはできなかった。」と振り返り、「次回からはきちんと準備をする。」と語る母親もいる。

4) Special Education の実際

① P.S.76 (Public School 76) での The ASD NEST Program の取り組みについて

中低層階級(中低所得者)の家庭が多い学校区に建ち、全校生徒470名、Pre-Kindergarten から第5学年、SE クラスを持つ学校で、ニューヨーク大学の The ASD NEST Program (以下、NEST プログラム)を導入している。NEST プログラムとは、NY 大学で開発された高機能 ASD 児への Integrated Co-Teaching (以下、ICT) プログラムである。全米で ASD の特性を持つ子どもが増加していることを受け、SE だけでなく学校全体のインクルーシブ教育の中で、彼らの社会性を育てていくことを実践するためのプログラムである。NEST プログラム重要な目標としては、以下の4点が掲げられている [表7]。

表 7.

- ・子どもの特性やニーズ合わせた治療的な環境の提供
- ・各学年での適切な学力環境の提供
- ・学校全体が、子どもの適応行動を強化する
- ・家族との協働

この学校では、NEST プログラムの考え方に基づいて、学級編成や教員配置等を決定している。具体的には、Kindergarten のクラスは ASD 児 4 名・定型発達児 8 名、1~3 年生のクラスは ASD 児 4 名・定型発達児 12 名のクラス編成で、それぞれに学級担任と SE 担任、介助員が 2~3 名配置されている。また、50% の児童が IEP を持っていて、校内に配置されている

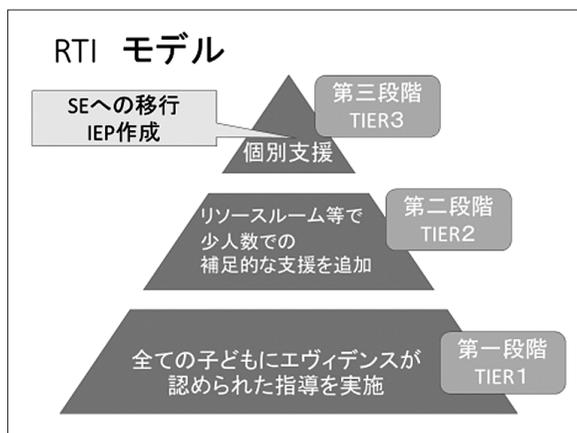


図 1：RTI モデルの段階区分と提供される支援

スクールサイコロジスト、OTR、RSTが、子どもの評価、個別のセラピーや教室内の環境設定、担任へのアドバイスなどを行っている。NESTプログラムの対象は、IEPをもつ子どもだけでなく、学校に通うすべての子どもたちが対象であり、「RTI理論」(Response To Intervention)に基づき、IEPを持っていない子どもも、3段階([図1] および [写真4] 参照)のいずれかで校内サポートを受けることができる。

TIER I INTERVENTIONS			
STUDENT NAME: _____		OR CLASSROOM: _____	
SOCIAL SUPPORTS	BEHAVIORAL SUPPORTS	ACADEMIC/CURRICULUM SUPPORTS	SENSORY FUNCTIONING & SELF-REGULATION SUPPORTS
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> Nonverbal language <input type="checkbox"/> Social engagement <input type="checkbox"/> Allow processing time <input type="checkbox"/> Experience-sharing language <input type="checkbox"/> Declarative language <input type="checkbox"/> Self-talk <input type="checkbox"/> Social Thinking language <input type="checkbox"/> Teamwork & problem-solving <input type="checkbox"/> Indirect prompts <input type="checkbox"/> Role play <input type="checkbox"/> Group social Stories & Comic strip conversations <input type="checkbox"/> Targeted activities in SDI <input type="checkbox"/> Video-modeling, reflection, & priming 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> Daily class schedule <input type="checkbox"/> Classroom organization <input type="checkbox"/> Visual aids & concrete examples <input type="checkbox"/> Choice-making <input type="checkbox"/> Strengths & interests <input type="checkbox"/> Tell them what TO DO <input type="checkbox"/> Clear, concrete language <input type="checkbox"/> "Catch 'em being good!" <input type="checkbox"/> Proximity control <input type="checkbox"/> Signal interference <input type="checkbox"/> Highlight + peer behavior <input type="checkbox"/> "Looking forward to" <input type="checkbox"/> Preview <input type="checkbox"/> Break Area <input type="checkbox"/> Incredible 5 Point Scales <input type="checkbox"/> General task-sequencing boards <input type="checkbox"/> Peer buddies <input type="checkbox"/> Class timers <input type="checkbox"/> Classwide behavior-system 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> Various co-teaching models <input type="checkbox"/> Preview material <input type="checkbox"/> Small, flexible groupings <input type="checkbox"/> Strategic seating <input type="checkbox"/> Allow processing time <input type="checkbox"/> Limit multistep directions <input type="checkbox"/> Clear, concise directions <input type="checkbox"/> Visuals <input type="checkbox"/> Strengths, interests, & learning styles <input type="checkbox"/> Graphic organizers (before, during, after) <input type="checkbox"/> Manipulatives <input type="checkbox"/> Task analysis <input type="checkbox"/> Whole-class response <input type="checkbox"/> Timers 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> Accommodate sound sensitivities <input type="checkbox"/> Prevent sensory overload <input type="checkbox"/> Balance arousing/calming activities <input type="checkbox"/> Break Area <input type="checkbox"/> Movement breaks <input type="checkbox"/> Relaxation activities <input type="checkbox"/> Self-regulation programs <input type="checkbox"/> Sensory tools

Created by L. Hough, 2011

写真4：P.S.76で使用されているRTI理論に基づくTIER 1（第一段階）の介入

教室のみならず、校内の環境は非常に視覚的に整理されており、子どもたちの特性に合わせた治療的環境として提供されている。例えば教室間の移動は少人数でまとまりながら、定型発達の子どもの行動のモデルに、注意をそらさず落ち着いて移動することができる。また、掲示物やノートが色分けされており、IEPを持つ児童のみならず教室で学ぶ全ての児童に対しても、視覚的に整理することを容易にしている。教室内でのサークルタイム（床に座って集まる時間）では、並びやすいように色分けされたクッションマットが使われている（[写真5] 参照）。教室には、治療的環境の提供に関して、感覚の捉え方に関わる工夫と配慮が随所にある。感情の自己調整を促しながら、対処方法として様々な感覚刺激を提供するグッズが置かれたBreak Area（休憩スペース。過ごし方と終了の仕方が提示されている）が設けられている。（[写真6] 参照）。また、覚醒の低下などで集中



写真5：色分けされたマット（視覚的に明瞭化された環境設定）



写真6：教室内の Break Area

が切れやすい子どもに対して、立って授業を受けることができる机や足の関節や筋肉からの感覚を利用して、覚醒を調整するための足踏みミシンのようなペダルのついた机や、Bouncy Bands（上記の机と同じ原理で利用する）がつけられている机や椅子がある（[写真7] 参照）。これらの環境は、すべての子ども

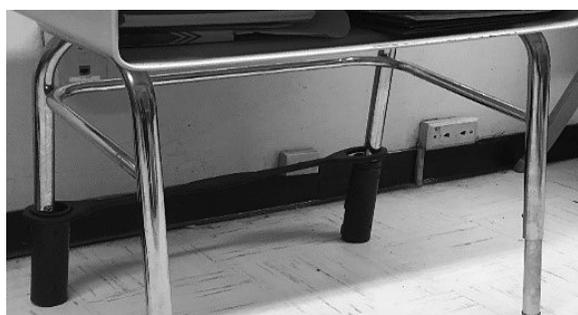


写真7：Bouncy Bands を装着した机

もが利用することができる。これら、子どもによる感覚情報の処理方法の違いについての理解と、理解に基づく支援、関わり、環境設定については、校内の作業療法士が通常学級・支援学級の担任に助言したり、直接教室に入って指導を行っている。

② School Based Occupational Therapy について

P.S.76のような校内全体でのプログラムを有していない多くの公立学校において、学校にいる作業療法士の多くは、「School Based Occupational Therapy」という考えに基づき、学習のみならず学校生活での子どもの作業の遂行がうまくいくことを目標に行われている注4)。言い換えると、学校生活に直接関係しない作業（家での着替えや放課後の余暇活動など）はOTの対象としていない。OTは、授業中に教室内で実施したりOT室などで実施している。学習面に関しては運筆課題を行っていることが多く、子どもたちから「作業療法士＝運筆の先生」という声を聞くことも少なくない。

注4) 学校生活を送るうえで、生徒が行う作業活動のすべてを評価と治療範囲とし、学力と社会的な参加をサポートする。運筆の困難さが学習面に影響し、生徒の学校生活への参加制限につながっている場合には、OTとして運筆動作の練習を行う。

P.S.117で見学したOTの内容は、ICTクラスの授業の中で対象となる子どもの隣に作業療法士が座り、授業の進行に合わせながら、授業の中でのつまずきとなっている課題についての評価に基づいてOTを行っていた。具体的には、机の上や中の整理がしやすいような環境設定を行い、本人の運筆動作が最大限発揮されるような関わりを行っていた。しかし、授業中の発言方法や参加の態度等の課題について言及したり、子どもをサポートすることは行っていない。P. S. 117の作業療法士によると、校内のサポート体制の中で作業療法士としての役割を考えながら実施しているので、他の先生やセラピストに対してOTの視点からアドバイスをすることはあっても、彼らと同じようなことはしていない。作業療法士は「IEPで目標を共有しているが、同じことをねらっていない。同じことをやっても意味がない。」と言っていた。

3. 家族支援について

1) 家族への情報提供について

Resource Center for Autism and Developmental Delays (RCADD) や SIU の Center for Autism disorders、TEACCH では、自閉症の子どもを持つ家族や養育者、支援に携わる人（教員やその他の支援者）に対して、自閉症理解に対する講座やワークショップ、チラシ（「偏食について」「医療機関を受診するとき」「歯医者はどう選ぶか」「トイレトレーニングの進め方」など）の作成、推薦する図書やインターネットサイトの紹介を行っている。こうしたサービスは、自閉的な特性をもつ子どもの子育てに戸惑いや困難を感じている家族に対して、子どもの特性を理解してもらうことで、家族が子どもに合った関わりができるようになることを目的に実施されており、これにより、子ども自身が混乱することを防ぎ、問題行動が減り、結果として家族の負担を軽減させることをねらいとしている。また、特性を理解することで、将来必要となるサービスや現存しているさまざまなサービスにつなげていくことも行っている。TEACCH では、評価と診断を行う当日に、TEACCH を含めた様々なサービスへの紹介を行っている。

情報提供については、療育や SE を提供している民間の機関でも、このようなセミナーを開催している。

2) ペアレントグループ

TEACCH では、1985 年より、様々なペアレントグループを主催し運営している。家族のためのペアレントグループの設立と運営に携わってきた TEACCH のディレクター Lee Marcus 氏により、それぞれの設立の経緯と特徴、役割について伺った。

① Mothers Group

TEACCH で療育を受けていた方を対象に開始されたグループ。心理士がファシリテーター（時にアドバイスすることもある）として参加、しかし、グループセラピーではない。

グループは、平日昼に実施される。1 回あたりの時間は 90 分で、4～10 人が参加する。話し合う内容はアンケートに基づいて決定される。開始当初は、2 週間に 1 回の頻度で実施していたが、現在は月に 1 回、グループで選んだ話題（「行動のマネジメント」「コミュニケーションについて」「社会性をどう育てるか」「パートナーについて」「親戚について」など）に基づいて、参加者同士が話し合っている。家族同士のつながりやフレンドシップを重視したグループで、このグループの卒業生たちの中から中心的な母親が出てきて、ペアレントメンター（自閉症の子どもを育てた経験を活かし、同じような境遇を持つ家族に対して、相談相手となり助言や共感ができるものとして研修を受けた先輩家族のこと）になっていったこともある。

② Parent with adult

あるグループホームの契約時に Lee 氏が呼ばれ、家族に話したことが設立のきっかけとなって始まったグループ。このときは家族からの不満が話し合われるだけで終わったが、

その後定期的に開催されるようになり、「これから将来にかけて、どのようなサービスが必要か」ということをテーマに話し合っていた。このグループに参加したメンバーの一人が自閉症協会に訴え、The Carolina Living and Learning Center「生活と学習のための施設」(以下 CLLC) 設立に至った経緯がある。州の計画やメディケイドなどの制度について、ゲストスピーカーを呼んで話してもらったこともあり、ある話題に興味を持って参加した家族同士が情報交換をする場となった。19歳～40歳ぐらいの子どもを持つ両親が対象であり、話題の中には、加齢に伴う問題などもある。現在では、このような成人期の問題を話題にするグループは TEACCH 以外にもあるが、1980年代当時はなかった。

③ Fathers Group

およそ 20 年前からに運営している。父親の療育に対する関心や理解は低く、開始当初は 4 人の父親しか集まらなかった。10 年前より、インフォーマル活動(食事会)として新たに活動するようになる。当初は、ただ一緒に食事するだけで、話し合いのテーマ等を決めていなかった。現在は 6～12 人が参加しており、レストランを予約する関係上、参加は登録制となっている。テーマも事前に決められており、年に 9 回実施している。対象となる子どもの年齢は未就学児としている。スタッフはファシリテーターとして、一緒に食事会に参加をしている。

④ Parent Behavior Group

誰でも参加可能なグループ(ASD との診断がついていなくても可能)。1 か月に 1 回(90 分)開催し、子どもの行動面に関する話題(1 回につき 3 件)について、その原因について参加者がブレインストーミング式に意見を出し合う。できるだけ多くの家族が参加できるよう、開催の時間帯は 1 か月おきに昼間と夜間を交互に設定している。毎回 1～2 名は新しい参加者がいるので、その人の主訴をテーマにすることが多い。スタッフは、ブレインストーミングの進行を担当する一方で、出された意見をまとめたサマリーを作成して家族に渡している。

Lee 氏は、これら 3 つのグループは、子どものためのグループではなく、家族への支援、親のためのものであり、家族そのものへの支援が重要であることを強調した。また、これらのグループは、TEACCH 設立時からの「家族との協働」という理念のもと、本人家族からのニーズに応じていく中で生まれてきたものである、そして CLLC の設立のように、TEACCH における大きな変化へのきっかけは、家族の意見から創られたということが多く、「家族との協働」を行ってきた結果が、これまでのような形と変化につながったと思っている、と教えてくれた。

3) Apple Time の活動

Apple Time は、特別なニーズを持つ子どものニューヨークの日本人家族が中心となり、「スペシャルニーズを持つ子供とその家族が、それぞれの経験や悩みを日本語で話しあい、知識や情報を共に学びあい、共有し、相互支援していくこと」³⁾を目的に、2011年に設立された会である。活動内容は、同じ悩みを持つ家族同士が交流し

話し合うお茶会、現地の制度やこれからのこと（成長や進路、日本への帰国）などについて学ぶ研修会の開催等である。また、日本人家族だけの活動に止まらず、様々な現地のイベントへの参加も含まれており、現地でのつながりの中で、特別なニーズを持つ子どもの子育てを支え合うことも重視している。会員の家族は、アメリカという慣れない環境の中、特性をもつ子どもの子育てにも悩むという二重の苦しみを感じていることが多い。こうした状況にいる会員に先輩会員が中心となってお茶会等で悩みを聞き取りながら、必要に応じた情報提供、サービス資源へのアクセス方法などをアドバイスしている。

情報提供に関しては、IEP や学校教育に関する日本との違い、SE のシステム、IEP ミーティングに関するものが多い。

4. 症例

1) Aくん (4歳)

- ・所属：私立 Pre-Kindergarten
- ・診断名：なし
- ・経過：3歳で日本より渡米。日本での1歳半乳幼児健康診査では、特に指摘を受けなかった。アメリカのPreschoolで発達の遅れを指摘され、EI開始となる。IEPにより、OTとSTを週2回ずつ受けている。OTは、学校に作業療法士がいないため近隣のクリニックで受けている。
- ・母親の思い：日本にいたときに、発達の遅れについての指摘を受けていなかったため、当初はとてもショックで認められなかった。しかし、EIは無料でしかも専門的なサービスなので、この子の遅れている部分がキャッチアップしていったらと思い、サービス開始を決めた（キャッチアップしたらサービス終了になるとも聞いているので）。今は、子どもの発達にとっていいことであれば受けておいた方がいいと考えるようになり、サービスを受けて良かったと思っている。駐在員なので、いずれ日本に戻る事となる。日本で同様のサービスは行われていないと聞いているので、帰国後、どのように支援を継続してい

たら良いか悩んでいる。

2) Bくん (4歳)

- ・所属：私立 Pre-Kindergarten (日本の年中児にあたる)
- ・診断名：ASD
- ・経過：乳児期から、落ち着きのなさ、気に入らないことがあると怒るなどの気になる点があったが、かかりつけ医からは「問題ない」と言われていた。しかし、家庭での困り感は強く、EIについても知っていたが、家庭への介入を受けるまでは余裕がない状態だったため、サービス開始を希望しなかった。3歳から Preschoolに通うようになり、そこでEI評価を勧められ、PDD-NOS「特定不能の広汎性発達障害」との診断(現在はASDと診断)により、サービス開始となった。EIによるIEPにより、Preschoolで補助教員がつき、学校に週3回通い、週3回のABAセラピーを開始することとなる。現在は、学校でPT・ST・OTを受け、家庭では週5回のABAセッションを行っている(EIサービスとは別に、自費で週1回の社会性指導クラスにも通っている)。PTとOTはそれぞれ週2回。STは週3回受け、うち1回はグループセッションを行っている。Preschool卒業後は、ICTクラスをもつ公立学校に入学する予定。
- ・母親の思い：EI評価時に、信頼できるABAセラピストと出会った。彼女の子どもへの関わり方により、子どもの行動が変わっていく様子を目の当たりにし、もっとABAを受けたいと思うようになった。彼女は、家庭でのアドバイスに留まらず、学校や外出先での関わり方についても教えてくれた。ABAセッションは、家族にとって、精神的にも肉体的にも忍耐力を必要とするもの。しかし、彼女のアドバイスと支援があったから、今までがんばることができた。彼女を家族のように思っている。

3) Cくん (7歳)

- ・所属：公立小学校2年。ICTクラス在籍
- ・診断名：自閉症。かかりつけ医からは診断がつけられない状態であったため、他のクリニックを受診。3か所目のクリニックで「自閉症」と診断される
- ・経過：かかりつけ医からの紹介で2歳よりEIサービスを受ける。EIサービスとしては、ST、OT、ABAセラピーをそれぞれ週に1回自宅で受ける。3歳以降もEIサービスの継続となり、IEPへと引き継がれる。5歳になり、公立小学校へKindergarten(日本の年長児にあたる)より入学。自閉症としてIEPを持ち、1対1の自閉症クラスでKindergartenのプログラムを2年間受ける。1年生は、自閉症クラスへの在籍を基本としながら通常学級での交流を入れる(交流時には必ず支援がつく)ようになる。
- ・母親の思い：EIは、「子どもにとっていいこと」として受けていた実施していた。EIのセラピストから、対人相互性(模倣からやりとり)やイメージする力を育てるため、ままごと遊びが大事と言われ、家庭で実施するようアドバイスを受けたが、「そこまで教えなくてはいけないのか?」と半信半疑だった。後に妹が生まれ、その様なあそびを自然と身に付けていく様子を見て、改めて自閉症の特性による対人相互性の困難さを理解し、当時

のEIのセラピストによる介入の意図をやっと理解することができた。家族を支援する機関やサービス、自閉症に関する情報提供など知ってはいても、地理的な問題ですぐにつながるのが難しかった。同じような思いをしている家族が手を取り合い、支えあうことも大事だと思い、自分の住む地域で「Autism Mom Group」を立ち上げた。月に1度の集まりだが、参加者同士お互いが経験してきていることを共有することができていて、その中で大きな励ましをもらったという会員の話を聞くと、会をやってきて良かった、子どものことでつながれて良かったと感じるようになった。

4) Dくん (8歳)

- ・所属：公立小学校2年生。ICTクラス所属
- ・診断名：学習障害（一部の領域で知的な遅れを伴う）
- ・経過：小学校入学までEIの介入はなかった。かかりつけ医からも特に指摘を受けなかった。小学校に入学（Kindergartenから）後、学校から行動面での指摘を受け、SEによる評価を勧められIEPを持つようになる。現在、OTは週2回学校で受けているが、STは週2回、校外のクリニックで受けている注5）。

注5）STは校内で受けていたが、本人と家族が希望するサービスが学校で受けられなかった（学級から取り出して個別のSTを実施していたが、本人と家族が拒否し、学級内で受けるSTを希望した）ため、学校と交渉をした結果、校外のクリニックでSTを受けることとなった。費用（1回200ドルほど）は学校が負担している。これに対し、教育局は異議を申し立てており、その交渉は続いている。

- ・両親の思い：IEPミーティングは支援を勝ち取る交渉の場と考えている。STに関しても、校外でIEPに基づくSTを受けられるように、自分たちで制度を調べメール（親からのリクエストを学校は強く受けとめると感じているが、書面で働き掛けないと動いてくれないことが多い）で学校と交渉を続けてきた結果だと思っている。こういった制度やサービスがあることを学校から自発的には教えてくれないので、私たちも学校を信用しなくなってしまう。学校にはペアレントコーディネーターがいるが、学校側の人間とみてしまうので信用できない。しかし、学校側とケンカ別れになると、結果として子どもにとってもいい支援を得ることができなくなってしまう。したがって、IEPミーティングの場では、笑顔を絶やさずに交渉を続けていくことが大事。IEPに書かれていることや制度など、事前の勉強は必須。親にとって、IEPミーティングは本当にきついものと感じている。

5) Eさん (20歳)

- ・所属：昨年度、高校を卒業。自宅で家族と暮らす。週に3回、自閉症協会が行う地域プログラムに参加している
- ・診断名：自閉症。1歳6か月の時に診断される
- ・経過：母親は小児科医。（本児は）双子であるため、弟との発達や行動の違いに早くから気が付くようになる。母親は早期からの支援が有効であると考え、休職をして自閉症治療に関する修士課程に進み専門的な知識を得て、子どもへの療育に積極的に参加するように

なる。2歳の時から SCERTS モデル注6) に基づく療育と、ST、OT を受ける。母親は、セラピストたちにアドバイスされたことを積極的に家庭プログラムとして取り入れ、実践した。学校への入学にあたって IEP ミーティングが持たれ、SE が開始された。IEP には、自閉症クラスでの 1 対 1 の学習が明記されていたが、家族は他の子どもとともに学ぶ環境（通常学級への在籍）を希望した。しかし学校側は、教員の配置等、通常学級でのサポートする体制が取れないことを理由に個別クラスへの在籍を主張してきたため、家族が支援員を自費で用意し、可能な時は母親も学校に同行して子どものサポートにあたった。小学校卒業まで、このような体制でサポートが続けられた。また、学校のみならず、他の子どもとの交流や学びあう機会を設けるため、家族は月に一度、数名の子どもを自宅に呼び、レクリエーション活動等を行う「Circle Of Friends」を開催した。子どもたちだけでなく、学校の先生や作業療法士も参加し、その中で、他の子どもの母親や支援に携わる人たちに自閉症理解に関する勉強会なども実施した。

注6) 対人コミュニケーション、情動コントロール、交流型支援に焦点を当てたプログラム。個々の子どもに合わせた個別化されたアプローチで、療育法というよりサービス提供の一つのモデル。

小学校を卒業後、中学高校でも、家族は小学校同様の在籍と支援体制を希望したが、学校と学区からは拒否をされ、個別クラスに在籍しながら美術などを通常学級で学ぶ学級措置となった。SE は 22 歳までは継続せず、20 歳で高校を卒業した。卒業後、地域のサービスを週に 15 時間利用し、現在は自宅で家族と暮らしている。

・両親の思い：医師という仕事をしていたので、早くから子どもの特徴に気づくことができた。親として、子どもにいいことをやっていきたいという思いから医師を休業し、自閉症について学び、学校教育にも協力してきた。自閉症に特化したクラスではなく、通常学級での教育を希望したのは、自閉症クラスにとっても閉鎖的な印象（教室やカリキュラムだけでなく、食事の時間でさえも他児と異なっていたので）を受けたのと、何より、他児の行動をモデルにして、本人にとっていい行動を学べる場と思ったから。もちろん、自閉症の特性にあった「適切な」教育プログラムを提供していくことは大事だと思うが、この子にとっては、学校内でのピアサポートや理解や、配慮に基づく自然なサポートが「適切」だと思えたので、時には学校と根気強い交渉を続けてきた。ここに至るまで、とてもとても長い旅だった。学校には理解を得られることもあるが、失望もさせられた。その中で、自分たちでできることはなにかということを探索していった。当時、健常の子と障害のある子が一緒にできる余暇活動の場が学校にも地域にもなかったので、「Circle Of Friends」を始めた。活動を通して、他児に本人のことをよく知ってもらえる機会となった（どのよう支援するといったのか）。この会をきっかけに、学校での自然なサポートがより豊かになったように感じている。小学校時代のこうした基礎があって、今の落ち着いた生活につながっていると感じている。SE に関しては、学校側に期待することはほとんどなく、ナチュラルサポートをしてくれる周囲の子どもたちが卒業してしまったので、20 歳で終了す

ることにした。旅はまだまだ続くけど、その時々でこの子のためにやってきたことはよかったと感じている。

IV. 考察

Early Intervention Service について

アメリカにおける EI サービスについて、早期からの介入と学校教育への切れ目のない連携の実際を学ぶことができた。今回の研修を通じて、インタビューさせていただいた方々や TEACCH での評価や指導を受けている方々の多くが、2 歳前後に診断を受け EI などのサービスにつながっていた。また、A くんのように診断がついていなくてもサービスを受けている様子から、発達の遅れという段階から、今後、発達障害になるかもしれないことへの予防的な対応として、早期からの専門職による評価と介入が実践されている現状を学ぶことができた。これは、連邦法 IDEA により規定され各州によって実施されているサービスであり、発達の遅れの定義と介入を開始する基準は州ごとにより若干異なるが、早期発見・支援、就学への支援の引継ぎがシステムとして構築されている。EI サービスは、早期発見・支援により将来起こり得る発達障害の特性による二次三次的な障害を予防するシステムであると感じた。

しかし、EI サービスについて、課題となる問題が生じていることも学ぶことができた。3 歳までの EI では診断名を必要とせず、利用するにあたっての敷居の低さから、NY では、EI サービスを無料で受けられる専門的なサービス、「受けておくべきお得なサービス」と捉える家族が増え続け、今後、現在のような時間数のサービスを無料で受けさせ続けることの可否の検討（制限の検討）が始まっている。また、早期から専門性の高い介入が開始される反面、家族がサービスに依存してしまい「専門家任せ」のような実態もあるようだった。C くんのお母様がかつてそうだったように、介入の意味を学ぶ機会がないまま、子どもの発達にとって良いこととしてサービスを受けてはいるが、家での取り組みは行っていないという家族は現在も多く存在しているのではないかと感じる。TEACCH での FITT プログラムは、こうした課題を背景に誕生した経緯がある。FITT では、家族に子どもの特性についての説明をしたうえで、家庭での実施を基本に、家族が主体となって取り組めること、また、家族自身が特性や遅れのある子どもへの子育てに対して、自信をつけていくことをねらいとしている。FITT は、現状の EI サービスが抱えている課題についての、一つの結論に当たるプログラムであると感じている。

日本における発達障害を早期に発見するシステムに、「乳幼児健康診査制度」(以下、健診)がある。これは市町村によって乳幼児の病気の予防と早期発見、および健康の保持・健康の増進を目的に行われるものであり、発達障害が疑われる場合には、診断の有無に関わらず家族への気づきと支援を開始する大きなきっかけとなっている。発達障害に対してだけでなく、子どもの発達や子育てに不安を抱く保護者も対象としており、「育児支援」として健診事後教室(フォローアップ教室など)や相談が行われている。しかし、実施する自治体により健診の精度や

事後の支援体制に差があるのが現状である。今後、健診や地域医療の中で発達の遅れや特性について専門的に診ることのできるアメリカのかかりつけ医のような小児科医を充実させていくこと、EIにならい専門性をもつ職種による査定と、評価に基づくプログラムを健診事後フォローとして実施していくこと、また、FITTにならい家族へのコーチングの考えを育児支援プログラムとして実施することで、世界に誇る日本の健診を早期支援システム(「日本版EI」)としていくことが可能になるのではないだろうか。

Special Education について

SEについては、「IEPに基づいて実施されている」ということを改めて認識した。IEPとは、SEを実施する上での契約書のようなものであり、書かれている内容について、日本の個別の教育支援計画、個別の指導計画に比べ、非常に具体的で明確な記述が多い印象を受けた。例えば目標は、設定の根拠と達成の是非の評価、環境や介入方法の設定について、対象者の評価に基づき、場所や時間、頻度に至るまで細かな記載があった。これは、子どもに合った適切な教育を受ける権利を保障するというIEDAの理念によるもので、この理念が子ども一人一人の個性に合わせた具体的な目標設定という形となって現れている、と考えることができる。しかし同時に、IEPに書かれていない支援については行わないという現実的な部分も存在していた。自閉的な特性に基づく行動上の問題を有しているが、ASDとの診断を受けていない男の子が、学校で行動を切り替えられないなどの問題を起したとき、教師から言語指示や叱責のみで対応されている場面をみた。教師によれば、IEPにそのような特性について書かれていないので、他の生徒と同じ対応をしたまで、ということだった。またEさんのように、学校側が自閉症の特性に基づく適切な教育プログラム(個別対応)が適切であると判断した場合、家族からの通常学級で学ばせたいという要望があっても、それを頑なに拒否するエピソードを聞いた。IEPは法的文書であり、学校での在籍、支援や対応についての根拠が記載されたものなので、書いてあることは行うが、書いていないことは行わない、行う義務がない、ということになるのだろう。日本では、特に私の勤務先の近隣地域の学校では、最近まで個別の教育支援計画を作ることもそのものが目標であったほど、個別の教育支援計画が学校現場に支援や対応の根拠として定着しているとは言えない状況であり、計画の内容について、まだまだあいまいな部分が多い。このため、計画に記載されていないことにも対応することが可能であることが多く、上記のようなことは起こりにくい。むしろアメリカのSEでは、教育する側と教育を受ける側との権利を巡って、こうした軋轢が生じ、結果として、本人や家族が望む教育を受けられないことが起こりうることを学んだ。このため、IEPミーティングは、子どもが学校で受けることができるサービスやサポートを決定するものであるため、家族にとっては、適切な教育を受けられるか受けられないかの根拠が決定される場としての意味合いが強くなる。Dくんの母親のように、家族は、IEPミーティングをよりよいサービスを勝ち取る場と捉え、学校側は時に無理難題を言うてくる家族に対してバリアを張ってしまう。こうした軋轢と対立の構図ができてしまうことも、IEPにおける影の部分であるということができる。家族向けの

情報提供セミナーの中では IEP に関する講座が人気のように、参加した家族によると、学校側と信頼関係を持つこと、ミーティングの時はケンカ別れにならないよう穏やかな表情で臨むことなどをアドバイスしてくれるという。IEP ミーティングに参加した母親が、終始笑顔で学校側と話をしていた姿が、まさにこのような背景について語っていた。

Special Education における作業療法士の役割について

今回、学齢期の子どもが通うクリニックや公立学校において、OT を見学し現場の作業療法士から話を聞く機会を得た。日本と違い、アメリカでは多くの学校や学区に作業療法士が配置されており、OT を必要とする子どもに対して、学校現場やそれに近い環境で高い頻度で OT を提供することができていた。そこでは、学習に関する作業遂行能力（特に運筆）の向上をねらいとした OT が行われていることが多く、校内のサポート体制の中で OT の役割が明確になっている印象を受けた。その一方で、分業が進むあまり他の職種や領域との連携や家族との協同が十分ではないケースも数多く存在していた。また、学校での OT は、学業に関する内容に傾くあまり、生活動作につながる内容や家庭との連携ということについては希薄である印象を受けた。専門職の数が増えれば身近に受けられるサービスの量は充実するが、分業が進むことで、子どもに関わるそれぞれの分野の専門家がその領域のみを担当する「エキスパート」が増え、家庭を中心とした多職種連携を希薄にする恐れがあるということを知った。日本においては、特別支援教育分野の OT は学校現場でまだまだ知られていないことが多く、従事している数は作業療法士が働く領域の中では最も少ない。学校や教育委員会などの教育機関に配置されている作業療法士は少なく、多くは筆者のように療育機関等に勤務し、個別 OT を行いながらケースを通じた連携や発達支援事業などの事業を使い学校現場に介入することがほとんどである（理学療法士や言語聴覚士についても同様である）。当院近隣の地域では、1つの学校に介入する頻度は年に1～2回であるため、直接子どもにセラピーを実施するよりも、学校や担任への間接支援を重視することが多い。このため、病院や療育機関で個別のセラピーを行いながら、学校支援では、それぞれの専門職としての視点と不足している他職種の視点を持ち、1つの専門職だけに捉われないアドバイスをすることが重要であると考え支援を行っている。専門職の数が少なく、関わるができる学校や頻度に限りがあるが、支援する際は機関連携や家庭との協同を重視している。これは、専門職が少ない状況の中で、他職種の領域も視野に入れながら専門職が互いに同じ目標に向かって連携する、TEACCH が重視するジェネラリストモデルとも共通する部分であると感じている。これは、それぞれのエキスパートが充実しているアメリカにおいて、機関連携や家族との協同が希薄になることへの危惧から重視された考えであることを改めて感じた。

情報提供と家族支援について

アメリカでの発達障害をもつ家族への支援について、大学の機関や療育機関のみならず、より身近な機関や集まりの中で行われている実際（障害の特性や対応方法、制度についての情報

提供やピアグループの活動)をみる事ができた。アメリカの都市部では、療育機関等主催の様々なセミナーが数多く開催されており、インターネットからの情報だけでなく、子どもの特性についての情報や制度についての情報をより正確に知ることができる。現在しているさまざまなサービスにつなげていくこと、利用できるサービスが存在していることを家族に伝えていくことも、こうした情報提供サービスの役割であると考え。しかし、都市部から離れれば離れるほど、セミナーに参加することが難しくなり、家族は利用しているサービスやインターネットを通じて情報を手に入れることになるため、どの地域に住む家族でも気軽に利用できるという状況には至っていないようであった。このような中で、CくんやEさんの母親のように、地域にないものは自分たちでつくる、とサービスを創出する家族がいることを知った。発達障害への支援は家族の思いが原点である、ということ改めて学んだ。

地域の課題に対して取り組むこと

私の勤務先の近隣地域での早期介入について考えてみると、健診の精度に関しては、1歳半健診での発達障害への早期からの気づきに力を入れている自治体が増えてきている。これは、発達支援事業を通じた当院と近隣の保健師との連携の中で、早期にみられる発達障害の特性や対応方法を伝達してきたことで、早期からの気づきと対応の重要性を認識する保健師が増えてきていることが背景にある。また、健診後の支援については、1歳半健診において、発達の遅れや特異的な行動特性を示す子どもの保護者に対して、健診事後教室や相談に当院の言語聴覚士と作業療法士(筆者も)が参画し、子どもの発達特性を伝えながら、その特性に合った家庭での関わりなどのアドバイスを家族に行っている自治体がある。こうした地域での早期介入に対して、FITTでの具体的な関わり方と、個性のある子どもの特性に合わせたフォロー、家族に子どもの特性を伝え家族が主体となって関わる場面を設定することを組み込んでいきたい。具体的には、早期から家族に子どもの発達の特性についての理解を促し、家族自身が子どもの特性に合わせた関わりができるよう、コーチングの考え方に基づいた支援を検討していきたい。また、地域の保健師との連携の中で、今後も発達の遅れや特性について、乳幼児健康診査でみていくべきポイントについての情報共有をさらに進めていき、家族への早期からの気づきを促しながら支援する体制を広げていきたい。

アメリカにおける発達障害児への早期からの介入と学校教育への切れ目のないサポート体制と、IEPに基づく支援内容と具体的な目標設定について学んできた者として、今後、学校教育に介入する際には、これらがアメリカでうまく機能していたイメージをもちながら、これまで以上に「ジェネラリストモデル」での連携を重視していきたい。また、アメリカで実施されているOTの目標については、SEで行われているものであればIEPの中に記載されており、他の支援や教育目標と同様に、目標は非常に具体的である。この点についても、当院で実施しているリハビリテーションでの目標設定につなげて考え、子どもや家族への支援、学校環境への間接的な支援をより具体的なものにしていきたい。

家族支援に関して、当院近隣は郡部と呼ばれる地域であり、都市部に比べて保護者向けのセ

ミナーが開催される機会が少ない。しかし、近隣の町で保健師や発達支援センター、子どもが通う幼稚園などが中心となって、発達障害や特別なニーズをもつ子どもをもつ家族が集まるピアグループのような会が複数誕生しており、筆者がその会で情報提供する機会もある。CくんやEさんの家族の思いや行動を思い浮かべながら、よりアクセスしやすい地域での情報提供の重要性、より自分の子どもの状態象やより家族自身の困り感に寄り添う支援の重要性を再認識し、今後もピアグループの立ち上げや、情報提供などの支援をしていきたい。また、早期からの家族に合ったサービスについて情報提供していく機会として、当院で行われている「親講座」での情報提供の内容や形態、参集範囲を再考し、診察につながらなくても子どもの特性に合った適切な情報を得ることができるような体制を構築していきたい。

今後の課題

また、「包括的支援」というテーマに関しては、今回は多職種連携、特に医療と教育の領域での研修に留まってしまった。今後、アメリカにおける保健や福祉も含めた領域やライフステージを超えた支援のつながりについて学ぶことが課題であると感じている。平成28年8月に改正された「発達障害者支援法」では、「ライフステージを通じた切れ目のない支援をする」、「発達障害の疑いのある児童の保護者への情報提供・助言をする」、「発達障害のある児童と発達障害のない児童が、可能な限りともに教育を受けられるよう配慮すること、そのためのIEP作成と支援体制の整備をすること」という文言が記されている。こうした動向は、私がアメリカで学んできたことを実現するための下地のようなものであり、追い風のように感じている。発達障害児への早期からの介入と学校教育へのつながりと、その後の地域生活を含めたライフステージを見越した支援体制を日本の中で、私の働く近隣の地域の中で具体的な形として実現していきたい。

V. おわりに

今回、アメリカにおけるEIとSEについてを学ぶ中で、発達障害（主に自閉症）に対する早期からの包括的で継続的な支援の重要性について再考することができた。EIやSEを受けているご家族からのお話を聞く中で、家族が感じる様々な感情に出会うことができた。それは、子どもの成長をみる喜びであったり、子どもを思うあまりの怒りであったり、これまでやってきたことへの達成感であったり、努力したことが報われない無力感であったり、周囲の人々への感謝であったり、今後の不安やどうしたらよいかわからない混乱といった感情もあった。また、子どもを含めた家族への愛に数多く出会った。こうした家族が抱く、その時々を感じる感情について耳を傾け、その時々に必要な支援をしていくことが大切であるということ改めて感じる事ができた。今後、早期から家族のこうした思いに気づき、その思いに寄り添いながら支援していくシステムを、私の勤務する近隣の地域で構築していきたい。そのことが、「私

の話は、あなたの仕事や地域のお役に立つかしら？」と、私にありのままを語って下さったアメリカのご家族の思いに応えることであると思う。アメリカで出会ったご家族の多くの感情と、この言葉を励みに、今後も地域支援やご家族への支援に尽力していきたい。

謝辞

今回、このような貴重な学びの機会を与えてくださり、出発前から帰国後に至るまで、たくさんのサポートをしてくださった清水基金の皆さま、海外研修事業選考委員会の先生方に感謝申し上げます。また、岡田喜篤理事長をはじめとする、北海道療育園の皆さま、丸山静男院長、宮上憲之事務部長、美幌療育病院の皆さま、長期にわたる不在によりご迷惑をおかけする状況にも関わらず、あたたかく研修に送り出してくださり、ありがとうございました。また、留守の間、サポートをしてくれたリハビリテーション科・支援事業課の仲間たちに感謝を申し上げます。合同研修のみならず、個人研修へのアドバイスもいただいた八巻先生、研修先へのお取次ぎをしていただいた諏訪利明先生、小田桐早苗先生、名越斉子先生、ニューヨークでの生活を支えていただいただけでなく、多くのことを教えていただいたバーンズ亀山静子先生、小貫悟先生に心から感謝申し上げます。

最後に、3か月間の留守を支えてくれた妻、寂しい思いをしながらも研修中の私を励まし続けてくれた3人の子どもたちに感謝を申し上げます。

VI. 引用文献

- 1) Gary B Mesibov. Victoria Shea. Eric Schopler (腹巻智子・訳) : TEACCH とは何か. 33, 75
エンパワメント研究所, 2007
- 2) 棟方哲弥・海津亜希子・玉木宗久・齊藤由美子 : 諸外国における発達障害等の早期発見・早期支援の取り組み. 国立特別支援教育総合研究所研究紀要 第37巻 : 19-23, 2010
- 3) Apple Time ホームページ : 会について, 目的.
<http://appletimeny.web.fc2.com/greetings.html>, (参照 2016-11-27)

研修日程と主な訪問先

日程	訪問（研修）機関	機関の概要と主な訪問先
4/18 ～ 4/28	合同研修	
5/4	RCADD South	保護者・教員向けの自閉症理解に関するインフォメーションセミナーに参加。
5/7 ～ 6/4	ニューヨークに滞在	
	ニューヨーク日本人教育審議会	バーンズ亀山静子先生へのインタビュー。
	ニューヨーク日本人学校 グリーンウィッチ校	ニューヨーク日本人学校（特別支援教育）の見学。
	ハーツデールにあるアパートメント	Apple Time 5周年記念パーティに参加。
	Bayside Pediatrics PC	小学校入学に向けた小児科診察の同席。
	P.S.41 Bayside	学校見学、フィールドデイ見学。
	Noah's Arc Progressive Learning	保育園見学。
	St. John's University Speech and Hearing Center	個別 ST の見学。
	Apple Time 会員の方のご自宅 (ウェストチェスター)	Apple Time 会員の方々へインタビュー。
	サイコセラピストのクリニック	クリニカルソーシャルワーカー（心理）へのインタビュー。
	Bayside 日本人補習校	学校見学。
	Queens Gateway To Health Sciences Secondary School	学校見学と IEP ミーティング同席。

日程	訪問（研修）機関	機関の概要と主な訪問先
	P.S.117	学校見学と OT 見学、作業療法士スーパーバイザーへのインタビュー。
	市内アパートメント	家庭での ABA セッションの見学。家族へのインタビュー。
	YAI Gramercy School	学校見学と個別 OT の見学。
	P.S.76	学校見学（NEST プログラムの見学）と副校長・作業療法士へのインタビュー。
	Creative Wonders	個別 OT の見学。
6/5 ～ 7/5	ノースカロライナ州 に滞在	CLLC の見学。CLLC に関する講義（設立の経過・運営方法など）
6/6 ～ 6/17	TEACCH 部での研修 Carolina Living Learning Center (以下、CLLC)	診断と評価、FITT プログラムについての講義。 診断と評価を見学。
	TEACCHチャペルヒルセンター	就労現場の見学。ジョブコーチと利用者へのインタビュー。
	TEACCH サポートドエンプロイメント	診断と評価を見学。 FITT プログラム、個別セッションを見学。
	TEACCHアッシュビルセンター	
	Greenville Unity Church	特別なニーズを持つお子さんに対する教会学校の見学。
	Pitt County Schools (ピット郡教育委員会)	SE (EI を含む)、IEP、就学制度についてインタビュー。

日程	訪問（研修）機関	機関の概要と主な訪問先
7/6 ～ 7/12	Eさんの自宅（グリーンビル）	自閉症のお子さんを持つ母親へのインタビュー。
	Tim DeCresieさんの自宅（グリーンビル） イリノイ州トンプソンビルに滞在	学校教員、事務員である DeCresie さんご夫妻へのインタビュー。
	Autism mom group	自閉症のお子さんを持つお母さんたちへのインタビュー。
	SIU Carbondale Center for Autism disorders	言語聴覚士による ESDM に基づく早期からのグループ療育を見学。
7/14	帰国	

海外研修収支決算報告書

収入の部

収 入 項 目	金 額 (円)
助成金 (清水基金より)	1,650,000
法人助成	426,196
計	2,076,196

支出の部

支 出 項 目	金 額 (円)
<u>交 通 費</u>	630,570
航空運賃	305,180
レンタカー代	219,533
その他交通費	
UBER・タクシー代・電車代	105,857
<u>滞 在 費</u>	714,216
宿泊費	466,110
食 費	248,106
<u>研 修 費</u>	567,556
合同研修費	150,000
個人研修費	
TEACCHへの研修費	168,000
通訳代 (15日間)	249,556
<u>諸 雑 費</u>	163,854
海外旅行損害保険費	51,610
海外通信費	12,120
研修先、ホームステイ先へのお土産代	100,124
計	2,076,196

発 行

〒103-0027
東京都中央区日本橋三丁目12番2号
朝日ビルヂング3階

社会福祉法人 清 水 基 金

TEL 03-3273-3503

発行日 平成 29 年 3 月
印刷 (株) 中 誠 堂